

# 阿見町議会会議録

令和5年第3回定例会

(令和5年9月5日～9月26日)

阿見町議会

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	15
◎会期日程	16
◎第1号(9月5日)	19
○出席, 欠席議員	19
○出席説明員及び会議書記	19
○議事日程第1号	21
○開 会	22
・会議録署名議員の指名	22
・会期の決定	22
・諸般の報告	23
・常任委員会及び特別委員会所管事務調査報告	25
・議案第61号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第62号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・議案第63号から議案第66号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第67号から議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	33
・議案第73号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・議案第74号から議案第75号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・請願第1号(上程, 委員会付託)	44
・休会の件	44
○散 会	44
◎第2号(9月19日)	45
○出席, 欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	45
○議事日程第2号	47
○一般質問通告事項一覧	48
○開 議	49
・一般質問	49
高野 好央	49
紙井 和美	57

難波千香子	7 2
野口 雅弘	8 7
○散 会	9 1
◎第3号（9月20日）	9 3
○出席，欠席議員	9 3
○出席説明員及び会議書記	9 3
○議事日程第3号	9 5
○一般質問通告事項一覧	9 6
○開 議	9 7
・一般質問	9 7
海野 隆	9 7
飯野 良治	1 1 3
川畑 秀慈	1 2 6
栗原 直行	1 3 9
・休会の件	1 5 8
○散 会	1 5 9
◎第4号（9月26日）	1 6 1
○出席，欠席議員	1 6 1
○出席説明員及び会議書記	1 6 1
○議事日程第4号	1 6 3
○開 議	1 6 4
・議案第61号（委員長報告，討論，採決）	1 6 4
・議案第62号（委員長報告，討論，採決）	1 6 5
・議案第63号から議案第66号（委員長報告，討論，採決）	1 6 6
・議案第67号から議案第72号（委員長報告，討論，採決）	1 7 1
・議案第73号（委員長報告，討論，採決）	1 7 2
・議案第74号から議案第75号（委員長報告，討論，採決）	1 7 3
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	1 7 4
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 7 5
・議員提出議案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 7 7

・議員派遣の件	178
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	179
○閉 会	179

## 第 3 回 定例会

阿見町告示第190号

令和5年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月22日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和5年9月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	9月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月6日	(水)	休	会	・議案調査
第3日	9月7日	(木)	休	会	・議案調査
第4日	9月8日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	9月9日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月10日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月11日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	9月12日	(火)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第9日	9月13日	(水)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第10日	9月14日	(木)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第11日	9月15日	(金)	休	会	・ 議案調査
第12日	9月16日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	9月17日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	9月18日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	9月19日	(火)	午前10時	本会議	・ 一般質問（4名）
第16日	9月20日	(水)	午前10時	本会議	・ 一般質問（4名）
第17日	9月21日	(木)	休	会	・ 議案調査
第18日	9月22日	(金)	休	会	・ 議案調査
第19日	9月23日	(土)	休	会	・ 議案調査
第20日	9月24日	(日)	休	会	・ 議案調査
第21日	9月25日	(月)	休	会	・ 議案調査



日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第22日	9月26日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長報告</li> <li>・ 討論</li> <li>・ 採決</li> <li>・ 閉会</li> </ul>

第 1 号

[ 9 月 5 日 ]

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月5日（第1日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

7番	栗原	宜行君
----	----	-----

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

教 育 長	立原	秀一君
監 査 委 員	佐藤	修一君
町 長 公 室 長	佐藤	哲朗君
総 務 部 長	青山	広美君
町 民 生 活 部 長	白石	幸也君
保 健 福 祉 部 長	山崎	洋明君
産 業 建 設 部 長	井上	稔君

教育委員会教育部長	飯村弘一君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君
会計管理者兼 会計課長	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳

## 令和5年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

令和5年9月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会及び特別委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第61号 阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止について
- 日程第7 議案第63号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）  
議案第64号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第65号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第66号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第67号 令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和4年度阿見町水道事業会計決算の認定について  
議案第72号 令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第73号 都再第1－1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について
- 日程第10 議案第74号 町道路線の廃止について  
議案第75号 町道路線の認定について
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第12 休会の件

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

なお、千葉町長から欠席の届出がありましたので、報告します。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 飯野良治君

9番 野口雅弘君

を指名します。

---

#### 会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る8月28日及び9月4日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和5年第3回定例会につきましては、去る8月28日及び9月4日、議会運営委員会を開催いたしました。8月28日の出席委員は6名、9月4日の出席委員は5名で、いずれも執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月26日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目から3日目までは休会で議案調査。

4日目、9月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、9月11日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目、9月12日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

9日目、9月13日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

10日目、9月14日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

11日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、9月19日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

16日目、9月20日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

17日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、9月26日は最終日となり、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力のほどをよろしく願いいたしまして、報告といたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月26日までの22日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの22日間と決定しました。

---

### 諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

執行部より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 皆さん、おはようございます。

本日上程されました議案につきまして、本来であれば、千葉町長が御挨拶を申し上げるところでございますけれども、町長が新型コロナウイルス感染症の陽性となりましたので、本日の定例会を欠席することとなりました。町長公室長の私のほうから御説明を申し上げます。

本日は、令和5年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものでございます。

以上御報告を申し上げます。

○議長（平岡博君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第61号から議案第75号のほか、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、以上16件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉にむけた要請の1件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和5年6月分から令和5年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和5年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月1日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長が新たに選任されましたので、委員長より報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長高野好央君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長高野好央君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（高野好央君） 予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任の件について御報告申し上げます。

令和5年8月29日開催の予算決算特別委員会において、予算決算特別委員会前委員長であります飯野良治委員から、委員長辞任の申出がありました。また、予算決算特別委員会前副委員長であります高野好央委員から、副委員長辞任の申出がありました。



このことを受けまして、いずれの申出につきましても、委員会条例第10条第1項の規定に基づき辞任を許可し、同日、新たに委員長及び副委員長を選任いたしました。委員長に高野好央委員、副委員長に柴原成一委員。

以上をもちまして報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会及び特別委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、常任委員会及び特別委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会及び特別委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、令和5年7月13日に、ひたちなか市及び茨城県において実施した総務常任委員会所管事務調査について報告をいたします。

調査の目的は、ひたちなか市では広域避難計画の取組について、茨城県では原子力災害対策計画についてで、委員3名と大竹議会事務局長、執行部から白石町民生部長ほか2名の7名が参加いたしました。

広域避難計画は、茨城県が地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて進めており、避難元と避難先自治体をマッチングし、市町村の広域避難計画を支援しております。令和5年7月現在では、広域避難計画を策定すべき東海第二発電所からおおむね30キロ圏内（UPI内）の14市町村のうち、策定済みは5市町にとどまっています。

ひたちなか市は、平成30年3月に県内14市町村と、7月に県外10市町と避難受入れに関する協定を締結し、全市民15万人余の避難計画を策定中でございます。阿見町は、日本原子力発電東海第二発電所の苛酷事故発生時に、避難して来るひたちなか市民7,000人を受け入れる計画となっています。

ひたちなか市は、1、基本的な避難単位を小学校区とし、学区ごとに自主防災会などまとまりのある単位で避難先を確保することにより、地域コミュニティの維持を図るため、自治会エリアを基本に避難先を設定する方針です。市毛小学校学区の市毛北自治会が阿見町の阿見中学校を基幹避難所とした5か所へ、同じく市毛南自治会が竹来中学校を基幹避難所とした7か所へ、田彦小学校学区の大島公園西自治会が中央公民館を基幹避難所とした4か所に避難先地域

を設定しています。

阿見町に関係する課題だけを挙げると、2、避難手段は自家用車を基本とするということからすると、受入れ自治体では駐車場の確保についても打合せが必要だと思われます。3、避難所の開設と運営では、避難元職員がおおむね3日程度で避難所に派遣されてくるまでの間、阿見町職員が避難所運営に当たることになり、通常業務を兼ねながらのマンパワーが課題となるものと思われます。4、複合災害時の対応について、広域避難計画は自然災害と原子力災害との複合的な災害を念頭に検討を進める必要があります。東海第二発電所で想定されている地震が房総沖であるとする、阿見町が震源に近く避難元より大きな被災をする可能性があり、避難民の受入れが可能かどうか協議する必要があります。

なお、ひたちなか市では、令和5年3月25日にPAZ（5キロメートル圏内）内にある長砂地区を対象に原子力防災訓練を実施し、広域避難計画策定に向けた成果と課題について検証しております。

茨城県では、地域防災計画・避難計画の策定と支援体制について、国の原子力防災担当である内閣府が、1、計画策定当初から政府がきめ細かく関与し要配慮を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題を共に解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかり支援する、2、緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援する、などの基本的な仕組みについて説明を受けました。

原子力災害に備えた茨城県広域避難計画は平成27年3月に策定し、令和5年に最終改定を行ったもので、避難先や避難経路、避難の流れなど基本的な事項を定めたものです。現在検討を進めている課題として、1、安定ヨウ素剤の配布体制、2、避難退域時検査体制、3、移動手段の確保、4、複合災害への対応、などがあるということでした。

総じて、広域避難計画の策定ははまだ課題が山積しており、実効性ある計画の策定にはもう少し時間がかかりそうだという印象を受けました。阿見町としては、被災された住民を万全の体制で受け入れるためにも、避難元自治体と十分な協議を行い受入れ体制の構築に努力する必要があることを痛感いたしました。

最後に、今回の研修視察を受け入れていただいた、ひたちなか市では、多忙の中御挨拶いただいた大谷隆ひたちなか市議会議長、御説明いただいた市民生活部長ほか担当課の方々、茨城県では、茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課原子力防災調整監ほか担当課の方々に大変お世話になりました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会所管事務調査について、御報告いたします。

民生教育常任委員会では、令和5年8月25日に神栖市議会を訪問し、今年度の活動計画に沿った生涯学習（温水プール）について、視察研修をさせていただきました。

出席者は、委員6名のほか、執行部より教育部長、随行で事務局職員1名でした。

神栖市議会では、はさきマリンプールの運営について、神栖市教育委員会の職員の方々から説明を受けました。

事業経過等ですが、施設整備の背景には、市内小・中学校プールの老朽化による修繕のほか、維持管理に多くの経費を要することから、令和2年3月に神栖市学校プール管理基本構想を策定し、学校プールを公営温水プールへと集約化することを決定、その後、令和2年から令和3年度にかけて体育施設整備基本・実施設計業務を実施、令和3年10月から建設工事に着手、令和5年1月に竣工、今年度6月に開館したとのことでした。

「笑顔と健康があふれる“はさきマリンプール”」をコンセプトに、市立小中学校の水泳事業の実施とともに市民の生涯健康スポーツ活動の推進と市民相互の交流を促進することを目的とした施設で、水泳授業を実施しない時間帯は、一般の方も利用できるとのことでした。

施設の概要は、敷地面積約3,642平方メートル、鉄筋コンクリート造地上1階建て、メインプールの25メートルが7レーン、幼児プール、浴室、トレーニング室、談話室などがあり、学校水泳授業のときは、談話室を見学者スペースとして利用できるそうです。

この施設は、指定管理者制度を活用し、株式会社フクシ・エンタープライズと令和5年2月1日から令和10年3月31日まで契約して運営しており、9月から一般の方向けに水中ウォーキング、小中学生向けに水泳補助教室などを予定しているとのことでした。

建設費は、約12億2,000万円で、6月1日から8月4日までの利用者数は1万314人、そのうち、市内の方は約74%、市外の方は約26%。また、学校の利用状況ですが、6月から7月にかけて小学校2校が利用し、31日間で延べ1,625人、中学校は9月から11月にかけて利用する予定とのことでした。

学校水泳授業ですが、5月から12月までの平日、9時から16時までの利用とし、移動手段は、民間委託バスにて送迎しているとのことでした。

安心安全な水泳のため、学校と指定管理者間で十分な打合わせを行い、授業計画を作成し、監視員2名以上、水泳指導補助員2名以上を配置しているとのことでした。

今後の展開については、現在、自校プールで授業を行っている学校の受入れや一般市民の利用促進のための効率的な施設運営を図っていくとのことでした。

現在、当町においても学校プール施設の維持管理に多額の経費を要していることから、大変

参考となりました。今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思います。

最後に、今回の研修を快く受け入れてくださいました神栖市議会、神栖市教育委員会の職員の方々、株式会社フクシ・エンタープライズの方々には大変お世話になりました。

この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、民生教育常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会改革等調査研究特別委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、御報告を申し上げます。

議会改革等調査研究特別委員会では、令和5年6月27日及び28日に宮城県大和町議会と柴田町議会を訪問し、視察研修をしてまいりました。出席者は、委員7名のほか、議長、随行で事務局職員1名でした。

まず、大和町議会では、政務活動費、議員歳費、議員定数について、高平議長、今野議員、事務局職員の方々から説明を受けました。

まず、政務活動費につきましては、平成25年に条例を制定し、月額1万円、年間12万円を支給しているとのことですが、令和2年から令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、調査研究費が減となっており、利用率も6割から7割とのことでした。

議員定数につきましては、議員活動の拡充や多くの負託を得る議員を選出することを理由に、令和5年度に2名減の16名にする条例改正を予定しているということでした。

また、議員の成り手不足が深刻化していることから、「これからの大和町議会のあり方プロジェクト」を立ち上げ、議長が中心となって全議員と3段階のステージに分けて検討しているとのことでした。ステージ1では情報収集・分析を有識者・各種団体の方々からの意見聴取を行い、議員のあるべき姿を検討、ステージ2では、意見集約・機運醸成を参考人や、各種団体の代表と議会議員も参加してワークショップを行い、最後のステージ3では、条例改正を全議員で行うということでした。

10代から70代まで幅広い世代の方々と議員が一緒になって、新しい議会や理想の議員像について語り合うということで、大変参考になりました。

次に、柴田町議会では、高橋議長、平間副議長、広沢委員長、事務局職員の方々から説明を受けました。

議会基本条例を検証するため、議会基本条例チェックシートを作成・検証を行い、課題を抽出し、次年度以降に行動計画を実施していくとのことでした。なお、積み残しの課題等は、さ

らに次年度以降の行動計画に盛り込むことを検討するとのことでした。

また、柴田版政策サイクルとして、予算・決算審査におきまして、議員間討議にワールドカフェ方式を活用し、政策提言にまとめる仕組みは高く評価されているとのことでした。

さらに、住民に開かれた議会では、一般の方や団体との懇談会のほか、地元高校生との懇談会を実施するなど、議員の成り手不足の解消も含め、若い世代の意見も取り入れているとのことで、大変参考になりました。

大和町、柴田町ともに、このほか多くの説明や質問に対する御回答をいただきました。今回の視察研修で学んだことを、今後の議会活動に活かしてまいりたいと、かように思う次第でございます。

最後に、今回の研修を快く受け入れていただきました大和町議会高平議長、柴田町議会高橋議長をはじめ各議員及びそれぞれの事務局職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、議会改革等調査研究特別委員会所管事務調査報告といたします。以上です。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会及び特別委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議案第61号 阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第61号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第61号の阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、国や茨城県において、読点の表記を「，」（コンマ）から「、」（テン）へ変更されたことから、町においても同様に、全ての条例の読点を「，」から「、」へ変更する条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

---

議案第62号 公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める  
条例の廃止について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第62号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第62号の公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、昭和40年に制定された公文書の左横書きへの移行に伴う条例であり、現在は当該条例を適用する機会がないことから廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いします。

---

議案第63号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第64号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第63号から議案第66号までの4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第63号から議案第66号までの、令和5年度一般会計ほか3件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第63号、一般会計補正予算は、既定の予算額に7,257万7,000円を追加し、196億2,527万4,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税で、交付額の確定により、普通交付税を増額。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額。

第21款繰越金で、基金積立金の財源として、前年度繰越金を増額。

第23款町債で、起債限度額の確定により、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第7款土木費の道路維持費で、橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検業務を委託するため調査委託料を増額、また、街路事業費で都市計画道路寺子・飯倉線整備事業に係る土地購入費及び補償費を増額。

第9款教育費の中学校管理費で、阿見中学校体育館の消火栓配管修繕工事を行うため、維持

補修工事を増額。

第12款諸支出金の予科練平和記念館整備管理基金費、あみ人材育成基金費、二所ノ関部屋連携基金費で、令和4年度ふるさと応援寄附金で使い道として指定されたものを各基金に積み立てるため基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第64号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に43万9,000円を追加し、36億4,206万9,000円とするものであります。

その主な内容は、総務費で、認定調査等費の調査委託料を増額するものであります。

次に、議案第65号の水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出について、3,240万円を増額するものであります。

主な内容としましては、水道管の更新工事を予定していなかった路線において漏水が発生し、早急に布設替工事を行う必要が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

次に、議案第66号の下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ181万円を増額するものであります。

主な内容としましては、職員給与関係経費及び委託料を増額し、その財源として他会計負担金、他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第66号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。



各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

---

議案第67号	令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号	令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号	令和4年度阿見町水道事業会計決算の認定について
議案第72号	令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第67号から議案第72号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第67号から議案第70号までの令和4年度一般会計歳入歳出決算及び令和4年度国民健康保険特別会計ほか2件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第71号、令和4年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第72号、令和4年度下水道事業会計利益の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて決算を同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 令和4年度阿見町一般会計，特別会計，水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算につきまして，審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき，7月19日及び8月1日から8月4日までの間の延べ5日間，審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書，附属書類，健全化判断比率，資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について，法定様式に従って作成されているかを確認するとともに，計数についても関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和4年度各会計の歳入歳出決算について，関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果，全て正当なるものと認めました。

なお，審査の結果につきましては，栗原監査委員とともに，決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一，同じく栗原宜行。

○議長（平岡博君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き，担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず，議案第67号について説明を求めます。

総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） それでは，議案第67号，令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和4年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要を使って御説明いたします。

一般会計決算の概要は，1ページから3ページに記載のとおりとなりますが，4ページ以降の資料に沿って進めさせていただきます。

まず，4ページをお開きください。

令和4年度一般会計の決算額は，歳入総額198億9,166万8,000円，歳出総額184億6,161万6,000円となり，前年度と比較し，歳入は2億5,062万2,000円の減，歳出は6,418万6,000円の減となりました。

その結果，歳入歳出差引き額は14億3,005万2,000円で，翌年度へ繰り越すべき財源1億4,196万3,000円を差し引いた実質収支額は12億8,808万9,000円となり，前年度と比較し1億6,767万6,000円の減となりました。

次に，5ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は144億8,906万5,000円で，前年度と比較し5億601万1,000円の減となりました。

一般会計の基金残高は55億6,584万5,000円で、前年度と比較し4億4,390万円の増となりました。

次に、歳入歳出決算増減の概要について、その主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

第1款町税では、荒川本郷地区における家屋の増などによる固定資産税1億8,858万3,000円の増などにより、決算額は83億8,020万6,000円で、前年度と比較し3億4,979万2,000円の増額となりました。

次に、第7款地方消費税交付金では、消費税収入額の増により、決算額は11億7,621万2,000円で、前年度と比較し6,978万4,000円の増となりました。

次に、第11款地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,884万円の減などにより、決算額は7,839万3,000円で、前年度と比較し4,996万8,000円の減となりました。

次に、第12款地方交付税では、普通交付税7,040万3,000円の減により、決算額11億2,900万1,000円で、6,812万4,000円の減となりました。

18ページに移ります。

第16款国庫支出金では、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金7億1,600万円の減、保育所等整備交付金2億5,671万5,000円の皆減、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金・物価高騰緊急支援分2億2,325万円の皆増などにより、決算額は36億3,948万3,000円で、前年度と比較し8億5,885万円の減となりました。

第18款財産収入では、土地売払代金1億7,968万3,000円の減などにより、決算額は1,176万3,000円で、前年度と比較し1億8,032万4,000円の減となりました。

19ページに移ります。

第19款寄附金では、ふるさと応援寄附金7,345万円の増などにより、決算額は1億5,659万3,000円で、前年度と比較し7,349万円の増となりました。

第20款繰入金では、公民館整備基金繰入金4,839万円の皆減などにより、決算額は6,555万2,000円で、前年度と比較し3,919万7,000円の減となりました。

第23款町債では、臨時財政対策債7億1,840万円の減、学校施設整備事業債1億4,540万円の皆増、地区公民館整備事業債1億4,400万円の増などにより、決算額は10億3,970万円で、前年度と比較し4億5,830万円の減となりました。

次に、歳出であります。

同じく19ページになります。

第2款総務費では、庁舎維持管理費3,513万8,000円の増などにより、決算額は17億7,662万円で、前年度と比較し1,799万9,000円の増となりました。

20ページに移ります。

第3款民生費では、子育て世帯臨時特別給付金事業7億1,758万5,000円の減、保育施設整備事業4億1,377万6,000円の減、民間保育所等管理運営事業2億538万9,000円の増などにより、決算額は69億4,768万5,000円で、前年度と比較し5億5,141万9,000円の減となりました。

第4款衛生費では、霞クリーンセンター維持管理費1億426万9,000円の増、水道事業会計繰出金4,943万7,000円の皆増、新型コロナウイルスワクチン接種事業7,829万9,000円の減などにより、決算額は18億7,672万9,000円で、前年度と比較し1億8,310万6,000円の増となりました。

第5款農林水産業費では、農業振興推進事業1,540万8,000円の増などにより、決算額は3億3,354万5,000円で、前年度と比較し3,351万4,000円の増となりました。

第6款商工費では、ふるさと納税事業8,516万4,000円の皆増などにより、決算額は3億2,695万6,000円で、前年度と比較し9,750万7,000円の増となりました。

21ページに移ります。

第7款土木費では、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業1億5,317万円の減、道路新設改良事業1億40万8,000円の減などにより、決算額は18億5,478万9,000円で、前年度と比較し2億348万4,000円の減となりました。

第9款教育費では、地区公民館整備事業3億9,177万1,000円の増、中学校施設整備事業1億2,286万円の増、図書館維持管理費6,646万8,000円の減などにより、決算額は24億2,669万8,000円で、前年度と比較し6億3,227万3,000円の増となりました。

第11款公債費では、元金償還費1億4,630万6,000円の減などにより、決算額は15億9,201万8,000円で、前年度と比較し1億5,359万1,000円の減となりました。

第12款諸支出金では、公共公益施設整備基金費1億7,962万円の減、財政調整基金費7,271万2,000円の増などにより、決算額は5億585万1,000円で、前年度と比較し1億299万5,000円の減となりました。

続きまして、歳出決算の性質別の状況につきまして、主な内容を御説明いたします。

9ページになります。

初めに総括ですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が84億4,444万9,000円で、前年度と比較し5億426万円の減となりましたが、歳出総額の45.7%を占めております。

次に、内訳明細であります。

10ページからになります。

まず、人件費は、会計年度任用職員の社会保険料に係る計上方法の変更による、その他区分

3,407万5,000円の減などにより、決算額は28億5,685万1,000円で、前年度と比較し2,718万9,000円の減となりました。

11ページに移ります。

扶助費は、児童手当を除く児童福祉関連4億7,092万7,000円の減などにより、決算額は39億9,558万円で、前年度と比較し3億2,348万円の減となりました。

次に、12ページに移ります。

普通建設事業費は、実穀ふれあいセンター整備の増などにより、決算額は18億4,591万4,000円で、前年度と比較し1億4,261万5,000円の増となりました。

次に、13ページに移ります。

物件費は、物価高騰による電気使用料や都市ガス使用料などの需用費1億3,355万7,000円の増などにより、決算額は35億409万8,000円で、前年度と比較し1億5,997万9,000円の増となりました。

次に、9ページにお戻りください。

補助費等は、新型コロナウイルス接種事業に係る国庫支出金等返還金1億5,747万円の皆増、水道事業会計繰出金4,943万7,000円の増などにより、決算額は25億5,715万7,000円で、前年度と比較し2億6,541万円の増となりました。

積立金は、公共公益施設整備基金積立金1億7,962万円の減などにより、決算額は5億585万1,000円で、前年度と比較し1億299万5,000円の減となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の8ページから321ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番久保谷実君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員数は14名です。

それでは、次に、議案第68号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第68号、令和4年度国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

資料は、令和4年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の304ページからになります。

令和4年度国民健康保険特別会計決算の概要。令和4年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額51億7,519万3,000円、歳出総額42億5,556万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については9,932万円、1.9%の減、歳出については1億902万7,000円、2.5%の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は9億1,962万6,000円となり、前年度と比較し970万7,000円、1.1%の増となりました。

歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額8億6,880万2,000円で1億1,343万9,000円、11.5%の減、国庫支出金が決算額6万4,000円で100万2,000円、94%の減、県支出金が決算額30億8,531万2,000円で1億5,238万8,000円、4.7%の減となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が決算額30億1,617万9,000円で1億5,786万5,000円、5%の減、国民健康保険事業費納付金が決算額10億9,978万5,000円で4,579万5,000円、4.3%の増、保健事業費が4,005万8,000円で183万8,000円、4.8%の増、諸支出金が決算額4,890万円で313万5,000円、39.1%の減となりました。

以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第69号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第69号、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。資料は同じく312ページからになります。

令和4年度介護保険特別会計決算の概要。令和4年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額35億7,913万4,000円、歳出総額34億2,800万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億725万9,000円、3.1%の増、歳出については7,260万2,000円、2.2%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は1億5,112万7,000円となり、前年度と比較し3,465万7,000円、29.8%の増となりました。

歳入の主なものについては、介護保険料が決算額8億6,888万3,000円で1,131万7,000円、1.3%の増、国庫支出金が決算額6億7,388万6,000円で3,525万6,000円、5.5%の増、支払基金交付金が決算額8億7,664万7,000円で756万円、0.9%の増、県支出金が決算額5億113万3,000円で2,396万2,000円、5%の増となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が施設介護サービス給付費等の全体的な伸びにより、決算額32億3,341万8,000円で7,202万8,000円、2.3%の増、地域支援事業費が介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで決算額1億1,307万2,000円で1,116万円、11%の増、基金積立金が積立てなしにより、決算額0円で増減なし。諸支出金が決算額662万8,000

円で1,490万円、69.2%の減となりました。

以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第70号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、引き続きまして、議案第70号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。資料は同じく322ページからになります。

令和4年度後期高齢者医療特別会計決算の概要。令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額11億1,778万9,000円、歳出総額11億1,488万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,623万1,000円、7.3%の増、歳出については、7,751万7,000円、7.5%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は290万8,000円となり、前年度と比較し128万6,000円、30.7%の減となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額5億1,079万3,000円で、3,711万4,000円、7.8%の増、繰入金が決算額5億7,617万9,000円で、4,744万3,000円、9%の増となりました。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が、決算額10億6,945万7,000円で、7,211万4,000円、7.2%の増となりました。

以上となります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第71号について説明を求めます。

産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 議案第71号、令和4年度阿見町水道事業会計決算の概況について御説明申し上げます。

阿見町公営企業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和4年度末の給水件数は、前年度末の1万8,765件から669件増の1万9,434件、給水人口は、4万3,258人から892人増の4万4,150人となりました。

年間総配水量は484万5,333立方メートルで、前年度より8万6,543立方メートル増加しました。また、水道普及率は前年度より0.7ポイント増の88.6%になりました。

続きまして、収益的収支についてですが、水道事業収益13億1,344万6,449円に対し、水道事業費用10億8,434万4,513円となり、消費税抜きで1億9,471万4,179円の純利益となりました。そのうち、長期前受金戻入分を除く8,007万1,541円を減債積立金及び建設改良積立金に積立する予定です。

事業収益の主な内容は、給水収益が10億7,726万5,262円で、全体の80.8%を占めております。

また、事業費用の主な内容は、受水費 3 億4,790万21円であります。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入 2 億749万2,172円に対し、資本的支出は 5 億520万7,976円となりました。

支出の主な内容は、施工監理及び実施設計委託料7,743万8,000円、工事請負費 3 億5,111万5,600円、企業債償還金6,953万5,944円であります。

以上で水道事業会計決算の概況についての説明を終わります。

○議長（平岡博君） 次に、議案第72号について説明を求めます。

産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 議案第72号、令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の概況について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の38ページをお開き願います。

公共下水道事業の水洗化件数は、前年度末の 1 万5,423件から586件増の 1 万6,009件、水洗化人口は 3 万4,210人から821人増の 3 万5,031人となり、水洗化率は前年度と同様の98.7%になりました。

年間総排水量は648万4,678立方メートルで、前年度より28万4,740立方メートル減少となりました。

続きまして、農業集落排水事業の水洗化件数は、前年度末の538件から 6 件増の544件、水洗化人口は1,595人から19人減の1,576人となり、水洗化率は前年度より0.1ポイント増の81.9%になりました。

年間総処理水量は15万3,112立方メートルで、前年度より9,357立方メートル減少となりました。

続きまして、収益的収支についてですが、公共下水道事業の収益的収支では、下水道事業収益が15億6,098万3,960円に対し、下水道事業費用は13億9,112万5,204円となり、消費税抜きで 1 億4,841万7,783円の純利益となりました。

事業収益の主な内容は、下水道使用料が 8 億2,360万541円で、全体の50.4%を占めております。

事業費用の主な内容は、流域下水道維持管理負担金 4 億2,156万4,000円であります。

次に、農業集落排水事業の収益的収支であります。下水道事業収益が 2 億649万4,064円に対し、下水道事業費用は 1 億7,766万8,839円となり、消費税抜きで2,853万9,534円の純利益となりました。

事業収益の主な内容は、農業集落排水使用料が2,748万7,487円で、全体の12.2%を占めております。



事業費用の主な内容は、処理場費2,998万2,292円であります。

続きまして、資本的収支についてですが、公共下水道事業の資本的収支では、資本的収入が6億7,323万6,779円に対し、資本的支出は10億5,764万9,870円となりました。支出の主な内容は、工事請負費4億5,663万7,400円、企業債償還金5億864万826円であります。

次に、農業集落排水の資本的収支であります。資本的収入が7,768万5,601円に対し、資本的支出は1億1,138万3,405円となりました。支出の主な内容は、企業債償還金6,002万6,605円であります。

以上が下水道事業の決算の概況になります。

続きまして、35ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）でございます。

これは、下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして、その一部で条例に定めのない処理を行う必要が生じたことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、今回議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては、未処分利益剰余金の当年度末残高2億613万1,808円のうち当年度純利益相当額1億7,695万7,317円を減債積立金に積み立て、そのうち資本的収支の補填財源としまして1億2,275万5,813円を取り崩すものです。なお、取り崩しました1億2,275万5,813円を含む1億5,193万304円については、条例第6条第4項に基づき、資本金への組入れを行うものであります。

以上で、下水道事業会計利益の処分及び決算の概況についての説明を終わります。

○議長（平岡博君） これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔に願います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第72号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果

を報告されるようお願いいたします。

---

議案第73号 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第73号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第73号の都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、排水路整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第74号 町道路線の廃止について

議案第75号 町道路線の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第74号及び議案第75号の2件を一括議題とします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長佐藤哲朗君、登壇願います。

〔町長公室長佐藤哲朗君登壇〕

○町長公室長（佐藤哲朗君） 議案第74号、町道路線の廃止及び議案第75号、町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第74号、町道路線の廃止についてであります。開発行為により路線の付け替えをするため不要となった町道路線、及び曙地区街区公園整備事業により不要となった町道路線について廃止するものであります。

議案第75号、町道路線の認定であります。開発行為や区画整理事業により新設された路線、また、曙地区街区公園整備事業や都市計画道路本郷・中根線及び公園通り線整備事業に係る路線について、新たに町道として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号及び議案第75号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月6日から9月18日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時35分散会

第 2 号

[ 9 月 19 日 ]

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月19日（第2日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君
産業建設部長	井上	稔君

教育委員会教育部長	飯村弘一君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
税務課長	山崎厚君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	小笠原浩二君
社会福祉課長	湯原将克君
子ども家庭課長	遠藤朋子君
健康づくり課長	山崎由紀子君
都市計画課長	鶴田広秋君
都市整備課長	糸賀隆之君
生涯学習課長	木村勝君
図書館長	阿部豊治君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳

令和5年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和5年9月19日 午前10時開議

日程第1 一般質問



## 一般質問通告事項一覧

令和5年第3回定例会

一般質問1日目（令和5年9月19日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 高野 好央	1. 子ども家庭センター設置への進捗状況は	町 長
2. 紙井 和美	1. 視覚障がい者支援「音声コード」の普及等と視覚障がい者が安心して外出できる取り組みについて 2. 障害のある子どもの就学前相談支援の充実について 3. 阿見町を流れる河川の整備について	町長・教育長 教育長・町長 町 長
3. 難波 千香子	1. 空き家対策の推進と今後の空き家発生予防策について 2. 安心安全なまちづくり，防犯対策の強化を 3. 子宮頸がん撲滅への取り組みとキャッチアップ接種最終期限お知らせ通知について	町 長 町 長 町 長
4. 野口 雅弘	1. 土日の部活動と総合運動公園について	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。

令和5年9月議会一般質問トップバッターを務めさせていただきます。

まず、通告書の中に間違いがございましたので、訂正させていただきます。

表題、質問の要旨の中にあります子ども家庭センター、子ども家庭庁の子どもの子が、正式には平仮名でございます。よく確認をせず通告してしまい申し訳ありませんでした。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

こども家庭センター設置への進捗状況はということで、現在まで、当町も含め多くの市町村

では母子健康保険法と児童福祉法に基づき、妊産婦や子育ての相談に応じる子育て世代包括支援センターと児童虐待や生活困窮に対応する子ども家庭総合支援拠点を設置しています。

これまで2つの機関で情報が十分に共有されず、支援が行き届かない事例が指摘されてきました。この状況を打開するため、令和4年6月22日公布のこども家庭庁設置法に基づきこども家庭庁が設立され、令和5年4月1日内閣府の外局として発足しました。児童福祉法の一部改正に伴い、子育て世帯への支援体制強化として令和6年4月施行にてこども家庭センターの設置が努力義務化されました。

近年、全国的に児童虐待相談件数が増加し、社会問題化しております。その他、育児放棄、ヤングケアラーなど、子どもたち、保護者を取り巻く環境は非常に複雑化しています。

こども家庭センター設置の目的は、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、現状の支援体制や意義、機能は維持した上で組織を見直すということです。

こども家庭センター設置に伴い2つの機関の窓口が一本化され、情報共有、対応の迅速化、支援体制の強化が図られることが期待されています。

現在、茨城県内では土浦市、ひたちなか市、常陸大宮市、つくばみらい市の4市が既に設置、ほか22市町村で令和6年4月に設置予定です。

そこで、阿見町の現在の状況を伺います。

一つ、現在までの阿見町の支援体制の状況は。

二つ、こども家庭センター設置の進捗状況は。

三つ、設置までのスケジュールは。

以上3点、答弁のほう、お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

高野議員のこども家庭センター設置への進捗状況はについての質問にお答えいたします。

1点目の現在までの阿見町の支援体制の状況についてであります。

町では子育て世代包括支援センターが平成31年4月に健康づくり課に設置され、子ども家庭総合支援拠点が令和4年10月に子ども家庭課に設置されました。子育て世代包括支援センターでは子育て世代への継続した支援を実施するため、妊娠届時に保健師等による妊婦面談を実施し、妊婦世帯の全数把握を行っております。妊娠後期には、出産に向けた準備状況や体調等の確認を目的としたマタニティコールにより、安心して出産を迎えられるよう支援しております。また、出産後には全ての家庭を訪問し、赤ちゃんの発育状況や母親の産後の経過確認、育児支援等を行い、健やかに育児ができるよう取り組んでおります。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、虐待に関する相談だけでなく、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題など、お子さんの養育に関する様々な相談について要保護児童相談員等が対応し、必要な場合にはケース会議を行い、関係機関と連携を図って対応しております。

2点目のこども家庭センター設置の進捗状況と、3点目の設置までのスケジュールにつきましては、関連しておりますので併せて回答させていただきます。

こども家庭センターの設置につきましては、当初、県の調査に対し令和6年4月を設置予定として回答したため、当町は議員の質問の中にありました22市町村に含まれております。しかし、設置場所や人員体制等、調整や整理をしなければならない点が多いことから、令和6年4月に窓口を一本化することは難しい状況であります。国からは、窓口を一本化せずに体制を整えるという選択肢も示されておりますが、当町としては令和7年4月に窓口を一本化することを目指し、支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

現在、組織は一本化されておりませんが、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、健康づくり課や地域子育て支援センター、在籍している保育施設、児童館、教育委員会、そして子ども家庭課等、どこに相談してもそれぞれが連携して対応できる体制となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 答弁のほうありがとうございます。

それでは、まず、こども家庭センターという名称についてお伺いしたいと思います。

こども家庭センターとは法律上の名称であり、各自治体において独自の名称にすることも可能となっておりますが、阿見町はこども家庭センターという名称でよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現時点でこども家庭センターという名称で進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 分かりました。現在、こども家庭センターを設置する前ですので、子育て世代包括支援センター、それと、子ども家庭総合支援拠点の2つの支援体制となっていると思うんですが、それぞれ担当する課はどこになりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁のほうでも申し上げさせていただきましたけれども、子育て世代包括支援センターのほうは健康づくり課、それから、子ども家庭総合支援拠点、こちらは子ども家庭課で担当しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） どちらも子ども、子育てにとって重要な窓口となります。

2つの支援体制で担当課が違うことによってですね、今までも課をまたぐような案件もあったかと思います。課をまたぐことよってのやりづらさっているのは感じたことはあるんでしょうか、伺います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

業務場所が違うところがございますので、家庭訪問等いろんな調整、こういったことを行う場合などでは、時間の調整などを含めて、多少不自由なところはあったということはありません。ただし、こちらのほうは連絡を密にしながら連携して相談や訪問等の対応をしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） こども家庭庁設置構想目的において、縦割り行政による弊害の是正、解消、打破というのが強調されております。この点、現場ではどのように考えているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

子どもだけでなくどの世代についても、様々な制度による関わり方は多方面から各専門分野の中で行われてきていると思います。その中で、それぞれに必要な連携は必要に応じて取っております。しかし、各専門分野それぞれで重要な課題が異なることがあります。それぞれに制度理解が必要になることもございます。そういったことで連携が難しいこともあったかと思っております。

今回、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、こちらの統合のほうは縦割り行政打破の一つであり、現場としても対応がスムーズになるということが考えられます。それとともに、町民の皆様にとっても分かりやすい体制になるものと考えております。

こども家庭庁、こちらのほう発足されまして、こどもまんなか社会ということを掲げておりますけれども、こちらを実現するために関係機関での情報共有や連携は必須であると考えておりますので、今後も国、県の動向を注視しながら事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） こども家庭庁の母体となるのは、厚生労働省子ども家庭局、内閣府子ども・子育て本部となり、福祉中心の分野は移管されております。幼稚園、義務教育、いじめ対策などは文部科学省、法務省などから移管されず、結局は上部組織において縦割りが残ってしまう状況となっております。

これ、繰り返しになりますが、特に教育委員会との連携、情報共有などは大丈夫でしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおりなんですけれども、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、引き続き教育委員会も含めた関係機関と連携して、情報を共有しながら協力して対応してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 令和6年4月に窓口の一本化は厳しい、難しい状況で、令和7年4月に窓口一本化を目指すとの答弁でございました。これは、こども家庭センター設置を1年延ばすということなのか、それとも令和6年4月に予定どおりこども家庭センター設置をするが窓口の一本化だけが1年延びるのか、どちらなのでしょう。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほど高野議員の御質問にもありまして、児童福祉法の一部改正によりまして令和6年4月以降にこども家庭センターを設置することが、市町村の努力義務とされているところがあります。

町としましては窓口は一本化せずに、こども家庭センターの名称をつけても実態が分かれています。現状とあまり変わらないということに考えております。ですので、町としましては一体的な体制をするには窓口の一本化が望ましいというふうに考えておりました。人員体制を整えた上での開設を考えておりますので、現時点では令和7年4月の設置を目標としております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 令和7年4月にこども家庭センター設置となったとき、阿見町としては現在ある2つの支援体制を統合するだけなのか、それともほかにも統合する体制、機関などがあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

検討のほう、今後、詳細な検討をしてみたいというふうを考えておりますけれども、例えば新たな課を新設して、その中に組織として子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、これを統合したこども家庭センターを設置しまして、さらに関連性の深くなります健康づくり課の母子保健事業、こちらを同じ課の中に例えば統合するというようなことを想定しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） このこども家庭センターを設置するための人的基準があれば教えていただきたいんですが。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

組織の責任者であるセンター長が1名、それから母子保健、それから児童福祉双方の業務について十分な知識を有した統括支援員、それと保健師とか社会福祉士などの専門職、こちらのほうが必要になってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） このこども家庭センター設置における課題というのは何でしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） やはり人員体制だというふうに考えます。そういった、ただいま申しあげました保健師とか社会福祉士等の有資格者の確保ですね、こちらのほうも重要になってくると考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 私も一番の課題は人員体制、特に有資格者の人材確保だと思っております。

現在の支援体制、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点で必要な有資格者を伺います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

そうですね、専門職ということでやはり保健師、社会福祉士、それから精神保健福祉士等の

有資格者ということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今伺った必要な有資格者、専門職はそろっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現時点でちょっと不足している状況がございますので、令和5年度、今年度の10月ですね、及び令和6年度、来年4月の職員募集で専門職を募集しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 現在2つの支援組織でどの有資格者が何名いて、どの有資格者が何名不足しているのか伺います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、子育て包括支援センター、こちらのほうは係長保健師1名を含む保健師4名体制となっておりますが、現在保健師1名が育児休業のため、会計年度任用職員の看護師で対応中でございます。こちらのほうで不足する有資格者は、困難事例、こういったものに対応するための社会福祉士等の専門職、こちらが1名必要だということがございます。

それから、子ども家庭総合支援拠点につきましては、要保護児童相談員1名と一般職1名の今2名体制となっております。この部門につきましては専門職2名が必要となっておりますが、現時点では専門職1名が不足しておるため、精神保健福祉士、または社会福祉士1名の確保に今努めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） この有資格者の専門職の方というのはどこの自治体、福祉施設などでも必要としていて、なかなか募集しても集まらないのが現状だと思います。ぜひ、応募があるように、もう一度募集要件などを確認していただいて応募があるように、もう一度募集のほう見直していただければと思います。

それでは現在、こども家庭センターの設置場所はどこを考えているのでしょうか。新しく建てるのか、それとも既存の建物内に設置するのか、どちらでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。



業務のほう、効率よく行っていくのには、総合保健福祉会館内、さわやかセンター内ですね、こちらがよいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 令和7年4月に窓口が一本化され、新設ではなく総合保健福祉会館内にこども家庭センター設置ということなんですが、職員数も増えることが予想されます。そうすると会館内ではスペース的に厳しいのではないのでしょうか。

今後、専用の建物を建てる予定というのはあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現在、健康づくり課内には新型コロナワクチン業務のための派遣職員を配置しております。

これはただ、来年度以降は縮小予定でございます。ですので、職員を配置するスペースは確保できると考えております。

こども家庭センターの専用の建物を建てることは、現在考えておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 専用の建物を建てる予定はないということなんですが、2021年10月、日本工業経済新聞茨城版において既存の学校区児童館の老朽化が顕著であることから、地域子育て支援センターとの統合施設の新設を考えているという記事がございました。

令和7年4月に設置するこども家庭センターと新聞記事に出ていた地域子育て支援センター、こちら、名称も似ていて非常に分かりにくいと感じておりますが、私も少し勘違いしている部分もありましたので、最後、ちょっと確認させていただきます。この統合施設というのはこども家庭センターとは別という認識で間違いないのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

議員御質問のとおり別ということになります。

こども家庭センターは、前の御質問でも申し上げましたとおり、健康づくり課内にある子育て世代包括支援センターとこども家庭課内のこども家庭総合支援拠点、これを一体化して特定妊婦の支援や児童虐待など、これに一元的に対応するというものであって、組織の形態として位置づけられるものであります。

一方、今、新聞記事ということでありましたけれども、地域子育て支援センター、こちらにつきましても、未就園のお子さんと保護者の方の交流の場とするほか、子育てに関する情報発

信等を行うための施設として建設を計画しているものでありまして、現在は名称を（仮称）子育て支援総合センターとして中郷保育所敷地内にあり、手狭になった地域子育て支援センターの機能と児童館機能、こちらを併せ持った施設として検討を進めているものであります。

（仮称）子育て支援総合センターにつきましては、これまで役場内の関係課で組織した建設検討委員会により、施設に必要な機能、面積、組織体制など様々な検討をしてまいりました。先ほどの子ども家庭センターの機能もどうするかというようなことも、この中でいろいろと検討してまいりましたけれども、面積、組織体制、いろんな点を考慮した結果、ただいままで御説明してきたような方向で現時点で進めているというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） いろいろと質問させていただきました。答弁のほうありがとうございました。工業新聞にありました統合施設の新設など、私のほうも誤認している部分もありましたので、この一般質問にて正しい認識となりましたのでよかったですと思います。

私も子育て世代、一保護者として、子ども家庭センターには非常に期待をしております。まだまだ課題も多いかとは思いますが、令和7年4月には万全な体制でのスタートができるよう、準備のほうをよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで5番、高野好央君の質問を終わります。

次に、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、視覚障がい者のための音声コードの普及等と視覚障がい者が安心して外出できる取組について伺います。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。これは、障害者による情報の取得と利用、そして意思疎通に係る施策を推進する法律であります。中でも、視覚障害者にとって情報の取得や利用に多くの苦労があります。

全国で視覚障害者は30万人を超え、病気や高齢化で文字が読みづらい人を入れると160万人を超えるとの報告があります。内閣府のホームページには、視覚に障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容を音声コードに変換して活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があると

あります。

しかし、福祉障害者手帳を持っている人のうち点字が読める人は僅か1割であります。事実、視覚障害者は自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらうか、文字を音声コードに変換して読み上げ装置やアプリで聞いています。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードのことです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴があいています。そのため、視覚障害者はそこを指で触れば、音声コードの場所が分かるようになっています。

例えば、代表的な一例として選挙の投票所入場券です。自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついていません。このため、何の封書か分からないために誤って捨ててしまうということだってあるわけです。もう一例、最近の重要な例ではワクチン接種券も同様です。

そこでまず、せめて国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など、印刷物、また、年金や医療各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須です。また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても肝腎の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は、内容が理解できません。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、そして意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、阿見町からは町民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるよう、関係部署に指示していくべきではないかと考えております。

また、そのほか、視覚障害者が快適に安全に外出できる支援、読書環境の整備など、以下の4点についてお伺いをいたします。

1、日本視覚障がい情報普及支援協会は、ユニボイスと呼ばれる2次元コード、音声コードに変換するシステムを開発いたしました。視覚障がい者向けスマートフォンアプリとして同コードの文字情報を音声で読み上げる無料のアプリ、ユニボイス・ブラインドを作成しました。音声コード作成ソフトJAVIS APPLIを国、自治体へ無償で貸与しています。当町の視覚障がい者の情報伝達の現状と障害の特性に応じたハザードマップの作成状況及び耳で聞くハザードマップについてもお伺いいたします。

2、視覚障がい者等が読書しやすい環境を整える読書バリアフリー法が2019年成立で制定されました。当町の現状についてお伺いをいたします。

3、なり手不足が懸念される視覚障がい者の外出を手伝うガイドヘルパーの当町の現状と今後について、養成講座の受講料助成や補助具、日常生活支援用具の拡大はどうか。

4、視覚障がい者の方のための音の出る信号機は、大きな交差点には設置されているところがありますが、自分の行く方向がどういうふうになっているか判別しにくい点があります。そこで、新しいタイプの信号情報伝達として「信GO！」——信号の信に、行くという英語のGO、それで「信GO！」というアプリを手持ちのスマホにダウンロードすると、信号機の変化を言葉や振動で伝えてくれるシステムがあります。警察庁が推進する歩行者等支援情報通信システムが設置されている交差点で作動いたしますが、これは取り付けられている数はまだまだ少なく、県内でも設置されているところは今のところまだありません。

全国の視覚障がい者の方が多く利用する横断歩道から整備が進んでいますが、当町の見解と県へも要望をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の視覚障がい者支援音声コードの普及等と、視覚障がい者が安心して外出できる取組についての質問にお答えいたします。

1点目の当町の視覚障がい者の情報インフラの現状とハザードマップについてであります。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ていると承知しております。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報として音声コードに変換し、印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法など、情報取得のための手法は複数想定されます。

しかしながら、当町の現状として視覚障害をお持ちの方への情報インフラが整っている状況ではないと認識しております。視覚障害のある方が自立し、社会参加していくためには、情報のバリアフリー化が重要であるため、音声コードの普及に向け障害者基本計画に位置づけ、当町全体での取組として推進してまいります。

次に、障害の特性に応じたハザードマップの作成状況及び耳で聞くハザードマップについてであります。

当町では、国からの水害ハザードマップの作成手引きを踏まえ、町のホームページ等でハザードマップや防災に関する情報を発信しております。しかしながら、障害の特性に応じた音声や点字といったマップ形態になっていないことから、視覚障害のある方に対する情報の伝え方については、さらなる工夫や改善が必要であると認識しております。

今後は、国の防災情報に関する整備の動向を注視するとともに、他市町村の先進事例を参考

に、当町全体での取組として調査研究してまいります。

2点目の視覚障がい者等が読書しやすい環境を整える読書バリアフリー法に関して、当町の現状については、教育長より答弁いたします。

3点目のなり手不足が懸念される視覚障がい者の外出を手伝うガイドヘルパーの当町の現状と今後についてであります。

ガイドヘルパーは、障害者総合支援法に定める介護給付サービスにおける同行援護サービスに該当するものです。町内には同行援護サービスを提供する事業者はありませんが、障害者総合支援法に定める介護給付のサービスについては町内町外の事業所を問わず、利用者が希望する事業所を利用することが可能となっております。令和5年8月現在で視覚障害による身体障害者手帳交付者は83名、内同行援護サービス利用受給者証の交付者数は13名、内10名の方がサービスを利用しております。

今後は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出支援について、障害者介護給付サービスによる同行援護及び町が行う移動支援事業の充実を図り、障害者の外出支援を行ってまいります。

また、ガイドヘルパー養成講座については、茨城県では5事業所が同行援護従事者養成研修指定事業者として研修を実施しておりますが、県内の市町村では養成講座受講料への助成は行っておりません。今後、県内の状況を注視し、検討してまいります。

補装具、日常生活支援用具の拡大につきましては、補装具は障害者総合支援法が定める補装具種目一覧が示されており、これに基づき支給を行ってまいります。日常生活支援用具につきましては、用具の性能や効果等及び県内市町村の対象種目の状況等を踏まえ、検討してまいります。

4点目の警察庁が推進する歩行者等支援情報通信システムについての当町の見解と県への要望についてであります。

県内に歩行者等支援情報通信システムが整備されている交差点は、水戸市に3か所、石岡市に1か所、計4か所の交差点に設置されている状況です。場所に関しては、駅前や文化センター前の交差点に設置されております。茨城県警察本部において整備推進計画が定められており、令和5年度から令和7年度にかけて12か所の交差点に設置すると確認しております。また、設置基準、設置条件等を確認し、町の現状を調査研究した上で設置要望の提出を判断したいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 次、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

2点目の視覚障がい者等が読書しやすい環境を整える読書バリアフリー法に関して、当町の現状についてお答えいたします。

当町の図書館におきましては、大人や子ども向けの点字図書や大活字図書、点字にも対応している図書や絵本などのアクセシブルな図書とオーディオブックなどを所蔵しております。また、車いす優先席を設けるなど、様々な障がいのある人にも御利用いただけるようになっております。なお、申出があれば必要な資料を職員がお探しすることも行っております。

しかし、当館で所蔵しているアクセシブルな図書については、利用者が十分満足できる蔵書コレクションであるとは言えません。そのため、今後、電子図書館の導入を検討し、その中で視覚障害のある人にも利用しやすいアクセシブルな電子図書等の充実も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

当町の情報インフラの現状についてお伺いしたいんですけども、当町では83名の方が視覚障害の手帳を持っていらっしゃるということで、文字情報を音声にする取組というのは、阿見朗読の会の音訳ボランティアでしょうか。これはずっと活躍してくださっていて、すばらしいなというふうに思います。

また、拡大文字についての事例についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

文字情報を音声にする取組として、町内ではただいま紙井議員から御紹介ありました音訳ボランティア阿見朗読の会におきまして、広報あみ、それから、社協だより、議会だより、こちらを録音してCDを作成して、対象者に渡していただいております。

しかしながら、最近は高齢化という理由がございましたりするものですから、音訳ボランティアやリスナー、こちらが少なくなっているというようなことがございます。そういったことから、障害者相談支援事業所、それから社会福祉課窓口チラシを置いて、その周知に努めているところでございます。

それと、拡大文字等についての事例ということでございますけれども、事例については令和4年度について言いますと、視覚障害者への拡大文字等の支援としては町の障害者等日常生活用具給付事業というものによりまして、視覚障害者用拡大読書機1件、それから視覚障害者用ポータブルレコーダー1件、点字図書2タイトル7巻になりますけれども、こちら1件、それ

から盲人用時計ということで音声時計になりますけれども1件という計4件の支給決定を行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） また、この音声コードの普及に向けて来年度から障害者基本計画に定める、そして進めるというふうに答弁いただいて大変ありがとうございます。

具体的にどのような内容で計画に載せることが想定されるか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

阿見町障害者基本計画ですね、こちらのほうは、本町の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な理念や施策の方向性を定める計画として、位置づけておるものでございます。

来年度が計画策定の年度になるために、現時点で具体的な内容は決めておりませんが、計画書には施策の展開方針やその内容、こちらを明記してまいります。その中でも、住みよい環境づくりといった施策において、関係各課が障害者の特性を考慮して、より利用しやすい対応に努めることを計画のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

今年4月の「わかる・伝わる」ハザードマップのあり方についての検討会の資料の中に、視覚障害者に応じたハザードマップの例などが載っていますけれども、当町でまず身近に始められることとして考えられるものは何でしょうか。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

現在、国土交通省のほうで目の不自由な方にも災害リスク情報が伝わるように、国土地理院のウェブ地図でございます重ねるハザードマップというものに、音声での読み上げ機能を追加する予定であるということでございます。

この重ねるハザードマップにつきましては、洪水、土砂災害、それから高潮などの複数の災害におきまして、全国どこでも一つの地図上に重ねて表示するものでございまして、改良後は、住所を入力したり現在地ボタンを操作したりすれば、その場所の災害リスク情報や災害時にとるべき行動等がテキストで表示されまして、それを音声に変換するものでございます。

まだ、この詳細な運用方法につきましてつかみ切れていない段階でございますが、国のほう

も今後、各自治体に活用のほうを促していくということでございますので、当町におきましてもこれを利活用していきたいと思っております。

また、他市町村等の先進事例も参考にしまして、調査研究を行いながら、関係部署とも調整をした上で、視覚障害者の方が災害情報等を入手しやすい体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。命に関わるもの、どうか視覚障害者の人が置いて行かれないような、そうした施策を考えていただきたいと思います。

また、阿見町には先ほど答弁にもありましたアクセシブルな図書というのがありますが、けれども、どういうものかと、また種類と現在の図書館でのその数量はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず、アクセシブルな図書としましては、点字図書、点字絵本それから拡大図書、デージー図書、LLブック、さわる絵本の絵本などがあると思います。その中で、阿見町で現在収蔵されている図書につきましては大活字図書、こちらのほうが2,050冊、それと点字本が40冊、オーディオブックが170点、それと朗読CDがついている本が13冊、それから触る絵本が28冊、布絵本が3冊というふうになってございます。

まだ十分な数とは言える状況ではございませんが、誰もが読書できる環境を目指していくためには蔵書が必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 電子図書の普及も充実を図ってまいりたいと答弁ありましたので、ぜひその点をよろしく願いいたします。

先ほどの信号機なんですけれども、歩行者等支援情報通信システムが設置されている交差点で作動いたします信GO！というアプリなんですけれども、茨城県内では令和5年から7年にかけて12か所設置というふうにあります。どこの市町村に設置するか分かりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 生活環境課長小笠原浩二君。

○生活環境課長（小笠原浩二君） こちらのほうについてなんですが、令和5年度4か所設置するというふうに聞いております。

ただし、まだ場所については確定はしておりませんので、場所については教えてもらえませ



んでした。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

私たちが何気なくしていることが、視覚障害の方にとっては非常に生活しづらい、でまた、危険を及ぼす生活になっているということがいろいろ調査していくとよく分かりました。そういったことから、視覚障害の方、障害の方、全て押しなべてですけれども、どうか優しいまちづくりにしていただきたいというふうに願っています。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時ちょうどといたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、2項目の質問をさせていただきます。

障害のある子どもの就学前相談支援の充実についてであります。

障害のある子どもさんの小学校入学時は、本人はじめ保護者の不安は大きいものがあります。したがって、できる限り多くの情報を伝え、進むべき選択肢を示すことは、適切な進路をそれぞれが納得して、家族で決められるきっかけとなり、その後の生活に自信と安心を与えるのではないかと考えます。

当町の取組について伺います。

1、毎年11月に就学时健康診断が行われますが、そこに至るまでの当町の障がい児の就学前相談の流れについて、お伺いをいたします。

2、つくば市では、つくば市福祉団体等連絡協議会が中心となり、同市教育局、そして福祉部局、そして教育局の特別支援教育推進室とともに、毎年7月頃就学学習会を行っております。さらに9月には座談会も行っており、進路を決める上での事前の情報収集と心構えができて、保護者からは大変に喜ばれておりました。

昨年度、阿見町からつくば市の学習会に参加した保護者がいらっしゃって、今年度ぜひ見に行ってくださいとの要望がありましたので、つくば市の主催者と福祉部局に連絡を取り、許可をいただいて数名の議員と共に見学に行っていました。教育委員会と社会福祉課もお誘い

しましたが都合がつかず参加できなかったのもとても残念でありました。

当日は保護者90名の参加者がとても喜んで参加されており、私もすばらしいなと思いましたので、ぜひ当町でも社会福祉課、教育委員会、各種団体が協力して、この就学前相談の流れを作れないかということでお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 紙井議員の障害のある子どもの就学前相談支援の充実についての質問にお答えします。

1点目の当町の障がい児の就学前相談の流れについてであります。

町内の私立保育園、幼稚園については、教育委員会の就学担当者が健康づくり課の巡回相談に同行し、幼児教育施設の教職員と連携を図っております。幼児教育施設の教職員から保護者へ就学前相談の案内をしていただき、随時相談を実施しております。相談の際は、指導室で作成したリーフレットを基に、就学先決定までの流れを説明したり、学校見学に同行したりしています。

公立保育所については、町のスクールカウンセラーと就学担当者が訪問し、同様に進めております。

2点目の当町でも社会福祉課、教育委員会、各種団体が協力してこの就学前相談の流れを作れないかについては、町長より答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは、2点目の当町でも社会福祉課、教育委員会、各種団体が協力して、就学前相談の流れを作れないかについてであります。

つくば市では、つくば市の障害者等の団体を中心となり関係機関と連携し、就学学習会及び座談会を行っております。

当町においても児童の進路を決める上での事前情報等を提供する場の開催について、団体等の意見を確認し、関係機関と協議を行い、実施に向け検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

就学前相談の件数と相談内容、どのようなものがあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

既に次年度入学予定の保護者の方から、今年度も今のところ約20件相談を受けております。

この後就学時健診がありますので、さらに相談件数は増加するものと考えておりますが、指導室の担当の指導主事が相談を受けております。

相談の内容につきましては、受けられる支援の内容ですとか特別な学習カリキュラム、また、実際の今後の就学の手続等の質問が多くなっております。

また、各小学校に設置されている特別支援学級、あとは美浦特別支援学校の実際の見学に同行して対応のほうを行っております。安心して学びの場を決定できるように、支援のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほど申し上げたつくば市の教育前相談学習会なんですけれども、それに行ってきた資料、教育委員会にもお渡ししましたけれども、非常に細かくやって27年間続いているんですね。すばらしいなと思って。参加している方も本当に皆さん喜んで、帰りにはどんなふうにも今度考えていこうか、また、このように考えていたけれどもちょっと違う方向もあるなというふうに思ったとかというお話を伺うことができました。

阿見町でも相談支援ファイルって、このようにファイルを作って、先ほどの相談内容とともにいろいろなお話がありますけれども、このつくば市の就学前相談で特に参考になる取組だなと思うところはどのようなものがありますでしょうか。お尋ねします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

資料等を提供いただきまして、ありがとうございました。多くの福祉団体が参加している点や、あとはその学習会に実際に特別支援学校に通われている保護者の方を招いて体験談をお話ししていただいているという点が非常に参考になりました。やはり、保護者の方は実際にお子さんを通わせた保護者の方の体験を聞くということが非常にやはり不安の軽減につながると思いますので、その点が非常に参考にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

私も参加していて、我々は障害の子どもを持っているけれども、決して特別ではなく、健常者と同じような形でいろんな方向を選択していくんだなというふうなことを皆さん口々におっしゃっている、その雰囲気が私も伝わってまいりました。

つくば市の形式は、教育委員会と福祉部局、そして保護者の協議会の主催をバックアップし

て就学前学習を実施しているんですけれども、これを阿見町に置き換えた場合、保護者の連絡協議会が主体で行うのは当町では現状はハードルが少し高いかなというふうに感じています。町主体で、教育委員会と社会福祉課が連携しながら行う必要があるのではないかなというふうに考えているところであります。

例えば、さわやかセンターの大会議室やふれあいセンターのホールなどを借りて、次年度就学する人だけでなく、また、まだ小さいお子さんとか、あるいは中学生で今後進路どうしようかというふうに考えている少し障害を持ったお子さんとか、そういった方の保護者など、希望する人全てに門戸を広げることによって、早くから心の準備や進む道が見えて方向性が整ってくるのではないかなというふうに考えていますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

この後、早い学校ではもう今週末に実は就学時健診を行いまして、12月から1月初めには就学先を決定していくということになります。その時期を逆算していくと、どの時期に、こういった情報を保護者に提供したらいいのか、また、アナウンスの仕方ですとか、そういった方法、規模なども非常に重要だと思いますので、他市町村の取組等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 逆に課題となる部分はこういったものかというのをお尋ねします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

課題となる点につきましては、やはり多くの団体や各課で連携を図る中でデリケートな部分にもなりますので、障害ということで個人情報の扱い、保護者の方によっては学校にも相談に来たことはちょっと伏せておいてくださいというような保護者の方もいらっしゃいますので、やはりその情報の共有については、保護者の方と逐一確認をしながら、丁寧に進めていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

その辺の課題も丁寧に対処しながら進めていくものではないかなというふうに考えております。

この事業の目的の第一はあくまで保護者と本人に安心感を与えるということでありまして。家

族で話し合っ、安心して方向性を決めるための支援であります。多くの情報を提供して、進むべき選択肢を示して、そしてよりよい学校生活を送れるように皆で支えていきたいと考えております。

今後ともどうぞ御支援のほどよろしくお願ひ申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

阿見町を流れる河川の整備についてであります。

阿見町の資料には、町内を流れる河川は、阿見町の自衛隊付近を源流とし、町の中心部を流下し、水田地帯を経て、美浦村から霞ヶ浦へと流入している清明川、そして土浦の乙戸沼付近を源流として、荒川沖地区の人口密集地帯を抜けて、町の水田地帯に流れ込んでいる乙戸川、阿見町の給食センター付近を源流として、鈴木、若栗、吉原地区を抜け、乙戸川に合流している桂川、上流につくば市を有し、学園都市の中心部の東側に沿って流下し、土浦市の烏山地区から阿見町に入り、1キロほど下って霞ヶ浦に流入している花室川があります。

そこでお尋ねいたします。

1、阿見町の治水安全、そして河川環境整備保全のための河川整備計画、整備基本方針などのようなものはありますでしょうか。当町の現状についてお伺いをいたします。

次に2番、清明川のDO、いわゆる溶存酸素は水温が上がり生物活動が活発な夏季に基準値を下回り、悪臭が強くなります。その対策についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町を流れる河川の整備についての質問にお答えいたします。

1点目の阿見町の治水安全と河川環境整備の現状についてであります。

当町を流れる河川のうち、清明川、乙戸川及び花室川は、全区間が県の管理となっており、桂川は圏央道阿見東インターチェンジ付近から上流が町の管理、下流は県の管理となっております。

清明川及び花室川、桂川の県管理区間については、おおむね改修が完了しておりますが、乙戸川につきましては未改修の状況であり、農地や道路で冠水等の被害が発生していることから、県に対して改修の要望を行っているところです。

県が管理する河川については圏域ごとに整備計画が定められており、阿見町を含む圏域は霞ヶ浦圏域河川整備計画として整備方針が示されておりますが、桂川の町管理区間については現在のところ整備計画はございません。

しかし、気候変動による降雨量の増加から、水害への対策は全国的にも喫緊の課題となっております。当町においても短時間で集中的な豪雨の頻度が多くなっていると感じており、町管理の桂川でも6月上旬の豪雨時には周辺の農地を飲み込むように水が溢れました。

現在、国においては流域治水という河川の流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策を推進しております。今後、町でも県と連携し、桂川流域の治水対策も検討する必要があると考えております。

2点目の清明川の悪臭が強くなることへの対策についてであります。

河川の悪臭については、河川の構造、水流の速度、水量、水温の上昇等による溶存酸素量の低下が魚のへい死を招くほか、生活雑排水の流入など、複合的な要因により発生しているものと推察されます。

対策としては、清明川を含む町内の4つの河川について、町水質監視員による日常的な監視を行っているほか、合計10か所の水質検査を毎年10月と2月に実施しております。なお、令和3年度及び令和4年度における溶存酸素量の検査結果は、いずれも基準値の範囲内となっております。

また、生活雑排水の流入防止策としては下水道供用開始地域にあつては、下水道接続率の向上、未整備地域においては合併浄化槽の普及促進に努めるとともに、町家庭排水浄化推進協議会と共に家庭排水浄化の啓発活動を行い、河川から霞ヶ浦までの水質保全に引き続き努力してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

まずは災害についてであります。

乙戸川については、農地や道路で冠水等の被害がありました。現場の方から被害の情報をいただきまして見に行っていました。例えば実穀上橋では、前回、6月の台風で車が3台流される被害があり、今回9月の台風13号でも冠水し、通行止めになりました。県にどのような改修要請を行ったのかお伺いします。

また、日頃から危険を知らせるよう危険箇所に冠水注意の看板を立てて警告することが有効ですが、今、何件か見受けるところがありましたけれども、これをさらに増やして、特に町外から来た人なんかはここが冠水するところだということを認識せずに走ってくると思うので、そのような警告の看板についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

まず1つ目です。県に対する要望事項です。こちらにつきましては町村会、あとは町村議会議長会、市長会、市議会議長会で構成されます4団体連合会議を通じまして、阿見町としまして乙戸川改修の早期着手を要望しております。

要望に際しましては、乙戸川の直接の管理者であります茨城県竜ヶ崎工事事務所の河川整備課と要望内容につきまして打合せを行いまして、被害状況が分かる写真などを添え要望書を作成して提出しております。

あと2点目です。注意看板の件につきましては、看板をつけるに当たりましては設置スペースの問題もありますが、実穀上橋付近だけでなく、冠水のおそれのある道路には冠水注意の注意看板を設置しようということで、今回の台風13号時、仮設ではあるんですが注意看板を町内3か所に設置をしております。こちらにつきましては、前回の6月上旬の大雨のときに冠水しましたところを中心に設置をしております。

今後また必要な箇所等が出てきたときには追加で設置をしていきたいと思いますが、取りあえず今仮設ですので、本設に向けて今、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 仮設3か所、どこでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

乙戸川の実穀上橋、あと下橋、あと桂川の上郷にありますぬまじり歯科の前の橋、その3か所に設置しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） はい、分かりました。

清明川についてですけれども、調査しましたところ、溶存酸素の量は昨年と一昨年ともに基準値内であるというふうにありました。検査する場所によってはそうかもしれないんですけれども、流れが始まる東京医大十字路のダルマ薬局さんの辺りの水が滞っておりまして、ここが悪臭が度々出るという苦情が出ています。ここは長年地元の方々が本当に悩んでいるところで、私も20年以上前から町と県に要請をしながら、一時は県が応急的な対応をしてもらい、一時的によくなったかなというふうに思うところがありましたが、再び環境は悪くなりまして、流れも改善いたしません。

県の今後の対策について、どのような考えがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

町としまして、過去に悪臭が発生していたということは認識しております。最近の対応の経緯としましては、令和4年11月に清明川を管理します県の竜ヶ崎工事事務所が現地確認を行った際に、阿見町もその現場確認に同席をしております。それ以前の経緯につきましては、町では、申し訳ありませんが記録としては残っておりません。また、県の竜ヶ崎工事事務所にも過去の対応の経緯を確認いたしました。ダルマ薬局さんから500メートルほど下流の地点で、平成22年に悪臭の苦情があったことは記録として残っているということを聞いております。

今後の県の対応ですが、令和5年7月に地元の区長さんと紙井議員から改めて御指摘をいただき、県の竜ヶ崎工事事務所で対応を協議、対応を要請したところ、水が滞らないよう土砂を取り除くしゅんせつ工事を行うことで返答いただいております。9月の末までには現場のほうに作業に入るというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。しゅんせつ工事のほう、本当に進めていただきたいなというふうに思っております。

この検査ですけれども、悪臭が出た場合、不定期でもいいので水質検査を行っていただくことはできませんでしょうか。既定のところではなく、その悪臭が出た場所に関して、水質検査ができないかどうかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

町長答弁では水質検査のほうを毎年10月と2月に定期的に行っているとお答えをしましたが、悪臭が発生しているときなど川に異常が生じている際には、河川の良い環境を保つために、不定期でも水質検査を実施をすることは可能でございます。その検査の結果、数値が基準値からもし外れていけば、河川管理者である県のほうに改善を促す依頼を行ってまいります。

あくまでも、議員御指摘の今回の清明川の管理者につきましては、県のほうになるんですけども、検査や管理等を全て管理者のほうに任せるのではなくて、今後、町でもできる範囲で責任を持って対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

命と環境整備に関わる河川について、これ河川の整備というのは、命の源にもつながるといふふうに考えております。引き続き整備を続けていっていただきたいと強く要望いたしまして、



この質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで15番紙井和美君の質問を終わります。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。

登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆様、こんにちは。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、空き家対策の推進と今後の空き家発生予防策についてお伺いいたします。

少子高齢化などを背景に空き家が増加しております。放置された空き家は老朽化が進み、近隣への安全面や防犯上の悪影響が大きくなります。2014年制定の空家等対策特別措置法によりまして、倒壊のおそれなどが高い場合は自治体が特定空き家に指定でき、改善などの勧告、措置を行いますが、そうした状況に陥る前の未然防止が大事になってきております。そこで、国は改正特措法を今年の6月に成立させ、空き家が悪化する前に管理不全に指定し、早めの指導を可能にいたしました。

そこでお伺いいたします。

1点目、空家等対策特別措置法の改正に伴う本町としてどのような方針で対応しようとされているのでしょうか。また、管理不全空き家はどのようにして指定するのでしょうか。

2点目、三重県玉城町では、あらかじめ町が自治会を通して情報を得た空き家と見られる約300件を対象に、町から委託を受けた郵便局の社員が配達しながら空き家の現状を、建物が傾いていないか、ごみは散乱していないかなどを写真に撮り調査する取組をしております。町は、紙の地図で管理してきておりましたが、現状をデータベース化する取組をしております。

空き家調査の現状と空き家の利活用のための実態調査に向けて、今後郵便局との連携による実態調査はどうでしょうか。

3点目、空き家対策については予防、適正管理、利活用の3本柱により、多角的な対策による空き家問題の解消と空き家の増加に対応した取組についてはどうでしょうか、お伺いいたします。

4点目、空き家化の抑制対策の検討についてお伺いいたします。その1つ目といたしまして、空き家活用補助金、空き家バンクに登録した家屋の家財処分費やリフォーム費用の補助について、2つ目、空き家解体後に増加する分の固定資産税の一定期間の減免について、3つ目、空き家解体補助金について、今後の実施計画、取組についてお伺いいたします。

5点目、空き家対策の担当窓口がまたがっていますが、一つに明確にし、個別に対応する相談会の実施はできないものでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問は終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の空き家対策の推進と今後の空き家発生予防策についての質問にお答えいたします。

1点目の管理不全空き家はどのようにして指定するのかについてであります。

全国的な空き家問題の深刻化を背景として、空き家対策の根拠となる空家等対策の推進に関する特別措置法が本年6月14日に一部改正され、今後施行される予定となっております。改正後の空家特措法では、放置すれば特定空き家となる恐れのある管理不全空き家に対して市町村が適正管理の勧告をした場合、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例が解除となることなどが盛り込まれました。

議員御質問の管理不全空き家の指定については、今後、改正法の施行に向けて関連する法令や基本指針等も改正される予定でありますので、基準や指定方法等についての動向を注視してまいります。

2点目の空き家調査の現状、今後郵便局との連携による実態調査はどうかについてであります。

当町の空き家に関する一斉調査については、平成25年度、平成27年度、令和5年度に実施しております。実施内容としましては、全区長に各行政区の地図を配付し、空き家の所在をマークしてもらうという実態調査及び業者委託による現地調査となっております。また、日常における空き家の把握については、随時、地元の状況に詳しい区長や近隣住民からの相談、苦情等により実態の把握に努めている状況であります。

これまで郵便局との連携による実態調査は行っておりませんが、今後、実態調査の一つの手法として検討してまいります。

3点目の予防、適正管理、利活用という多角的な対策による空き家問題の解消と空き家の増加に対応した取組についてであります。

空き家の発生を予防するという事前対策や、空き家バンクへの登録等をはじめとした空き家の利活用という取組については、補助制度の創設等、多角的な対策を図ってまいります。空き家の適正管理については、近隣住民等からの相談、苦情に基づき、管理不全である空き家に対して改善を求める助言、指導という事後対策が中心となっているのが現状であります。

4点目の空き家化の抑制対策の検討についてであります。

1つ目の空き家活用補助金に関しては、空き家等の利活用を図るため、空き家等を売買または賃貸借する際に、建築物の維持機能向上を目的とした改修費用及び空き家等に残った家財道具等の処分費用に対する補助制度を検討してまいります。

2つ目の空き家解体後に増加する分の固定資産税の一定期間の減免についてであります。固定資産税には空き家も含め、住宅用の家屋が建っている敷地に対して税負担を軽減する住宅用地特例がありますが、空き家解体後は特例の対象外となるため、固定資産税は増額となります。当町では現在、当該増額分を一定期間減免するという制度は実施しておりませんが、少数ながら減免を実施している市町村が存在しておりますので、まずはその効果等について調査研究してまいります。

3つ目の空き家解体補助金についても現在実施しておりませんが、県内においても実施市町村が増加しておりますので、先行市町村の効果等を調査研究してまいります。

5点目の空き家対策の担当窓口がまたがっているが一つに明確にし、個別に対応する相談会の実施はできないかについてであります。

当町においては担当窓口が生活環境課と都市計画課にまたがっておりますが、今後さらに増加が見込まれる空き家への対策として、担当窓口の明確化や個別に対応する相談会の実施をはじめ、総合的に取り組めるように組織的な見直しも含めて空き家の対策と活用の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

これから再質問させていただきます。

まず、家屋調査の結果でございますけれども、空き家の全体の戸数、また、特定空き家、また、管理不全空き家は阿見町に何戸あったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

空き家の戸数につきましては、平成25年度に区長に依頼をいたしまして一斉調査を行った後、平成27年度に現地調査を行い、419戸を空き家として登録をいたしました。令和5年度の調査も区長に依頼をして行ってございまして、まだ精査中でございますが、予想では全部で700戸程度になるのではないかと見込んでおります。

特定空き家につきましては、これまでに4戸を認定しまして、そのうち1戸につきまして本年6月に除去工事を完了しております。

管理不全空き家の戸数につきましては、国の基準や指定方法等が示されてから戸数を把握してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは次に、近隣住宅から、住民ですね、多くある相談苦情、その内容について、また対応状況、そうした課題ですね。それ今阿見町では何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

令和4年度では50件の相談、苦情を受けております。その内容につきましては、雑草の繁茂や樹木の成長による敷地外へのはみ出しに関する相談苦情が45件でございまして、全体の9割を占めてございます。

その対応としましては、適正管理をお願いする指導書を送付しまして、送付後はほとんど改善をされるんですが、約1割程度は改善がされない状況でございます。

また、改善が見られない空き家ほど管理状態が悪く、所有者の管理意識が低かったり、所在不明という状況でございます。また、建物が未登記であったり土地建物が未相続であったり、こういった権利関係が整備されていない状況がほとんどでございます。

なお、他市町村への戸籍の遡及調査も必要であることから、非常に権利関係が複雑難解でございまして、指導対象者の特定作業からして困難な業務となっており、その人員の確保や法的知識、経験の不足もありまして、問題の解消がなかなか進んでいかないというのが課題となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうすると今後、特定の専門家とか連携する必要があるかと思うんですけれども、特定空き家や管理不全空き家への対応、また、空き家利活用や流通の促進のためには、やはり専門家、また専門事業者との連携がさらに必要と思われそうですけれども、現状、また今後の対応について、どのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

特定空き家や管理不全空き家への対応に関する専門的な面では、相続をはじめとした所有権等の権利関係に関する法的解釈などが主になりますので、町の顧問弁護士に相談しながら進め

ております。

今後も法律相談を行いながら進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 利活用と流通促進に関しましてお答えいたします。

令和2年11月に全日本不動産協会茨城県本部及び茨城県宅地建物取引業協会の2団体と空き家等の売買賃貸借の交渉等の媒介につきまして、円滑に推進することを目的としまして、阿見町空き家バンク媒介に関する協定というものを締結しております。

今後も引き続き、2団体と協定に基づきながら空き家バンクの制度の運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

今後も引き続きお願いしたいと思っておりますけれども、次、確認ですけれども、まず、もし空き家活用補助金、それと空き家解体補助金といった、そういった補助金を実施された場合は、担当課はどこになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） 空き家活用補助金につきましては都市計画課、空き家解体補助金につきましては生活環境課のほうが担当になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと、空き家活用補助金に関してですけれども、補助制度を検討しているということでもありますけれども、その補助額はどのような検討を今されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

今現在検討しているところですが、補助制度を導入しています県内市町村の状況、また、建築士、あと、関係団体等へのヒアリング等を実施しまして、補助額を決定してまいりたいというふうに考えております。詳細に関しましては今年度検討していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、補助の今現在実施市町村が増加しているという答弁でございましたけれども、県内では既に幾つの市町村が実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

空き家解体に相当する空き家関連除去費助成制度等を実施しているのは、県内では19の市町村となっております。

なお、県内で空き家関連の助成制度がないのは、当町を含めて7つの市町となっております。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 今後期待するものでありますけれども、次に、我々総務常任委員会でしっかり視察も行ってはきていますけれども、牛久市のほうに行かせていただいたときに、空き家バンクは令和4年までに登録数が83件、そしてまた成約数が48件という実績を上げているという、そういったものを伺ってきたものですが、そのほかにも阿見町では実施していませんけれども、すごいなと思ったんですけど、空き地のバンクも実施しているというのを伺ってきております。

そこでまずお聞きしたいんですけど、令和4年度までの県全体の登録件数と、また成約件数の実績、県のほうとまた阿見町の登録件数と成約件数の実績は何件でしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

令和4年度までの県全体の累計登録件数、成約件数につきましては、申し訳ありませんが、ちょっと把握しておりません。

令和3年度、4年度の単年度の県内の状況についてお答えさせていただきます。

令和3年度が登録件数が219件、成約件数が175件、令和4年度の実績が、登録件数が229件、成約件数が157件でございました。県内では県北、県央地域において登録、成約件数が多く、県南、鹿行、あと県西地域が登録、成約ともに少ない状況となっているのが読み取れました。

次に、当町の空き家バンクの実績でございます。

令和2年度より開始しまして、これまでに物件登録件数5件、利用登録者が27名、あと、マッチングによります成約件数が1件、不動産会社の買取りによる件数が2件、あと、所有者間による件数が1件の計4件が成約実績となっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 阿見町は、数字を見ただけでもまだまだこれからという状況だと

は思うんですけども、本当にしっかりこれから開拓をお願いしたいとは思いますが。

また、今現在優遇税制の見直しということで実施している市町村があれば、ぜひお教えいただきたいと思えます。

また、住宅用地ですね、その特例が対象外、そうすると固定資産税は幾ら増額になるのでしょうか。その試算計算をお願いいたします。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

県内全体の把握はしてございませんけれども、県南の14市町村に確認しましたところ、つくばみらい市が令和4年度から固定資産税の減免を行っているというふうに聞いてございます。その内容としましては、空き家解体後の土地につきましては優遇のない非住宅用地として課税しておりますけれども、3年間は上昇した税額分を申請に基づき減免するというところでございます。

それから2点目の固定資産税の増となる額についてでございますけれども、土地や家屋の状況でもこれは違ってきますので一概には言えませんが、あくまで1例としてお答えさせていただきますと、例えば市街化区域にある土地面積が160平米、築50年の木造家屋の場合、解体前で土地の固定資産税と都市計画税は1万1,100円、家屋が1万8,200円、合計で2万9,300円ですけども、家屋を解体しますと家屋は当然ゼロ円となります。

土地につきましては1万1,100円から3万9,800円となりまして、土地だけの比較では3.6倍となります。

家屋を含めた全体比較で申しますと1.4倍となりまして、この例で申し上げれば、解体後は1万500円の増額となるということでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

今現在そういったことで、また今回改正が始まりますので、その辺でまたしっかりと実際になってくると思いますので、その辺も国の動向を考えながら、これはちょっと通じなくなるのかなというふうに思いますので、その辺の試算もまた、住民もよく分かりませんので、ぜひ通知をお願いしたいなと思えます。

また、空き家問題は固定資産税も絡んできますので、税の観点からも空き家問題解消へぜひこのアプローチをぜひお願いしたいと思うんですけども、その辺、例えば固定資産税の納付書ですよ、来ますけれども、空き家バンク制度や相談窓口の紹介、また、阿見町でもふるさと納税の返礼品の中で空き家見守りサービスというのがございますけれども、そういった紹介

のチラシを同封するなど、非常にまた効果的ではないかなと思うものがありますけれども、そういうPRをぜひ実施していただきたいと思います。

このようなことにつきまして、ぜひ前向きにやっていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

議員御指摘の点につきましては、関係各課において調整を図っていく必要がございますので、空き家問題の解消の施策として今後検討させていただきたく存じます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ皆さんに、空き家になる前にそういういろんな資料を届けられるように、細かい支援をお願いしたいと思います。

また、窓口を一つに明確化と相談会の実施について最後に質問させていただきましたけれども、初めに今後担当窓口の明確化をはじめ、また総合的に取り組むとの答弁もいただいておりますけれども、今個別に相談したいという場合は今現在どのような課に行けばよろしいのでしょうかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

生活環境課もしくは都市計画課になりますが、どちらに来られたとしても両方の課から職員がそれぞれ出向きまして、同時に対応させていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、分かりました。

空き家対策につきましては、国は国土交通省の住宅整備課ということで、また、県につきましては土木部の住宅課というようになっております。また、住宅政策扱いというふうになっていると思いますけれども、各市町村ではそのような動きになっているとは思いますが。

何度も申し上げますけど、牛久市では平成29年度から建設部に空家対策課を新設いたしまして、一元化で今現在取り組んでおられます。

そこでお聞きしたいと思います。近年、組織を見直した市町村はどこでしょうか。また、どのような見直しを行っておられるのか、ぜひお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。



令和5年度からの見直し状況ということでお答えをいたします。

まず、日立市が住政策推進課内に空き家対策室を新設しております。また、龍ヶ崎市が空き家対策室を生活安全課からまちの魅力創造課のほうに所管替えをしております。神栖市におきましては、空き家対策業務を防災安全課から住宅政策課へ所管替えを行いまして、利活用業務との一元化を図っております。最後に、八千代町が空き家対策業務を環境対策課から都市建設課のほうに所管替えを行いまして、利活用業務との一元化を図っている状況です。

以上、令和5年度からは4つの市町が組織の見直しを行っている状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

最後に空き家対策につきましては、これまでも議会から同僚議員はじめ、一般質問等で一元化すべきではないかと質問をしておりますけれども、対策が非常に阿見町は遅れているのではないかなど、そういう問いかけも同僚議員も何度となく問いかけているところでありますけれども、空き家問題は今後ますます深刻化してくると予想されます。

また、1件1件が複雑化してくると思いますので、今後、分散して対応するよりも専任で集中して取り組んだほうがよいのではないのでしょうか。

また、阿見町が他市町村に非常に遅れているのであれば、遅れた原因を解消し、しっかりとした取組をお願いしたいと思っております。お願いしたいということを要望しまして、この質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時ちょうどといたします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、午前中に続きまして、質問させていただきます。

安心安全なまちづくり、防犯対策の強化についてお伺いいたします。

町民における抑止力の向上や安心安全なまちづくりの推進を図る意味からも質問させていただきます。

1点目、今年度から行政区に対しまして設置助成制度を設置していただいておりますけれど

も、一般家庭が設置する防犯カメラに対する費用助成についても伺います。

1台につき1万5,000円を上限に、経費の2分の1を補助している自治体もごさいますが、犯罪件数が少なくない当町におきまして、これも要望をいただいておりますけれども、費用の一部補助はいかがでしょうか。

2点目、ドライブレコーダーの設置費用の補助について、県内では境町、龍ヶ崎市等では1万円を上限に、経費の2分の1補助の取組が行われておりますけれども、町民の安全対策を支援する意味からも補助を行っていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

また、役場公用車のドライブレコーダーの設置状況をお伺いたします。

3点目、町民によるドライブレコーダー見守り協力者を募集してはいかがでしょうか。

防犯パトロールなどを担っておられる防犯連絡員等をはじめ、賛同いただける方にステッカーをお配りし、自動車に貼りつけることで抑止力効果を高めることができると考えますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 安心安全なまちづくり、防犯対策の強化についての質問にお答えいたします。

1点目の一般家庭が設置する防犯カメラに対する費用補助についてであります。

町が設置する防犯カメラについては犯罪や交通事故に対し、公共の安全を確保するということを目的として、主要交差点への設置や地域予算要望による設置のほかに、行政区が設置する防犯カメラに対しても今年度から設置費用の補助を開始し、設置の推進を図っております。

議員御指摘の一般家庭が設置する防犯カメラに対する行政からの補助については、全国的に実施例が非常に少ない状況となっております。理由としては、町や行政区が管理する防犯カメラと異なり、一般家庭が設置する防犯カメラは個人管理になるため、隣家等の撮影範囲、映像データの管理等、プライバシー保護という観点への懸念から、行政による積極的な補助が進まないのではないかと推察しております。

現在、町では街頭防犯カメラの設置を推進しており、財政的支援も街頭防犯カメラの設置に重点を置きたいと考えておりますので、一般家庭が設置する防犯カメラに対する費用補助は予定しておりません。

2点目のドライブレコーダーの設置費用の補助、並びに役場公用車のドライブレコーダー設置状況についてであります。

ドライブレコーダーは、動く防犯カメラとして、事故発生時の映像が記録できたり、安全運転意識の向上に役立つものと認識しております。

しかしながら、先ほどの防犯カメラ同様、行政からの補助については全国的に実施例が非常に少ない状況となっております。補助が進まない理由も、防犯カメラと同様のことと推察しており、現在、町では街頭防犯カメラの設置を推進しておりますので、個人が設置するドライブレコーダーへの補助についても予定はしておりません。

次に、役場公用車へのドライブレコーダー設置状況については、公用車総数83台のうち、21台に設置をしております。今後もドライブレコーダーの設置については、順次進めていく予定であります。

3点目の町民によるドライブレコーダー見守り協力者を募集してはどうかについてであります。

現在、町には地域防犯活動組織として42団体が登録していただいております、防犯活動への物的支援として、防犯パトロール実施中という車両用マグネットシートなどを貸与しております。

また、防犯連絡員として206名の方に委嘱させていただいております。例えばこちらの方々の中で、ドライブレコーダー搭載車を所有の方にドライブレコーダー見守り協力者として町に登録してもらうことなどが考えられますが、町との協力関係、相互支援の方法など、その具体的な実施方法については今後検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。大変ありがとうございます。

そうしましたら今、阿見町で防犯カメラとドライブレコーダーの管理をしているということで、町ではどのように管理されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

主要交差点への防犯カメラにつきましては、阿見町防犯カメラの設置及び運用に関する規則によりまして、管理責任者を生活環境課長、また、取扱責任者を生活環境課の職員と定めております。

町の補助により行政区が設置する防犯カメラにつきましては、阿見町行政区防犯カメラ設置事業補助金交付要綱によりまして、行政区が行政区防犯カメラ管理運用規程を定めまして、管理責任者と取扱責任者を選任することとなっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） あと行政区も残っています。

○議長（平岡博君） どうも失礼しました。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） 私のほうから公用車のドライブレコーダーについてお答えをさせていただきます。

公用車のドライブレコーダーの管理につきましては、阿見町公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱によりまして総括管理責任者を管財課長と定めております。さらにドライブレコーダーの操作取扱者を選任しまして、ドライブレコーダーの設置及び管理運用を行っているところでございます。

また、情報管理に関しましてもデータの取扱いルール等を定め管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 詳しくありがとうございます。

そうしましたら今度、このドライブレコーダーの見守り協力者について再質問させていただきたいと思うんですけれども、初めにドライブレコーダーは見守り中というステッカーの設置についてでありますけれども、この件に関しましては平成31年の3月にも一般質問させていただいてはございますけれども、そのときの答弁でございますけれども、デザイン、必要数、費用等、検討するとの御提案をそのときにいただいておりますけれども、はや4年が経過しております。まだ未実施のようでございますけれども、実現はいつになるのでしょうか。ぜひ伺いたします。

○議長（平岡博君） 白石池幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

当時の答弁では、配布枚数、配布対象者、作成費用等を検討していきたいが、設置の時期については現在未定ということということでお話をさせていただいたと思います。この間、公用車へのドライブレコーダーの導入におけるプライバシー保護等の課題解決と導入の促進、また、街頭防犯カメラの導入推進を優先に進めておりましたので、ステッカーの作成につきましては未着手でございました。

現在、公用車へのドライブレコーダー導入や街頭防犯カメラの設置につきましては順調に進んでいる状況でございますので、次は、例えば地域防犯活動組織の方々にステッカーを支給するなど、実現方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。まず、核をつくっていただいて、だんだんぜひ広めていただきたいと思いますと思っております。

また次に、阿見町なんですけれど、現在新型コロナウイルスの制限が5月1日で緩和されまして、全国的に活動が非常に活発になってきたせいなんでしょうか、市内でも交通事故死亡者が今年に入って阿見町だけで4件発生し、4名の方がお亡くなりになっているところでございます。

非常に残念なことでありますけれども、高齢ドライバー特に70歳以上による交通事故防止対策に取り組んでいる自治体が増えているところでございますけれども、このドライブレコーダーの設置費の補助もそうでございますけれども、高齢者安全運転支援装置という、いわゆるサポート補助というのもございますけれども、こういったものをぜひこれから考えるべきではないのかなと思いますけれども、前向きな御答弁をぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

議員御指摘の安全運転支援装置につきましては、国の補助制度が終了後、独自で実施をしている市町村が確かに見受けられますが、現時点におきましては実施の内容につきまして、これから調査研究していくということで御理解を賜りたいと存じます。

なお、議員御指摘の交通死亡事故の多発警報、現在発令されております。これを受けまして、町独自で8月の31日に臨時の交通安全キャンペーンを町内の4か所のスーパーにおきまして、牛久警察署、交通安全協会、それから交通安全母の会等の協力を得まして、交通安全に対する注意喚起をしたところでございます。

また、例年ですと茨大通りにおきまして、あそこの地藏尊におきまして、1月に実施をしている交通安全祈願、これを今週の木曜日9月21日の秋の交通安全キャンペーンの実施に合わせて行う予定でございます。

今後とも、警察並びに関連団体と協力しまして交通安全に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。早朝より大変にありがとうございます。

最後ですけれども、このドライブレコーダー見守り協力者についてでありますけれども、実施方法を検討とのことでは答弁がございましたけれども、防犯パトロールの実施中のような例えばドライブレコーダー見守り中というようなステッカーですよね。そういうものを貼った車が町内にたくさん走行するようになれば、町全体で交通ルールの厳守や、また交通ルール、マナーの向上が期待できるのではないかなと思う次第でございますので、ぜひ早急に進めていただきたいということを要望しまして、この質問は終わりにさせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

子宮頸がん撲滅への取組とキャッチアップ接種最終期限お知らせ通知についてでございます。お伺いいたします。

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開されまして、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種は令和6年度末までの3年間の時限措置となっておりますので、期限内に3回接種をするとなると、令和6年9月末までに1回目を開始する必要があるがございます。

そこで質問させていただきます。

1点目、キャッチアップ接種対象者の阿見町の接種人数と接種率はどのようになっていますでしょうか。

2点目、今まで70%以上であった接種率が現在は相当低いわけがございますけれども、何が原因と考えられますでしょうか。

3点目、厚生労働省の概要版には、一生のうちに1万人当たり132人が子宮頸がん罹患、また、1万人当たり34人が亡くなるとあります。本町のキャッチアップ接種対象者の人数に当てはめると、将来何人が罹患して何人が死亡することになるのでしょうか。

4点目、接種期限を迎える高校1年生から27歳相当の未接種者全員に対しまして、今回最終期限のお知らせ通知を送るべきと考えますけれども、本町はいつ、どのような内容で実施するのでしょうか。お伺いします。

また、5点目として接種率を上げるためにはどのような周知啓発を行うのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 子宮頸がん撲滅への取組と、キャッチアップ接種最終期限お知らせ通知について、御質問にお答えいたします。

1点目のキャッチアップ接種対象者数及び接種人数と接種率についてであります。

本年度のキャッチアップ対象者は、17歳から26歳になる女性の方で、7月末時点で2,359人であり、令和4年度の接種者数は126人、令和5年度の接種者数は8月分の実績がまだ出ておりませんので7月末時点となりますが、123人です。令和5年7月末時点で1回以上接種を実施した方は511人で、接種率は21.7%となります。

2点目の接種率が低い原因についてであります。

平成25年にワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が報告され、国において積極的勧奨の差し控えが決定されました。令和3年に積極的勧奨の再開がなされ、個別通知や広報による周知を行ってきましたが、重篤な副反応のイメージが根強いことやワクチンの予防効果が十分に理解されていないことなどが主な原因であると考えております。

3点目の本町におけるキャッチアップ対象者の罹患患者数及び死亡者数の推計についてであります。

厚生労働省作成の子宮頸がんリーフレット概要版を参考に算出しますと、阿見町の令和5年7月末時点の対象者数2,359人のうち、31人が子宮頸がん罹患し、8人が亡くなる推計となります。

4点目の最終期限のお知らせについてであります。

令和4年度にキャッチアップ接種が開始となったときには、接種未完了者全員に個別通知を郵送しております。令和5年度も同様に対応しており、令和6年度についても未完了者全員に対して通知を郵送する予定です。

5点目の啓発活動についてであります。

子宮頸がんワクチンは3回の接種が必要であり、接種開始から完了まで8か月を要するため、令和6年度の初めに周知、啓発を強化いたします。未接種者には個別通知を郵送し、併せて広報、あみメールにおいても、接種可能な期限やワクチンの有効性と副反応についての情報提供を行います。さらに、子宮頸がんの予防にはワクチン接種と子宮頸がん検診が有効であるため、子宮頸がん検診無料クーポン券送付時にワクチン接種に関する情報を同封する等、検診と抱き合わせた周知活動を展開していく予定です。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

そうしましたらキャッチアップ対象者の最終数値はどのように、さらに強化してもらえますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今ほど町長からも答弁をさせていただきましたけれども、来年度は対象者への通知だけでなく、広報、それからあみメール、こちらにおいてもキャッチアップ対象者の生年月日等を表記するなど、対象者の要件等を広く周知して勧奨してまいりたいと思っております。その際に、本来は9価ワクチン、今回、今接種しているワクチン接種費用は、3回の接種で8万円以上か

かる訳ですけれども、現在は国、町が接種費用を負担しているため、無料であること。それから、令和6年度が無料でワクチンを受けられる、最後のチャンスであることなどを強調して周知を行い、より多くの方に接種いただけるよう情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。とても大事なことです。

また、このHPVワクチン接種でございますけど、これは女性だけじゃなくて男性への接種も2020年に始まっているということで、これは4価ワクチンで、女性は9価ですけれども、それはパートナーへの感染防止やまた男性自身におきまして中咽頭がん、または肛門がんなどの予防にもつながると聞いております。

また、これは約5万円から7万円の自己負担が必要になるということで、また、男性は中学1年生から25歳ぐらいまでが対象だということになっておりますけれども、これに関しまして、阿見町といたしましてはどのように考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

厚生労働省では男性の接種についての安全性や効果についてのデータが現在十分ではないため、情報を集めているという段階でございます。町としましても、今後情報を収集してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

今後とも情報収集していただき、1人でも多くの方がまたこの子宮頸がんになりませんように、まずは情報のほうしっかりと流していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大変ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

次に、9番野口雅弘君の一般質問を行います。

9番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔9番野口雅弘君登壇〕

○9番（野口雅弘君） 久しぶりに立ちます。こんにちは。通告に従い、質問させていただきます。

土日の部活動と総合運動公園について、今回は、秋からの働き方改革の教育部門の一環で、



中学生の土日の部活動の地域移行についてと総合運動公園のこれからについて質問します。

土日の部活動をどうするのですか。例えば、NPO法人阿見アスリートクラブ、陸上ですね。と、NPO法人阿見ファントゥスポーツクラブ（サッカー）があり、利用することができると思いますがどうでしょうか。

2つ目として、運動公園の活用としてスポーツフェスタの一本化のため、公園内に土俵を作っているかがですか。

3番目、阿見町には企業が多くあるので、運動公園をネーミングライツで少しでも収入を上げたいかがですか。

4番目、今のところ予算的に難しいのは難しいんですけど、将来市制を敷くことに当たり、グラウンドを全天候型にしてはいかがですか。龍ヶ崎市、土浦市、石岡市にはあり、つくば市は今までは筑波大学を借りてたらしいんですけど、筑波大学の運動場では制限があるらしくて、それでつくば市としても全天候型を自前で造る予定だそうです。

以上です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、野口議員の土日の部活動と総合運動公園についての質問にお答えします。

1点目の土日の部活動とNPO法人の利用についてであります。

中学校の部活動の地域移行については、国、県のガイドラインを参考にして、阿見町の実情にふさわしい地域クラブ活動への移行方法を検討しているところであります。中学校の部活動は学校や種目により指導者や活動状況に違いがあり、土日の部活動を一齐に地域移行することは非常に難しいものであります。

今年度については、各学校の部活動の現況調査と調査結果を踏まえた地域移行の方法を個別に検討するため、実績のある業者へのコーディネート業務委託を進めております。議員御提案の陸上やサッカーのNPO法人の活用については、地域移行の検討を進めていく中での一つの選択肢になるものと考えております。

2つ目のスポーツフェスタの一本化のため、公園内に土俵を作ることにについてであります。

昨年初めて実施したスポーツフェスタでは、多目的広場に仮設の土俵を設置し、ちびっこ相撲大会を開催いたしました。今年度も同様の予定です。

議員御提案の総合運動公園内に土俵を作ることにについては、適切な場所の選定と土俵を活用する事業がどの程度あるのか、維持管理費等を含めた費用対効果を考えながら検討する必要が

あります。

3点目の運動公園のネーミングライツについてであります。

ネーミングライツについては近隣の市町村では事例がありますが、阿見町では実施している施設はありません。議員御指摘の収入について、施設の維持運営は限られた財源で行っており、ネーミングライツによる収入も有効な財源の一つになると考えております。ネーミングライツについては、先行事例の調査研究や関係各課との協議を行い、検討してまいります。

4点目の全天候型グラウンドについてであります。

全天候型のグラウンドについては、雨天時においても使用ができることや、弾力・反発があるため、土よりもよい記録が出やすいといったメリットがあります。

ただし、陸上競技場を全天候型に改修するには多額の経費が必要となります。現在の総合運動公園は全体的に老朽化が進んでおり、修繕を必要とする箇所が多くありますので、緊急性が高い修繕を優先した施設整備を進める必要があります。議員御提案の全天候型陸上競技場については、他市町村の設置状況や経費等を調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 現在ですね、阿見の三つの中学校ありますけど、土日の部活動は幾つぐらいのクラブが活動しているのか、ちょっと教えてください。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

3つの中学校で土日定期的に部活動を実施しているのは、阿見中学校では運動部が13で全ての運動部でございます。それと文化部で1つ、吹奏楽部ということになります。

朝日中学校におきましては運動部で9、これも全てでございます。文化部で1つ、こちらのほうも吹奏楽部になってございます。

竹来中学校では運動部10、こちらも全てでございます。それと、文化部で2つ、吹奏楽部と科学部というような内訳でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） そうすると、運動部とか全てということで、これを地域移行していくということを文部科学省が言って、まあ、文科省では2025年までに終わらせるよう指導が来ているという話があるんですけど、それは間違いはないんですか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

国で出してありますガイドラインというのがございます。こちらのほうに記載されていることに関しましては、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間ということにしてございます。そちらの期間に可能な限り早い時期に移行しなさいというように書かれてございます。

町のほうでも、種目ですとか、その地域性にもよると思うんですけども、いろいろな差は出るとは思うんですが、なるべくその令和7年度、国で出してありますガイドラインを目標に、可能などころから移行していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 大変な移行になるとは思いますけども、教育委員会のほうで皆さん頑張ってください。

続いてですけど、今年も仮設で土俵を作ることなんですけども、これ、去年のを言っ  
て、去年はもう終わっているんで、去年の値段でいいんですけど幾らぐらいかかりましたかね。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

スポーツフェスタのときに土俵を設置いたしました。そのときの値段ですけども、おおよそ100万円程度かかってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） その金額ならば、逆にこれから二所ノ関部屋を町としても応援していくと、そういうような話をこの間もしていましたし、逆に言えばちびっこ相撲や相撲教室ですね、そういうのを開催するに当たっても、土俵があればそこでずっとやっていけるわけです。今は多分体育館とかそういうところを使っていると思うんですけど、それならば逆に阿見町の宣伝にもなるし、これから市制を敷いていく中で、阿見町は相撲の町だよというふうに言えるというような形になれば、土俵、幾らぐらいするものだからちょっと私も見当つきませんが検討してみたほうが少しはいいんじゃないか。ですから、まずは金額とかその辺を考えてからだとは思いますが、その辺を考えてみることはできますかね。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほど答弁でもお答えさせていただきましたとおり、どれぐらいの金額がかかるのかと、それから維持費、維持していく管理費が幾らぐらいかかるのかというようなことも含めて、ちょっと皆目見当がついてないことでございますので、今後検討していきたいと思っております。

以前、阿見中に土俵が、野口議員が中学生の頃は多分あったと思います。今もあれがあれば

なというふうに考えておりますが、ないものを考えてもしようがありませんので、その当時の管理状況も含めまして考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） これ、さっきネーミングライツのことを教育委員会に質問しても本当はしようがないんですね。基本的に町が決めなくちゃならないことなんでね。町としても逆に言えば少しでも企業の宣伝、こちらに来ている企業の宣伝にもなると思うんです。ですから、こちらに来ている企業の名前をつけることによって、阿見町に企業があるんだよと。それを言うためにもネーミングライツというのは一つの企業の宣伝にもなりますので、そういうのを考えながら、阿見町全体で考えて、ネーミングライツをしてもらえたらありがたいと思います。

それと、全天候型を造るというのは本当に大変なんです。これはもう5,000万円以上かかるという話がありますので、大変なんで。ただ、そういうものを造れば、大学とか企業が合宿に来るんです。合宿に来るということはそれもまた阿見町の宣伝になる。阿見市になってからでいいと思うんですけども、市の宣伝、そのためにもそういうものを造っていくのは私はいいと思いますので、考えとして頭に入れておいてください。

以上で終わります。

○議長（平岡博君） これで、9番野口雅弘君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時34分散会

第 3 号

[ 9 月 20 日 ]

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月20日（第3日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	白石	幸也君
保	健	福	祉	部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
秘書広聴課長	小倉	貴一	君
人事課長	黒岩	孝	君
管財課長	荒井	孝之	君
健康づくり課長	山崎	由紀子	君
道路課長	浅野	修治	君
都市整備課長	糸賀	隆之	君
農業振興課長	小松澤	智	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君
生涯学習課長	木村	勝	君
図書館長	阿部	豊治	君
学校給食センター所長	恵美	和彦	君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和5年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和5年9月20日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件



## 一般質問通告事項一覧

令和5年第3回定例会

一般質問2日目（令和5年9月20日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 阿見町のシンボルであるサクラの保全と利活用について 2. 阿見町における有機農業への取り組み及びオーガニック（有機農産物）給食の導入について 3. 阿見町名誉町民の選定について	町長・教育長  町長・教育長  町 長
2. 飯野 良治	1. 阿見第二小学校の存続による現状と課題について 2. 町内小学校の学習環境について	教 育 長 教 育 長
3. 川畑 秀慈	1. 公共下水道補助制度について 2. 電子図書館整備について	町 長 教 育 長
4. 栗原 宜行	1. 職員の働く環境は改善したか	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

早速、一般質問に入りたいと思います。

今回、私は3つの質問項目を用意しております。まず、その第1、阿見町のシンボルであるサクラの保全と利活用について質問をいたします。

阿見町には、昭和60年11月1日に制定された5つの項目からなる町民憲章があります。以来、阿見町は6次にわたる総合計画を策定して、まちづくりに励んできましたけれども、その施策の根底は、町民憲章の理念を体現したものとなっているはずでございます。憲章全文は、役場

庁舎入り口の石碑に刻み込まれております。

同じ日に阿見町のシンボルとして、阿見町の木と花と鳥が制定されております。町の花は「キク」、町の鳥は「ウグイス」、そして木は「サクラ」でございます。特に桜は、花の美しさ、散り際の潔さだけではなく、樹形そのものや秋の紅葉の美しさなど、日本人の心に広く受け入れられております。予科練生の制服の「七つボタンにサクラに錨」でも親和性があります。

桜の名所といえば、奈良県吉野の千本桜が有名ですけれども、県内のランキングによると日立市のかみね公園、那珂市の静峰ふるさと公園、石岡市の常陸風土記の丘、水戸市の桜山、土浦市の亀城公園、つくばみらい市の福岡堰などがランキングされております。こうした県内の桜の名所に勝るとも劣らないのが、阿見町の桜でございます。

2022年10月に阿見町文化財調査研究会樹木班が調査した「茨城大学農学部周辺の桜」という報告書がございます。それによれば、阿見町の桜は、茨城大学農学部構内及びその周辺、その他の地域に多くの品種が栽培されており、園芸的には区別のつかないと言われる100種近くの桜が植えられているということでございます。このように多種類の桜が植えられているのは、極めて珍しいということでございます。

そこで、阿見町のシンボルであるサクラの保全と利活用について、以下の質問をさせていただきます。

1番、茨城大学農学部附属国際フィールド農学センター、これ農場ですね、に面するさくら遊歩道整備の経緯について。

2番、さくら遊歩道の管理はどこが行っているのか。また、茨城大学農学部通り、役場庁舎や各学校、さわやかセンター北側、センター西側の広場、運動公園のサクラの手入れはどのように行っているのか。費用も併せてお伺いいたしたいと思っております。

3番、茨城大学農学部農場の南側にも圃場と道路の間に遊歩道が整備され、多種類のサクラ並木を鑑賞する機会がつかれないか。

4番、阿見町文化財調査研究会樹木班が調査した「茨城大学農学部周辺の桜」という報告書は、極めて貴重なものだと思います。記録としてしっかり残し、町民にも提供されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、御質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

海野議員の、阿見町のシンボルであるサクラの保全と利活用について、の質問にお答えいた

します。

1点目の、茨城大学農学部附属国際フィールド農学センターに面するさくら遊歩道の整備の経緯についてであります。

さくら遊歩道は、都市計画道路中郷・寺子線の整備に伴い、平成9年から平成10年にかけて町で整備を行いました。

当時、茨城大学農学部の敷地の一部が道路用地にかかり、そこに防風林を兼ねた松並木が存在しておりました。大学側との物件補償の協議の中で、金銭による補償ではなく機能補償の申出があり、補償費相当額の工事を町で実施いたしました。大学も地域住民に開かれたキャンパスの環境整備を望んでいたため、大学側の敷地内に防風林の植栽と合わせ、景観に配慮した遊歩道やその他の植栽の整備に取り組んだものであります。

また、都市計画道路中郷・寺子線沿線は、現在、景観形成道路に指定されておりますが、当時より町の景観形成を誘導する路線とし計画していたことも整備を進めた一因になっております。

2点目の、さくら遊歩道の管理及び各施設のサクラの管理や費用についてであります。

さくら遊歩道は、茨城大学農学部の施設であるため、大学で管理を行っております。茨大農学部通りとさわやかセンター北側道路の桜の街路樹は、合わせて271本ありますが、2年に1度の剪定と年に4回の消毒を行っており、費用は年間で約370万円となっております。

役場敷地内の桜は20本ありますが、必要に応じた剪定のほか、年に4回の消毒を行っており、費用は年間で約19万円となっております。

各小中学校につきましては、約320本ありますが、その他の樹木等と合わせ年に4回から5回の消毒を行っています。費用は小中学校の学校樹木全体で業務を発注しておりますので、桜のみの費用は分かりかねます。

さわやかセンター西側の広場につきましては、36本の桜があります。必要に応じた剪定のほか、年に4回の消毒を行っており、費用は年間で約35万円となっております。

総合運動公園の桜は、約170本ありますが、年に1回の剪定と消毒を行っており、費用は年間で約140万円となっております。

3点目の、茨城大学農学部農場の南側に遊歩道を整備し、サクラ並木を鑑賞できる機会がつかれないか、についてであります。

茨城大学農学部農場の南側は、茨城大学の敷地であることから、町で整備を行うことは考えておりません。

4点目の質問につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

4点目の、阿見町文化財調査研究会樹木班が調査した「茨城大学農学部周辺の桜」についてであります。

文化財調査研究会は町民有志が所属し、町の歴史や文化を調べ、秋に文化財展として成果を展示しております。茨城大学農学部周辺の桜は、令和4年度の樹木班の研究成果になります。現在のところ書籍化等を行われておらず、展示終了後は町民の目に触れる機会が少なくなっているのが現状です。

樹木班に限らず他班の成果も含めた中で、文化財調査研究会の文化財展後の研究成果を書籍化するなど、活用の検討を進めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

御答弁ありましたけれども、まず、さくら遊歩道の管理についてですけれども、皆さんその遊歩道を通ったことがあるかどうか分からないんですけれども、よく前議員の佐藤幸明議員が散歩道にしている、時たま外側じゃなくて中側の遊歩道を通っているのを見かけたことがあります。私もあの暑いさなかに緑陰といいますか緑の陰を求めて、あの辺を歩いて。歩いている人もたくさんいました。

それで、行ってみると気がつくわけですよ。もうたくさん桜の木あるんですけども、中には枯れているような木、こういう木もあるんですよ。

それで御答弁では、茨城大学の構内になるので、これは茨城大学が管理していますと、一言だったんですけれども、お金を町が補償として出したということもあって、このさくら遊歩道の管理について、もう少し大学と話し合ってみてもいいんじゃないかなと私は思っているんです。

阿見町の桜、冒頭質問で述べましたけれども、桜の木がたくさんあるところは結構あるわけですよ。あるんです。だけど、阿見町は、この園芸品種でほとんど網羅されている種類、八十何種って言いますが、大体100種あると、全ての園芸種は網羅されていると。それが阿見町にはあるということなんです。これ非常に貴重で重要だというふうに、珍しいというふうに思っています。

これは、茨城大学のあそこは農学部なんで、やっぱり樹木に関する専門家の先生がいるわけです。それで大学の整備をするときに、せっかくだから桜を整備しようということで、桜を植

えたわけです。そのときに勝手にあちこちから持ってきたんじゃないで、これ非常に来歴がはっきりした品種を集めたということになっています。ですから、植えた当初は……。今もプレートはつけてありますけれども、一部もうプレートがないような樹木もあって、この桜、何ていう桜なのかなというふうに見ることもあって。

私も実はほとんどそれ知らなかったんですよ、知らなかった。桜といえば、もうソメイヨシノみたいな感じで、時たま早咲きは、これは河津桜かなと、この程度の知識しかなかったんですけども、改めて樹木班のこの報告書を読ませていただいて、非常にこれ貴重なものだというふうに思いまして。多分町民の皆さんの中で……。これ樹木班の人は知っていますよね、調査したから。でも、それ以外の人で阿見町に80種、100種の桜があるということは、ほとんど分からないんじゃないかと思うんです。

さっき、さくら遊歩道の現状を述べましたけれども、本当に杉とかヒノキとかヒバとか、いわゆる常緑樹ですね、これが繁茂してしまっ、もちろん、そうすると陽が当たらないので樹勢も弱るということで、ちょっと整備したほうがいいんじゃないかなということなんですけれども、改めて、これ再質問ですけども、誰が再質問は答弁するか分かりませんが。

さくら遊歩道の管理について冒頭述べましたけども、桜の種類——名札ですね、これをつけ直すように大学に言うと同時に、あそこの管理について申入れをする。あるいは、町として協力できることは協力する。例えば、道路里親とか、何とか里親ということで、いろんなその……。金銭的に負担をするということではないけれども、そういう制度があるようですので、そういう形で大学と話し合ってもらえるようなことはできないかということについて、再質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

答弁のほうにもございましたが、さくら遊歩道につきましては、茨城大学の管理ということで、大学内の敷地になりますということで基本的には大学が対応するべきというふうには考えておりますが、議員御指摘のとおり、整備しました経緯等を踏まえますと、当初とは異なった管理状況になっているというふうに感じております。今回このような御意見があったということを含めまして、大学側に話をしていければというふうに考えております。

あと補助制度、道路の里親等、そこら辺につきましては、ちょっと今の制度的には道路上ということになっていますので、そこら辺も考慮しまして、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） もう1問、再質問をさせていただきます。

これ教育委員会のほうに再質問させていただきますけども、先ほどの答弁では、検討しますと。こういうふうに、検討すると、こういう言葉が使われておりましたけれども、これはぜひ進めていただきたいということを明言していただきたいと思います。

この一般質問するのは、やっぱりあの報告書を読んで、こういうことがあったんだということで、この一般質問をするという意欲に駆られたわけですよ。それでもってやっていますので、ぜひ進めるということをお願いしたいと思います。

それで桜の名称、私も何本かは名札がついているので、それをしっかり見ましたけども、非常にユニークな名称がついています。あるとき茨城大学農場、入り口がありますけども、あそこに桜並木があるんですよ。そこにインドネシアからの留学生が何人も桜見をやっていて、それでいろいろ話したことがあるんですけども、ふっと見たらこれは仙台屋という名称がついているんですよ。

仙台屋って一体何かなと思って。「仙台」の「せんだい」なんですよ。だから仙台に関わる話かなと思ったら、これ今、NHKテレビでやっていますけども、「らんまん」の主人公、牧野富太郎、この人が名づけたと。彼は新種を求めて全国各地を歩くわけですよ。それでたまたま高知県で泊まった仙台屋という旅館だったらしいんですけど、その旅館の庭先に咲いているのが新種だと、新しい品種だということで新種登録をして、仙台屋という名称になったんですけれども。

そういうことも含めて非常に有名で、あれだけ並木があるのが全国にあるのか、どこにあるのかよく分かりませんが、県内ではそんな話を一度も聞いたことがないので、これも今、あの「らんまん」の主人公の牧野富太郎が名づけた仙台屋という桜が、茨城大学農場の入り口のところに並木となってありますなどと言うと、来年たくさん観光客というか、それを見に来る方が来るかもしれません。

それで、全ての桜は映像として残してあるようですし、もちろん報告書としてしっかりとした書籍に残すことはもちろんですけども、ホームページであるとか、観光協会のホームページ、こういうことにも町民の皆様、あるいは全国の人にも目に触れるような形でやっていただきたいと思います。

再度答弁を求めますけども、検討と言わずに進めるということやっていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） それではお答えさせていただきます。

議員が言われましたとおり、文化財調査研究会の樹木班、こちらが調査しました大学周辺の

桜については、貴重な報告書だというふうに認識してございます。

先ほど答弁の中では、検討しますという表現をさせていただいておりますけれども、できれば令和6年度に書籍化をできるように、3か年のほうに計上させていただいております。予算のほうも要望を続けまして、実際に実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

また、調査の成果の周知につきましては、まずは町のホームページのほうに、生涯学習課のホームページの中に、文化財調査研究会のページを設置しまして、そちらのほうで貴重な資料を広く公開するというようなことを、まずは手がけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、阿見町における有機農業への取り組み及びオーガニック（有機農産物）給食の導入について質問いたします。

政府は、2050年までに有機栽培に取り組む耕地面積の割合を25%まで拡大する目標を、2021年度にみどりの食料システム戦略で打ち出しております。有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされ、地球の環境を保全し、次世代につないでいく営みであると言われております。農業分野でのSDGsの取組の例として、有機農業の推進などが目標となっております。

茨城県では、2019年に、いばらきオーガニックステップアップ事業、2022年6月、昨年6月に、いばらきオーガニック生産拡大加速化事業を創設しました。その結果、常陸大宮市三美地区の約20ヘクタールの有機モデル団地が形成され、JAやさと有機栽培部会が生協等の消費者団体との連携、学校給食等への有機農産物の提供などで日本農業大賞を受賞しております。

一方、オーガニック給食で全国の状況を見れば、隣県である千葉県いすみ市や栃木県小山市の取組が目立っております。いすみ市では、2012年に環境保全型農業によるまちづくりを宣言し、有機農業を行う農家を支援し、2017年10月には学校給食を全て有機米に転換し、2022年に給食費を完全無償化しております。地産地消によるまちの活性化や、環境負荷の軽減、地域のブランド化を図るなど、特色あるまちづくりに成功していると思っております。

また、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する、みどりの食料システム戦略を策定し、2025年までに全国で100市町村のオーガニックビレッジを目標としております。先ほど述べました小山市では、市長がリーダーシップを発揮して、2021年に有機農業推進協議会が発足し、令和5年3月に栃木県発のオーガニックビレッジを宣言しております。



阿見町における有機農業への取組及びオーガニック給食の導入について、お伺いいたします。

1 番、茨城県内自治体の有機農業の取組と現状について。

2 番、阿見町の有機農業の現状及び今後の方向性について。

3 番、地域の有機農業の振興を図るため、有機農業推進協議会等の研究会を組織する考えはないか。

4 番、オーガニックを給食に導入することにはどんな意義があると考えているか。

5 番、オーガニック給食の茨城県内自治体の現状について。

6 番、阿見町の給食における有機食材採用の現状及び今後さらに取組を進める考えはないか。

以上、6 点についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町における有機農業への取り組み及びオーガニック給食の導入について、の質問にお答えいたします。

1 点目の、茨城県内自治体の有機農業の取組と現状についてであります。

茨城県においては、令和元年から県北地域を中心に有機農業のモデル団地形成の取組が行われ、常陸大宮市三美地区において、市外から有機農業に取り組む農業法人の新規参入を契機に有機農業団地が形成され、農作物の付加価値向上につながる取組が進められています。

県南地域におきましては、主に石岡市やつくば市において有機農業が行われており、石岡市のJAやさと有機栽培部会において、JAが有機農業での独立を目指す新規就農者を育成し、安全な堆肥作りや緑肥の活用による自然と調和した土づくりに力を注ぐことで、安全・安心でおいしい有機農産物の栽培に取り組んでいます。

2 点目の、阿見町の有機農業の現状について、であります。

阿見町において、化学肥料や農薬を用いない有機農業に本格的に取り組んでいる認定農業者が1名いることは把握しておりますが、町内の有機農業の詳細な実態調査は行っておりません。

また、有機農業ほど厳格ではなく、その思想を取り入れた栽培方法として、「特別栽培農産物」と「エコファーマー」の認定があります。

特別栽培農産物とは、農産物が慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物のことで、町内では4品目18名の農業者が県の認証を受けております。

エコファーマーとは、堆肥の適正量を守り、化学肥料・農薬の使用量の低減などに取り組む、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を県知事に提出し、認定を受けるもので、町内では35名の農業者が認定を受けております。

今後の方向性についてと、3 点目の地域の有機農業の振興を図るため有機農業推進協議会等

の研究会を組織する考えはないか、については関連しますので一括してお答えいたします。

現在の阿見町の農業は、農作物を効率的に安定して大量生産できる慣行栽培が主流となっており、町では、効率的な農業経営を進めていくために、担い手への農地の集積・集約化を推進しているところです。

しかしながら、地球環境への負荷の低減並びに安全かつ良質な農産物に対する需要の増大等を考えた場合、有機農業は大切な農業の方向性として認識しております。

有機農業の振興につきましては、現状の町内における詳細な実態が把握できていないこともありますので、まずは、町内の有機農業の現状や農業者の意向把握、先進地の事例などの情報収集に努めるとともに、連携する大学の先生やJAなど関係機関と御相談させていただく中で、協議会の必要性も含めた今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

4点目から6点目までの質問につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 4点目の、オーガニックを給食に導入することの意義についてであります。

オーガニックについては、化学肥料や農薬を使用していない農産物で環境に優しいものであると認識しております。オーガニック食材を給食に導入することについては、児童、生徒へ安心安全な給食を提供することができ、有機農産物に対しての認知度を高め、食育の推進になるなど、意義があると考えております。

5点目の、オーガニック給食の茨城県内自治体の現状についてであります。

令和4年度に茨城県内でオーガニック給食を実施した自治体は6市村であり、米や数種類の野菜を食材に使用しておりました。現状では、いずれの自治体でもオーガニック給食は部分的な導入に限られています。

6点目の、阿見町の給食における有機食材採用の現状及び今後さらに取組を進める考えはないか、についてであります。

阿見町の給食では、現在のところオーガニックに特化した献立は提供しておりません。オーガニック給食を導入するためには、食材となる米・野菜の供給量の確保及び価格面での課題を解決する必要があります。現在は、地産地消の推進に力を入れており、米は全て町内産のコシヒカリを使用し、野菜はできる限り町内産を使用しています。このため、オーガニック給食を導入する場合にも町内産の食材を使用したいと考えております。

地産地消とオーガニック活用を並行して進めていくためには課題がありますが、今後も関係機関等から情報を収集しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） この質問は、第1回目かな、3月の議会で同僚の難波議員が質問をしておりました。多くの質問の中でやったので、特化してお話しすることはなくて、私からすると少しちょっと物足りないということがあったものですから、難波さんに敬意を表して、続いてやらさせていただきました。

先ほど答弁で、有機農業の町内における実態は把握できていないというようなことでしたね。私もこの質問をするのに、いろいろとあちこちへ聞き回ったんですけど、なかなか実態が見えなくて、私もまずは町内の有機農業の現状とか、農業者の意向把握とか、先進地の事例などの情報収集に努めるということが最初かなというふうに思っていたんですよ。

だけど、先日この質問をするために、茨城大学の農学部の小松崎将一先生の研究室をお訪ねして、かくかくしかじかで一般質問するんだけど、ちょっと農業の現状について教えてほしいと、そういうふうにお尋ねしたんです。先生は、多分県内のシンポジウムなんかでも主催をされていて、丁寧に教えてもらいました。

それで、「いやあ海野さん、有機栽培米、圃場にあるから見に行こう」ってトラックで乗せていってもらって、5反歩の圃場がありました。あぜのこっち側は普通のコシヒカリで、こっち側に5反歩のコシヒカリの圃場があって、それを見学させていただいたんですけども、大体7年ぐらいたつと。それで大体栽培技法とか、もちろん農機具メーカーなんかも非常に協力をされているようで、知見というんですかね、そういうものが積み重なってきていると。

阿見町は茨城大学と連携協定を結んで、様々な茨城大学の知識というかな、研究とかそういうものを利用しているし、お願いしていろいろやっているわけですよ。それで先生に、どうでしょうなんて話したら、大学としても、もし自治体が地域で有機農業に取り組むということがあれば、もちろん、ぜひとも全面的に協力したいと、こんな話でした。

とにかく、そういう意向はあって、しかし町内の実態が分からないというところなので、手探りでやっていくしかないんだけど、いずれにしても有機農業というのは、私は今後の日本の農業、阿見町の農業はもちろんだけども、日本の農業にとって必要不可欠、そういう方向性で行くということが必要だと思っております、ぜひとも有機農業に関心を持つ生産者とか、あるいは消費者、JA等の関係者と大学にも協力をいただいて、早めに研究会あるいは協議会等組織をつくって検討していただきたいというふうに思っています。

その形はどういう形にするかは、そちらというか行政側でやっていただいて結構なんですけども、そのことについて、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

先ほど答弁でもお答えしましたとおり、まずは阿見町におけます有機農業の現状把握、あと生産者の意向、先進地事例、あと気候や立地など地域によって違いますので、そこら辺の特性を踏まえまして調査研究を行うとともに、連携協定を結んでいます大学の中で知見のある先生、今言われました小松崎先生、あとはJ A等の関係機関と相談をさせてもらいまして、研究会や協議会等の対応につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 続いては、オーガニックの学校給食の採用の件について再質問したいと思っています。

これ、卵が先か鶏が先かみたいところがあるんですよね。それは有機農業が町内に十分普及していないと、じゃあ学校給食で採用しようとしたって、あるんですか、物がと。こんな話になるわけですね。だけど、生産者にしてみれば、農産物作ったけども、これほどにはけるのと。こういう話になって、安定的に、それが売れるというかな、作った人が販売できるというのは、学校給食が比較的有力じゃないかと思います。

しかも、いろんな有機農産物あるんだけども、資料を頂いて米をやっているのは笠間市だけですかね。あとは葉物、根菜類、これは学校給食で有機農産物を活用しているということがあられるようですけども、まずもって有機栽培米、これを阿見町の学校給食では全面的にやりますと。3年後とか2年後だか何年後か分からないけども、そうして栽培農家を募れば進むんじゃないかと思うんですよ。

ですから、卵が先か鶏が先かではなくて、これは教育長なのか町長なのかよく分かりませんが、まず阿見町において有機農産物を給食に取り入れようと。こういうトップダウンですね、主導した取組をしていただきたいと私は思います。

霞ヶ浦には昔コウノトリがたくさんいたらしいですね。この小山市、いすみ市も、全部コウノトリにまつわることで有機農産物、有機栽培を始めたようです。これ兵庫県の豊岡市ですか、あそこに一度絶滅したコウノトリを、もう一度復活するというプロジェクトがあって、ずっと。そのコウノトリが渡良瀬遊水地に来てみたり、この鹿嶋のほうにも来たのかな、この前。新聞報道されていましたが。だんだん少しずつ農薬が減らされて、人の体にも優しいような農業になっていくんじゃないかな、自然になっていくんじゃないかなということを感じましたけれども。

この学校給食で取り組むということについて、ぜひ、これトップの決意をお伺いしたいと思うんですけど、いかがなものでございましょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

トップではないのですが、申し訳ないですが、お答えさせていただきます。

オーガニック給食については、環境に優しい、食育にもつながるということで、十分意義は分かるところでございます。ただ、答弁でもお答えしましたとおり、それに海野議員も認識されているとおり、現在、有機野菜が盛んに行われている状況でないことに鑑みますと、やはり町ぐるみで生産者の意向を確認せずに、現段階で行うというのは難しいような気がしております。

ですので、まずは、先ほど答弁でもありましたが、調査からということですので、その辺の状況を鑑みながら今後の進め方を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 紛れもなくトップですよ、教育部長は。と思いますよ。

ぜひ大きな方向性を示していただければ、そういう方向に進んでいくと思うんですね。これは、誰かが政策の方向性を上げないと進みませんから。現状だけ駄目だ駄目だと言ってないで、大きな政策の方向性を示していただきたいということで、今の質問を終わりにしたいと思っております。

それでは……。あ、いいですか。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） トップの意見ということでありましたので。

部長から話がありましたけれども、私も大変オーガニックについては興味がありまして、大学院のときもいすみ市に、ちょうど始まった頃だと思います。報告も聞いて見にも行きました。それから難波議員の質問のときでしょうか、周りの状況も確認をしました。

その当時、やはり今もそうかもしれませんけれども、始まりはきっとトップダウンだというふうに思います。いかにして首長が、この政策について理解をして、大きな組織を動かしていくか。そしてまた、生産者に寄り添った形で所得も上げていくというようなことで、循環型になろうかと思っておりますけれども。

そういった中で、やはりその当時、私はお米のほうで、有機米ですか、その話を生産者に尋ねたところ、いや町長、害虫だとか、それから雑草だとか、その対策が大変だと。それから、生産コストが高い。その割に取れない、生産量が少ないというようなことで、本当に金額を普通の米よりたくさんもらわなければ合わないというようなこともありまして、その中で今度コロナになってしまいましたから、そういったことも少し消えてしまいましたけれども、いい機

会でありますので、もう一度検討させていただきたいと。

部長が言っているように、まず調査から始まり、また生産者がいなければ始まらない話でありますし、米に特化したものなのか、葉物も含めてということになりますと、1年中生産をなくちゃならないということもあります。そういった中で、またJAもそうですし、それから茨大の農学部にも御助言をいただきながら進めさせていただきたいというふうに思います。

前向きに検討してまいりますので、よろしく願いいたします。いい御提案でした。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

3番目は、阿見町名誉町民の選定について、お伺いします。阿見町名誉町民条例は、平成27年3月23日に制定されております。以来、7年が経過をしておりますが、この制定の条件に合致する人物がいなかったのか、今日に至るまで名誉町民の選定は行われておりません。

1955年、昭和30年4月に阿見町が誕生して、70年の歴史が重ねられております。もう少しです。明治以降の近代阿見地域として考慮しても、江戸から過ぎた明治以降、155年という長い歴史を積み重ねております。名誉町民に選定されるべき先人がいなかったのかと理解することは、ちょっと残念なことだというふうに思います。私は名誉町民にふさわしい業績を上げた人物は存在していると考えております。

そこで以下、阿見町名誉町民の選定について伺いたいと思います。

1番、名誉町民を選定する、そもそも意思はあるのか。また条例制定以降、名誉町民選定の検討はどのように行われてきたのか。

2番、2025年に阿見町は合併70周年を迎える。2023年8月現在、常住人口の5万人突破は目前で、最大の市制施行要件をクリアし、その年の国勢調査でも人口5万人を超えることが確実視されております。その機会が名誉町民を選定するタイミングだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町名誉町民の選定についての質問にお答えいたします。

1点目の、名誉町民を選定する意思及び名誉町民選定の検討についてであります。

阿見町名誉町民条例は、県内の44市町村中、当町及び2市村を除く41市町村で条例化されている状況を踏まえ、平成27年3月27日に制定されました。選定の意思を持って制定に至ったものであります。条例制定以降、具体的な候補者について検討を行ってきた経緯はございません。

2点目の、名誉町民を選定するタイミングについてであります。

阿見町名誉町民条例は、「社会の進展に著しい功績があった者に対し、阿見町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰すること」を目的としております。また、名誉町民の顕彰を行うことで、まちの魅力を高め、町内外に向けて発信すること、さらに町民の郷土愛の醸成や町への帰属意識を高めることも大きな目的の1つになると考えます。

以上のことから、町村合併70周年を迎え、町を総括する節目の年となる令和7年度、または令和8年度以降に市制施行が実現したときなどは、町を内外に発信する大変よい機会であると考えられます。

今後は、条例をより実効性のあるものとするため、他市町村の先行事例などを調査・研究し、施行規則及び選考基準等の整備について検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

条例に、こういう人物を名誉町民としたいということが書いてあるということで御答弁があったようですが、私はもうちょっと具体的な基準みたいなものをつくる必要があるのではないかなというふうに思いまして、再質問をさせていただきます。

2014年、今となっては何年前になりますかね、9年前ぐらいになりますか、6月議会。その一般質問で、私が名誉町民条例の制定を行い、郷土の先人や歴史を正しく伝承するべきであると、名誉町民条例制定の必要性を訴え、翌年、2014年制定したということで、私が質問してから8年以上経過をしております。

当時やり取りの中で、私は7人の人物を挙げたんですよ。7人の人物。ここで改めて言いますが、下村千秋、湯原一、中山倉夫、吉田貞蔵、大久保意吉、中井川浩、株木政一の名前を挙げてね。当時の教育長、立原教育長じゃなかったんですけども、当時の教育長からは鈴木安武、「すずきあんぶ」ね、鈴木村を開拓した。この人物の名前も出ました。いずれも、この近代阿見地域で非常な貢献をした人物だと思います。それぞれ、町内を歩くと顕彰碑などが建っております。

今回は、それに加えて候補者というかな、こういう人はふさわしいんじゃないかなという人物についてお話ししたいと思います。

まず第一は、大庭みな子。これは実穀を出自として芥川賞作家。この人は阿見町には非常に思い入れがあって、小説の中でも度々阿見町のことについて触れています。椎名さん、椎名家ですね。今ももちろん子孫はお住まいになっているわけですけども、図書館に大庭みな子の遺品が寄贈されて、大庭みな子コーナーができたり、それ以降もまた寄贈されて。私は、阿見町

立図書館としては受け止めて、もうちょっとしっかりとした大場みな子コーナーをやっていた  
だきたいと。これは、話とちょっと違うんですけども。

その阿見町の条例では、称号を贈る条件として3つの条件を上げているんですね。それによ  
ると必ずしも阿見町出身であるという必要は、まずないと。また、その称号を送る際に生存し  
ている説明もない。いわゆる死んだ後、遺贈ですね、こともできると。つまり死後追贈ができ  
るということになっていると私は解釈いたします。

8年前の一般質問のときには、あえて生きている人の名前は挙げなかったんですよ。しかし、  
当時この人は名誉町民にふさわしいというふうに思う人が2人ぐらいいましたけども、ここで  
は1人だけ言ってみると、2022年4月に亡くなった阿見町出身の俳優である、日本野鳥の会会  
長。もうぱっと皆さん頭に浮かんだと思いますけども、柳生博さんです。島津出身。この方な  
どは、名誉町民にいかにもふさわしい人物だなんて、私は個人的には思いました。

そこで再質問したいんですけども、もう少し具体的な選定基準をつくっておくべきではない  
かなというふうに思います。国とかでも、多分そういった叙勲とか勲章を授けるとか、いろん  
なときに多分基準があって、当然死後追贈もしているということもあって、もうちょっと阿見  
町でも基準を具体的に決める必要があるんじゃないかなと。

それからもう1つは、阿見町と災害協定を結んでいる千葉県の酒々井町、これアウトレット  
を縁に、圏央道を縁に。そこでは、これまで2名の名誉町民が選定されています。1人は町長  
さんだったんじゃないかと思えますけど。歴代町長が全員なっているということではありませ  
ん。最近の水戸市では歴代市長は全員名誉市民になっているという例があるようですけどね。

ということで、まず、そうは言っても芸術とか、教育、福祉、産業、学術、いろんな分野が。  
スポーツは言いましたか、スポーツも含めて分野ごとに基準をつくる必要があるんじゃないか  
なと思うんですね。これについてまず質問をしたいと思います。

併せて、もう1問。2つ再質問しますね。もう1つは……。1つずつか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、今後、その施行規則等まだ整備され  
ておりません、さらに選定基準等も整備されていないというようなことでございますので、他  
市町村の事例等を研究しながら、制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） それでもう1つ、名誉町民というのは非常に重い称号だと思いますね。  
これは本当に、もちろんその人の業績、ずっと歴代名誉町民として顕彰されるので。名誉町民



とはまた別に町民榮譽賞的なもの、例えばスポーツで全国大会で優勝して阿見町の名を高めた  
と、こういう人。これはなかなか名誉町民というんじゃ重いけども、しかし町民榮譽賞のよう  
な、こういう形で顕彰してあげると。こういう形で表彰してあげたらいいんじゃないかなと思  
います。

例えば文学賞ってありますよね。芥川賞、直木賞、これは誠に重い賞だと思いますが、その  
他たくさん文学賞ってあります。直近では県庁の職員だった阿見町出身の方が松本清張賞、こ  
れも文藝春秋社では非常に今後を期待できるということで設けてやっているんですけども、こ  
の方が受賞したんですけども。こういう人は、これやっぱり少し表彰してあげてもいいんじ  
ゃないかなというふうに思うんですね。

それで阿見町には表彰規程が2つあるんです。1つは消防に関する表彰。もう1つは教育委  
員会表彰。いずれも消防や教育文化体育スポーツの各分野に顕著な成績を上げた者を表彰する  
規程になっています。これまでも表彰されていると思いますけども。しかし、いずれも町民の  
多くに認知されているとはちょっと言い難いんじゃないかなと。

ということで、阿見町でも改めて、名誉町民とは違う、異なる、町民榮譽賞的な規程を設け  
て表彰すべきではないかなと思いますけども、この点について御答弁をいただいて終わりにし  
たいと思います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、町の表彰には、阿見町消防に関する表彰規程、それから、阿見町教育委員  
会表彰規程のほか、10年ごとに開催されます町村合併式典に併せて制定する表彰要綱というも  
のがございます。この要綱に基づきまして、自治功勞表彰、それから部門別の功勞表彰。それ  
から善行表彰などを行っております。本町の政治、経済、社会、文化、その他各般にわたって  
町政の発展に寄与し、またはその徳行が町民の模範となる者、及び団体ということで表彰させ  
ていただいております。

今後の表彰の在り方でございますけれども、御質問にありました、その町民榮譽賞的なもの  
も含めまして、他市町村の事例を調査・研究を行いまして、検討してまいりたいというふうに  
思います。

以上です。

○11番（海野隆君） 以上でございます。

○議長（平岡博君） これで11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

昨日の一般質問、病院の診療と重なり同僚議員の質問を聞くことができませんでした。本当に申し訳ありませんでした。

それでは、通告に従い、教育長に質問いたします。

今回の一般質問は、私にとって特別です。3月議会、6月議会を入院生活のために欠席を余儀なくされました。病院生活での貴重な出会いがあり、お話を伺う中で、町の方針の変化が町民に与える影響が、いかに大きいかを痛感しました。退院後の聞き取り調査を行い、今回の質問をするものです。

町政の基本の1つに、行政の継続性があると考えます。子供たちの教育環境についての行政は、将来、阿見町を担う人材育成にとって最重要課題です。現状と課題を明らかにし、最上の選択をしていく必要があると考え、次の質問をいたします。

1つ目、阿見第二小学校の存続による現状と課題について。

（1）阿見第二小学校区から阿見小学校に通う児童について。

①阿見第二小学校の存続を決定した際、区長をはじめとする地元の意見と、阿見小学校に通う児童の保護者代表の意見に乖離はなかったか。

②車での送迎についての現状と課題は何か。

③阿見第二小学校の児童数の推移は。

④阿見第二小学校のトイレの現状と課題は何か。

⑤阿見第二小学校の外壁整備の予定はあるのか。

⑥阿見第二小学校のコミュニティ・スクールの現状と課題は。

以上、6点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、飯野議員の、阿見第二小学校の存続による現状と課題について、の質問にお答えします。

1点目の、阿見第二小学校の存続を決定した際、区長をはじめとする地元の意見と阿見小学校に通う児童の保護者代表の意見に乖離はなかったか、についてであります。

阿見第二小学校の統合を延期し、存続させることの決定については、それぞれの意見に乖離はありませんでした。

一方で、阿見第二小学校から阿見小学校への指定校変更については、地元としては、指定校変更は終了した方がよいという意見でしたが、指定校変更をした保護者からは、阿見小学校と統合するまで残してほしいという意見であったため乖離がありました。

2点目の、車での送迎についての現状と課題は、についてであります。

令和5年8月現在、阿見第二小地区から阿見小へ指定校変更をしている児童は、30世帯38名おります。通学は、保護者の責任において行うことが指定校変更の許可条件となっているため、多くの児童が保護者の自家用車による送迎で通学しています。

課題は、駐車場敷地の不足が挙げられます。阿見小学校には敷地内の西側と北側に2か所駐車場があります。西側駐車場は、徒歩通学児童や旧吉原小学校地区からのスクールバスの動線と重なってしまうため、駐車することができません。北側駐車場は、教職員駐車場も兼ねているため、駐車スペースが少なく限りがあります。

3点目の、阿見第二小学校の児童数の推移は、についてであります。

令和5年5月1日現在の児童数及び学区内未就学児からの推移ですが、令和5年度127名、令和6年度125名、令和7年度126名、令和8年度119名、令和9年度123名、令和10年度123名となっております。

4点目の、阿見第二小学校のトイレの現状と課題は、についてであります。

阿見第二小学校のトイレは、男女それぞれ7か所あり、全て湿式トイレです。各箇所に洗浄脱臭暖房便座付きの洋式便座が1つあり、便器の総数は、男性用トイレに小便器29基、洋式便器7基、和式便器10基、女性用トイレに洋式便器7基、和式便器22基あります。小便器は29基全てが自動洗浄で、手洗いは33か所全てが自動水栓となっております。

課題は、小学校に入るまで和式トイレを使用したことがない児童がいることで、洋式トイレが混雑してしまうことです。

5点目の、阿見第二小学校の外壁整備の予定はあるか、についてであります。

町の公共施設は、中長期保全計画等に基づき改修工事等を計画しています。阿見第二小学校の改修工事は、2031年から2032年の2か年で予定しており、その改修工事の中で計画をしています。

6点目の、阿見第二小学校のコミュニティ・スクールの現状と課題についてであります。

令和3年度より阿見第二小学校でコミュニティ・スクールがスタートし、今年で3年目とな

ります。7月に行われた学校運営協議会では、環境美化や安全安心などの分野において様々な計画が出され、現在は児童の登下校の見守りや校庭の草刈り、学習支援や読み聞かせなどを保護者や地域の方々が学校と協働し取り組んでおります。

課題としましては、コミュニティ・スクールに協力をいただいている地域の方々の高齢化が進んでいるということです。そのため、今後は若い世代の方々にどう協力をしていただくかを考えていく必要があります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

答弁書の中でも、意見の乖離はなかったという答弁ですが、私も全ての会議を傍聴する中で、その感想からすると、子供たちの教育環境の議論があまりなかったように感じました。地元よりどころとしての、存続の意見が多く見られたように思います。その中で、指定校変更をした保護者の中で、学校を残したいという意見が多数であれば反対の気持ちはないという見解については、私は感動しました。

逆に、指定校変更の終了については、阿見小学校と統合するまで残してほしいという意見に対して、地元は、もう終了したほうがよいという意見が。この点について、答弁の中でも隔たりのあったということについては、非常に残念に思いました。

現在の立原教育長におかれては、第二小学校存続案件は前任者の決定事項だったので、直接的な御意見はお聞きしませんが、行政、特に教育行政についての継続性についての見解を伺っておきます。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） お答えします。

二小の存続に関する経緯については記録が残っておりますので、それを読ませていただきました。そこで、段取りを踏んで存続というようなことに決定したと、議会のほうにもお諮りしたという経緯が載っておりましたので、それを尊重したいというふうに考えております。

これからの二小の児童数については、先ほど申し上げたとおりなので、単学級というか、複式学級には、これからはならない予定なんですけれども、そういうふうにその際話し合われたとおり、やっていきたいというふうに考えております。

大きな話になってしまうと思うんですけども、教育行政の在り方というような御質問があったので。教育には、不易と流行というのがございます。不易の部分というのはやっぱり世界平和に貢献するとか、日本を大切にしていこうとか、そういう国民を育てるといった大きな目標が

あると思うんですけども、流行というところになりますと、いろいろな条件が加わってきます。

やっぱり、人口の増加とか、人口が減っていくとか、そういうような状況なんかも含まれてくるというふうに思います。ですから、やはり流行の部分については、十分そこで議論を重ねて合意の下になされていくべきだというふうに私は考えます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

トップの意向によって、いろんな方針が今までのやつと、がらっと変わってしまうというようなことが起こってくると、今回のように、それを前任者の意向を反映して、それに従った選択をした町民が、今度は逆な立場に立たされてしまって、ちょっと不益というか、そういう立場に立たされてしまうというのは、できる限り避けていく。もうそれは、先ほど教育長も言われたように、やはり本当に納得するまで協議をして、皆さんが、大多数の合意が得られるまでしていくということが必要だなというふうなことを、今の答弁の中から感じました。

それでは、2点目の車での送迎についての現状と課題について、再質問いたします。

通学は、保護者の責任が許可条件で、自家用車による送迎が大部分とされていますが、第二小学校以外での、自家用車利用はどのくらいありますか。お聞きします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

すみません、君原小学校以外の学校についての資料が持ち合わせてございませんので、少々お時間いただきたいと思います。

ございませんので、第二小の内容について、お答えさせていただきます。第二小学校のみのデータを御紹介させていただきたいと思います。現時点で、38名の児童が送り迎え、送迎というような状況になってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の答弁でも明らかなように、課題は駐車場の敷地不足が挙げられているんですね。西側と北側の2か所とも限界が指摘されています。

現状では、役場の駐車場で児童を降ろして歩道橋を渡るというケースが多く見られますが、時間の限定などを視野に入れた方針を明確にする必要があると思います。事故が起こってからでは遅いということなので。登校の最優先は安全です。時間帯の設定は必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

時間帯につきましては、小学校の送迎がある時間につきまして、役場の登庁時間、それから前面道路が幹線道路でもありますことから通勤者等もございまして、大変混雑するというような状況になるかと思えます。ですので、その時間制限をどの程度どういうふうに設けるかということに関しましては、学校側、それからその他の関係機関と調整しないと、その辺の調整ができないかというふうに考えてございますので、その辺の調整ができれば、そういったことも考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これは、いつまでも放置しておくということは、何か事故があったら責任問題に発展してくるので、管財課も含めて、早くこの位置づけを明確にして、父兄にお知らせをするということは必要なんじゃないかと思えますけど。もう一度、その辺の見直しをお願いいたします。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、お答えさせていただきましたとおり、見直しはという御質問ですけれども、現時点での見直しは、他の関係機関なり、いろんなところの意見を聞いてみないと、ちょっと実施の見直しはつきませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） この問題は、大分前から、もう西側と北側の両方の交通量が限界で、もうどうしようもなく役場の駐車場を利用しているということが見られます。これ以上の時間を延ばすことは、あまり双方にとって有益ではないと思えますから、ぜひ早く、そのところの意見を調整していただいて、明確な位置づけをしていただきたいというふうに要望して、2点目を終わります。

3点目ですけども、二小の児童数の推移について、令和10年までは120名を核に推移が予想されていますが、児童の教育環境の観点から、適正規模と言われるのは何クラスというふうに位置づけられますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

文科省で言うております適正規模と申しますのは、各学年2クラス程度というのが適正規模というふうに理解してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 2クラスで、例えばいじめがあって、そのいじめを解消するために編成替えをするときに、2クラスでは十分ではないんじゃないかなというような気がしますけども、2クラスでそういうことが解消できるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

今の御質問ですけれども、何の事例もなく、できるのでしょうかできないのでしょうかというお話については、ちょっとお答えするのが難しいかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 適正規模という規模が、これ表現がいいのかどうか私もあるんですけども、2クラスというのは勉強についてもスポーツについても、そのいじめについても、大体皆さん仲よしグループが決まっちゃうんで、なかなかその辺のところ。やっぱり多くの中でそういうものを対処していくということが必要なんだろうけども、この2クラスではなかなか難しいんじゃないかと思う。

具体的な事例はないかもしれないんだけど、もしあった場合のことについて、私質問しているんで、その辺のところも含めて、ちょっとお答え願います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

何かあったときに……。何もない事例に基づいてお答えするというのはかなり難しいようなことだと思いますけれども、通常、阿見町では2クラス以上のある学校ございますけれども、そちらのほうでは、大体おおよそ、そういったことに関して解消できるようなクラス替えがされておりますので、その辺は問題ないかと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 120名以上にはなかなか増えないという見通しがなされている中で、ぜひ、そういうことに適切に対処できるように、努力していただきたいというふうに思います。

それでは、4点目のトイレの現状と課題についてです。

洋式が14基に対して和式32基と圧倒的に洋式が少なく、課題は和式トイレを使用したことがない児童がいることで、洋式トイレが混雑をしてしまうということが原因になっています。この現状をいつまでも放置することは許されません。対策は、いつまでに改修を急ぐのか。そ

の改修費用は。結構トイレの場合には、多額にわたる費用が。見積りをしても分かると思うんですけども、幾らぐらい、そういうものにかかるのか、お尋ねをいたします。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

今までの工事を行ったもののデータから分析いたしますと、7か所で大体1億円前後かなというふうな……。大体1億円からのお金がかかるというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） トイレに関しては、混雑して待っているということが、これ常時あったのでは、もう生徒、保護者にとって大変な事態だというような認識を強く持ってないといけないと思うんですね。だから、早く、いつまでにそういうことが改修するのか。それを明確に、保護者の方にもお知らせしたほうがいいと思うんですね。

再度その辺お確かめして、この4点目のあれを終わります。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現在の予定では、大規模改修というのが、第二小学校で行える一番近い工事かなというふうに考えております。それによりますと、2031年と32年ということになります。私も第二小学校のトイレの状況を確認に行ってまいりました。確かに、個数は少ないのですが、児童に比べれば、1学年で男女1個ずつトイレを使用することができているので、他の学校に比べれば、個数的にはそんなに問題はないのかなというふうに感じております。

ですので、混雑するということでしたけれども、混雑もたまにということですので、やはりその辺は融通を利かせながら、生徒が混んでいるときには違う便所に行くというようなことも必要かと思しますので、その辺運用を考えながら利用していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 現場のそういう個別の指導が行き届いてないと、児童の判断で、そういうものがやられていくというよりは、きちっとやっぱりその辺の、もし混雑しているときは、今の、部長が言われたように、ちゃんと生徒が、児童が、それを覚えていくということをしていくように、指導を徹底していくということが必要だと思うので、よろしく願いいたします。

続いて、5点目の外壁整備の予定はあるのかということについてですが、これ、結構景観的に、保全の点から、できるだけ早く実施すべきということが言われていますが、二小がどのくらい持続していくのか将来的な展望が示されない中での改修工事という、財政的な負担が結構



大きいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、外壁の改修に関しても大規模修繕のときに同時にやるのが一番効率的かなというふうに考えておりますので、その時点で工事を行うというやり方が一番効率的で、予算的にもかからないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 1つの学校を維持補修しながら維持していくのは、確かにトイレの問題もそうですけども、なかなか財政的な町の負担が大きいということなので、その辺も鑑みながら、きちっと計画を立てて、できる限り早く進めていただきたいというふうには思います。

6点目のコミュニティ・スクールの現状と課題について、についてですが、3年目を迎える第二小学校については、先ほど言った児童の適正規模や、いじめがあった場合クラス替えができるのか、身近な問題を基に検証していくことが必要な時期に来ていると思います。子供たちにとって、教職員にとって、保護者にとって、地域の人々にとって、メリットは何か、伺います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず、コミュニティ・スクールにつきましてですけれども、こちらのほうについては、法律の改正が平成29年の4月にございました。この法律によって、コミュニティ・スクールをつくることというような方針になったわけですが、コミュニティ・スクールの趣旨ということでお話しさせていただくと、地域と共にある学校というところを目指してコミュニティ・スクールをつくっていくというようなことをございます。地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 一番大きな、このコミュニティ・スクールの問題としては、学校運営協議会と校長が策定した基本方針について、承認が得られない場合、そういう場合にはどういう対処をするのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） お答えします。

やはり校長は、自分がこうしたいということはこの運営協議会に切に訴えるべきだと。分か

ってもらうまで説明する。学校をこうしたいんだ、協力してくださいと。そういうようなスタンスが非常に大切だというふうに思います。

ですから、意見が異なってしまうということはあるとあり得ないというか、そこまでの努力を校長はしなくちゃいけないという責任があるというふうに私は感じております。これからもそういうふうに、そういうことがあった場合には指導したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の教育長の答弁、非常に安心をしました。多分、意見の食い違いは、普通あるのが当然なんですけども、あった場合についての対応を、それだけフォローをきちっとやっぱりして、合意が得られるまで地道に説得をしていくということが実践されれば、地元の人たちも、学校運営協議会に集まっている人たちにとっても、その点は非常に大きな力になるというふうに思います。

もう1つ質問をしたいんですけども、忙しい人たちの参加ですね。草取りやら環境美化のために、ある程度年配の地元の人たちが協力して、環境をよくしているという現状は十分理解できますが、もっと今の課題として、忙しい若い人たちの参加は、どのようにして増やしていくのか。そこを伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

大変難しい課題だとは思ってございます。ただ、答弁でもありましたように、確かに高齢者の方が参加していただく方、非常に多くなってございます。若い方といいましても、まずはPTA、そういったところからだと思います。それとか子育て連、そういった団体にお声がけをしていくというようなことからだと思っております。

そういった仕組みをだんだんに広げていくことが、行く行くは若い方が参加できるような仕組みになっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。普通、私なんかでも経験あるんですけども、やっぱり子供と一緒にいる時間をもっと多く取っておいたほうがいいなというふうに思った時期は、皆忙しくて自分の活動や仕事に取られてしまって、なかなか十分にそういう活動に参加できていなかったというのは、私も随分反省はしているんですけども、その辺、こういうことをやったら、もっと若い人の参加も得られるというメニューを提示していただければ、また違った参加が増えるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点、何かそういう

アイデアというか、そういうのはありますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールというのは基本的に、学校で困っていることを地域の方々に協力していただくというのが前提になってございますので、地域の方々が協力しやすいメニューを学校が提供するというようなそういった作りではないものですから、そういった提案にはちょっとならないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 大変な課題だと思うんですけども、ぜひとも若い人たちがもう少し積極的に参加できるようにしていくように、呼びかけをしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に入ってもよろしいですか。

○議長（平岡博君） ちょっと待ってください。飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） 先ほどの答弁で、ちょっと訂正をさせていただきたいところがございます。

適正規模につきまして、先ほど2学級という御答弁をさせていただきましたが、1学年2から4学級というのが適正規模ということでございますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、2つ目の町内小学校の学習環境について、お伺いします。

1点目の、暑さ対策について、それと登下校の際の日傘やランドセルの軽量化はどうか。2点目、体育後の汗をかいた体操着を着替えることはできないか。

大きな2点目で、教職員からの児童へのいじめはないか。

この点についてお伺いします。

○議長（平岡博君） 教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 町内小学校の学習環境について、の質問にお答えします。

1点目の、暑さ対策について、であります。

登下校の日傘の使用については、児童、保護者が必要と感じた場合は、暑さ対策としての使用を認めております。ランドセルの軽量化については、本体は町支給のもので十分配慮されていると考えております。教科書等の携行品については、必要なものを各自が判断して持ち帰ることとしておりますが、体調管理を第一に対応するよう、これまでどおり指導してまいります。

体操着の着替えについては、学校設備、教室数の関係で更衣室を設けることが難しいため、一斉での着替えは行っておりませんが、要望があれば個別に対応しております。

大きな2点目の、教職員から児童へのいじめはないかについて、であります。

現在のところ、そのような事案は把握しておりません。いじめについては、本人や保護者との面談、学校アンケート等を通して、把握に努めております。また、教職員については、学校訪問や各種研修会におきまして、不適切な指導がないように繰り返し指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

1点目の暑さ対策についてですが、この緊急的な課題について、ちょうど私がまだ病院に入院中のときだったんですけども、とても間に合わないので、本当に栗原議員については申し訳なかったんですけども、メールで現状をお話しして、教育委員会に協議をしていただき、その間、非常に前向きな回答をいただいたことに感謝を申し上げます。

体調管理を第一に考えて対応していくという答弁に、トップの姿勢がかいま見え、すばらしいなというふうには思います。

具体的に、今、熱中症対策はどのようにしていますか、伺います。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今年度は特に全国的に気温が高い日がまだ続いている現状です。各学校には、熱中症対策を第一に考えて、万全の注意を払うように指導しております。

具体的には、今学校では児童生徒の活動の前に、暑さ指数——WBGTを計測して、基準31を超えた場合は、外での活動は中止というふうにしております。小学校での休み時間の外遊びですとか、体育の授業、中学校の部活動なども中止ということで、7月以降はかなり外での活動が制限されている状況となっております。

また、それ以外にも、先ほど答弁でもありましたように、学校の持ち物、そういった決まりを見直したり、行事の日程、中身のほうも変更したり、対応をしております。また、児童生徒には、水分の補給をしっかりと、体調が悪い場合には、すぐに申し出るように声かけを行い、保護者に対しても、朝食や睡眠をしっかりと取らせて、体調管理をしてくださるようお願いしております。

熱中症は命に関わる事象であるということを再認識して、熱中症事故を起こさないように、これからも学校には繰り返し指導のほうしてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。非常に、持ち物の軽量化についても弾力的に、個別に対応をしていくということで、お答えをいただいています。ぜひ、先ほど言われていた、体調管理が命に関わることだということを十分認識していただいて、熱中症対策を引き続いて、よろしく願いいたします。

それと、体操着の着替えについても、私は普通、体操があるときには、体操着で来ても、終わったら普通の通学の洋服に着替えるのかなと思っていたらば、小学校にはほとんどのところで、そういう着替えの施設——更衣室が存在していないんだということが分かって、なかなか難しいのかなと思っていたら、着替えたいという要望があれば個別に対応をしてみたいという、子供第一の姿勢が、そこに反映されていたんで、これもまたすばらしいなというふうに思います。

着替えの部屋がない中で、個別に対応するというのは、具体的にはどういう対応なのか、ちょっとその辺が分かれば教えてください。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

小学校に更衣室がないということで、これは全国的にも今言われていることなんですけれども、小学校には空き教室というものがありますので、そういったところで個別に着替えるということ、あとはトイレの個室とか、そういったところで対応しております。

昔は、恐らく教室で、小学生なんで低学年なんかは男女一緒に着替えるというふうにしていたと思うんですけど、今こういう社会情勢ですので、そういったことも難しくなってきておりますので、個別の対応をしているということです。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。一連の答弁をぐっと私も見させていただいて、初めはなかなかこれ、難しい案件なのかなと思っていたら、やはり個別的に弾力的に、子供第一の姿勢で対応していくという答弁が見られたんで、非常に阿見の教育行政はいい方向に行っているんだなというふうに感じました。

それで最後の質問なんですけども、教職員から児童へのいじめについてはないのか、についてお伺いしました。ちょっともう一度確認したいんですけども、いじめの概念、定義について、今、教育委員会のほうでつかんでいる、そういうものは何かについて伺っておきます。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、法律でいじめの定義といますのは、児童生徒と一定の関係のある者が、肉体的、精神的に苦痛を与えた場合、受けたほうが苦痛を感じたらそれはいじめというふうに法律では定義されております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 非常に分かりやすい御説明だったと思います。教職員の方が、児童に指導する際、適切な指導という意識で指導をしたんだけど、指導を受けた児童のほうが、何かちょっと、えこひいきなんじゃないかなとか、そういうちょっと不満を持った場合、どういうフォローが必要だというふうに考えますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

教職員には、児童生徒と信頼関係を築きながら適切な関係を築いて指導に当たるように、繰り返し指導をしております。そういった訴えのほうも、学校のアンケートや、今、児童生徒にタブレットを渡しておりますので、そこから直接子供たちがSOSを発信できるように、今、整備のほうを行っております。

また、保護者のほうからも、スマートフォンのスクリレというアプリで、いつでも学校と個別に連絡ができるようになっておりますので、そういったところで早めに察知をして、対応するように努めております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これが最後になりますけど、やっぱり何かあった場合に、何回も……。先ほども出ましたけども、フォローが必要だというふうに考えますので、今後もやっぱりその辺を重点的に行っていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時02分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、6番樋口達哉君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15

名です。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

1点目の質問は、公共下水道補助制度についてであります。

一般的に、高齢者の方々は医療費や介護費などの自己負担が重くのしかかる問題があります。下水道接続費も、高齢者にとっては大きな負担となります。そしてまた、下水道接続費の問題点としては、以下のようなものが考えられます。

1点目としまして、下水道接続費は、一般的には土地所有者が負担するものですが、高齢者の場合、土地を売却して生活資金に充てることもあるため、接続費を支払う余裕がない場合があります。

2点目としまして、下水道接続費は、自治体によって異なりますが、一般的には数十万円から数百万円に及ぶことがあります。対象になる高齢者の平均所得は335万円であり、下水道接続費は、その1割から半分に相当することになります。

次に、下水道接続費は、一括で支払う必要がある場合が多く、分割払いや延納制度などの支援策は、自治体によって限られている場合があります。これは、高齢者にとって一時的な大きな出費に対応できない場合があります。そして、下水道接続費を支払えない場合、下水道に接続できず、衛生面や生活環境面で不利益を被る可能性があります。また、下水道に接続しないことで、公共下水道事業の収支や普及率にも影響を与える可能性があります。

さて、茨城県では、森林湖沼環境税を基に、平成30年度より公共下水道接続工事費補助制度を拡充しました。それまでの補助制度は限度額が4万円だったのが、拡充分では限度額が35万円に引き上げられました。拡充分には所得制限、年齢の条件等がありますが、条件に当てはまり、公共下水道接続をされる人にとっては、経済的に大変に助かる制度であります。

町においては、筑見団地が令和7年度から公共下水道が供用される。それを踏まえて質問をします。

1点目、県における拡充分が実施されてからの町の補助制度の活用実績について、件数と地域別に。

2点目、高齢者の下水道接続工事費負担の問題点をどのように把握しているか。

3点目、茨城県における公共下水道接続工事費補助制度は、いつまで実施される見通しなのか。

4点目、制度が打ち切られたときの町の対応は考えているのか。

以上、4点について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、公共下水道補助制度について、の質問にお答えいたします。

1点目の、県における拡充分が実施されてからの町の補助制度の活用実績についてであります。

公共下水道接続工事費補助金制度は、県内の森林や湖沼などの自然環境を守ることを目的に制定された森林湖沼環境税を活用し、霞ヶ浦、涸沼、牛久沼の水質改善を図るため、流域の市町村の住宅を対象として、浄化槽や汲み取りから公共下水道へ接続する場合に、宅地内の配管工事費用の一部を補助する県の制度であります。

本町が属している霞ヶ浦流域の補助金額は、通常分が4万円、所得と年齢の要件に該当する場合は拡充分として最大35万円が交付され、町からは補助金の一部として通常分、拡充分とも1件当たり2万円を負担しております。

拡充分が制度化された平成30年度以降の本町の活用実績につきましては、本年8月末までの累計で、通常分が30件、拡充分が93件、合計123件であります。地域別では、阿見市街地が52件、荒川沖市街地が71件であります。

2点目の、高齢者の下水道接続工事費負担の問題点についてであります。

町では、筑見地区の下水道整備に伴い、地域役員との協議や各種手続のために、戸別訪問等を実施してきました。

そうした中で、役員や住民の方から、高齢世帯では接続工事費の負担が厳しいといった声が多数寄せられ、町といたしましても、こうした不安を感じている世帯が少なくないことを改めて認識いたしました。これらの世帯への支援策といたしまして、接続補助金は非常に有効な手段であります。

筑見地区におきましては、令和7年度の公共下水道供用開始に合わせて、一斉に接続が見込まれることから、必要な補助金が確保できるよう、現在、県との協議を進めております。

3点目の、公共下水道接続工事費補助制度の見通しについてであります。

実施期間の見通しについて県に確認したところ、現時点では令和8年度までは制度を継続する予定であるとの回答でありました。

4点目の、制度が打ち切られたときの町の対応についてであります。

本制度は、霞ヶ浦などの水質改善を目的としていることから、町単独での対応ではなく、県と関係市町村が一体となって、公共下水道への接続に取り組むことが重要であります。そのた



め、公共下水道への接続がおおむね完了するまでは、県に対して補助制度の継続を要望していくことが必要であると考えております。

また、町といたしましても、町内の未接続世帯を訪問するなど、接続率向上につながる対策を講じながら、補助制度の有効活用による接続推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

平成30年度より、補助制度拡充分がスタートしましたけども、町民への情報提供はどのように実施してこられたのか、伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

町民への情報提供につきましてですが、これまでの町の対応といたしましては、未接続世帯への戸別訪問や、資料の送付によります接続促進を行うとともに、広報紙やホームページ、あと、あみメール、ツイッター——Xですね、のSNSを活用しまして、制度の周知を広く行っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 御苦労さまでした。戸別訪問、いろいろ大変だと思いますけども。様々な取組をされた中で、一番効果的だったと思われる取組は、何かございますか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

取組につきましては、やっぱり戸別訪問で直接会いましてお話を聞くと、その中でうちのほうの接続についての理解を求めながら進めていくのが、一番大きいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 一人ひとりお会いしてお話をするというのはやっぱり一番効果的かなと。非常に時間と手間はかかりますけども、非常にこれは大事なことじゃないかと思います。

それで、続きまして様々な相談が、今まで接続に関してあったと思います。この相談件数の推移と相談内容、どのようなものがあつたか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

初めに、相談内容についてですが、主な内容としましては、補助制度の内容、あと35万円の拡充分に該当するのか、また補助制度の期間はいつまで続くのかなどの相談が多くありました。

あと、次に相談件数の推移です。個別訪問時の様々な相談等は除かせていただきまして、拡充分に該当するかの事前調査の相談件数としまして、平成30年度が21件、令和元年度が26件、令和2年度が35件、令和3年度が最も多く41件、令和4年度が4件、令和5年度の8月末までで4件、合計の131件の事前調査に関する相談をいただいております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 全ての方に情報が行き渡っていれば、相談件数はもっと増えたんじゃないかと推測されます。やはり情報を聞いて、また人から聞いたりした中で、非常に興味のある方が相談、積極的に来られたかなと思います。

さて、筑見地区が、令和7年度から公共下水道の供用がスタートしますけども、そこに必要な補助金の確保が非常に大事になってくるかと思えます。先ほども県といろいろ相談をしながら調整しているという話ありましたが、さて必要な補助金額、幾らぐらい見積もっているか。お伺いします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

筑見区におけます接続補助金の対象件数、約450件ぐらいになると想定されます。補助金額につきましては、所得調査を行っていない現段階では、ちょっと想定というふうになりますが、総額で約8,000万円から1億円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、450件で8,000万円から1億円という非常に大きな金額になってくるかと思えます。今後、県とも調整を行っていく中で、やはり早めに、具体的に件数と、また補助金額の確定も進めていきながらやっていく必要があるかと思えます。ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思えます。

さて、県によると、公共下水道接続工事費補助制度は、令和8年度まで、これは実施すると回答がありました。町においては、この補助金の金額が大幅に増額する必要が見込まれます。補助金確保のために、県との事前協議が重要になってくる、また、今現在やっているというお話もありましたが、今後、県に対して町の対応はどのようにしていかれるのか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

筑見区におけます接続補助金につきましては、御質問のとおり、例年と比較しまして大幅に増額することが見込まれております。そのため、必要な補助金の確保に向けましては、現在県と協議を進めているところでございます。今後も筑見地区の実情を伝えながら、継続して協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ちょっと次は、角度を変えてお伺いします。

4点目の答弁で、公共下水道への接続がおおむね完了するまで県に対して補助制度の継続を要望していくことが必要であるという答弁がありました。町内の未接続の世帯を訪問し、接続向上につなげる対策を講じながら、補助制度の有効活用による接続推進に取り組むとありましたけども、町における未接続世帯に対する実態と問題点、どういうものがありますか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

戸別訪問を実際進める中で、未接続の理由をお聞きしたりしております。その中では、答弁にありましたとおり高齢世帯で収入も少ないことから、下水道への接続は厳しいという御意見が数多く伺っております。

また、これまでの接続推進によって、多くの世帯が接続補助金を活用しながら接続工事を実施してきましたが、ここ1年は接続件数が伸び悩んでおります。今後の大きな課題となっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 昨日の紙井議員の一般質問でもありましたけども、河川の整備の答弁に、生活雑排水の流入防止策として、下水道供用開始地域にあつては下水道接続率の向上、未整備地域においては、合併浄化槽の普及促進に努めるとありました。

うずら野の住宅地の中でも、いまだに、下水道がみんな通っているんですが、生活雑排水が水路に流れているところもございます。こういう未接続の世帯に対する対策、どのようにしていくのか。地域全体を巻き込んで、やっぱりそういうところは地域の環境美化という点からも推進していく必要があると思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

未接続世帯の解消に向けました対策といたしましては、これまで同様に戸別訪問等により理解を求めていくと。それと併せまして、町の実情、あと県と共有しながら補助制度の延長や充

実を要望していきたいというふうに考えております。あと今言われました、状況によっては地域との連携を図りながら対策を講じていくということも検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） この補助制度があるうちに、やっぱり進めなきゃいけない。ある程度時間が限られた取組になるかと思えますけども、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど県のほうで令和8年度まで、この補助金を実施するんだという答弁がありましたけども、その点に関しては2021年の日経新聞に11月18日付で知事の談話が出ておまして、そこに2022年から5年間延長する方針で、それを暮れの定例議会に県議会へかけて、そこで可決をして決定をしております。

ですから、森林湖沼環境税のホームページを開いてみましても、その一番上に課税期間を令和8年度まで5年間延長したと、このように出ておりますので、これは5年だと令和8年度まではしっかりと県のほうも取り組んでいただけるかと思えます。

先ほど接続した件数等もありますが、これも以前いただいたデータですけども、平成30年が15件、31年が24件、令和元年ですね、令和2年が33件、令和3年が43件、令和4年が6件で、今年はまだ2件と急にぐんと落ちております。

ぜひ補助制度を拡充するためにも、県の補助金の獲得を、この件数に見合った形ではなくて、やはり具体的な、先ほど筑見地区の話もありましたが、やっぱりその辺の地域住民の方々の要望もしっかりと聞いていただいて、県と丁寧な協議をして補助金の獲得を、ぜひ実現させていただきたいと思えますけども、それに対して最後の答弁をお願いします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

接続件数の減少というものは、阿見町の接続率というのは、令和4年度末で98.7%と結構高い接続率がありますので、なかなか接続率が高いということで接続件数が減ってきているのかなというふうにはちょっと思っております。しかし、これから今度筑見地区の整備が、供用開始が始まりますので、それに向けた予算の確保というものは、県のほうと協議しながら実施していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ丁寧な協議の末に、補助金を獲得して、筑見地域の人たちが安心できるような報告をしていただきたいと、こう願っております。

以上で、1点目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

電子図書館について質問をいたします。

今年、全国地方議会サミット2023が、7月5日、6日と行われました。2日間にわたって開催された初日のプログラムの中で、「デジタルで変わる自治体・政策」について、先進的な取組についてということで発表がありました。

その中のプログラムの題名は「全国初 県内全77市町村との協働電子図書館「デジとしよ信州」、発表者は県立長野図書館長の森いづみさんという方でした。女性の図書館長でした。

「デジとしよ信州」とは何なのかというと、公共図書館による電子書籍の貸出しサービスになります。そして、使い方はシンプルなスリーステップでございます。

図書館で発行する利用IDでサインインをして、そして読みたい電子書籍を1度に2冊まで1週間借りられると。期限が来ましたら、自動返却で返し忘れの心配はゼロと。こういう仕組みになっております。デジとしよ信州というのは、県内の自治体77つ全て結びまして、そして電子図書、この長野県デジとしよ信州に契約している自治体全てが、これを住民が利用できるという、非常にそういう画期的な。プラットフォームを県が推進してつくっていった、そこに各市町村が加入して進めているって、こういう取組でございます。

デジとしよ信州とは、図書館の電子書籍の貸出しサービスなんですけども、どういうメリットがあるか。簡単に言いますと、図書館に行かなくても365日24時間いつでも本が借りられる。遠くても、閉まっても、忙しくても、災害時で歩けなくても、利用は可能であると。こういうメリットがございます。そしてまた、文字の拡大ができたり。なかなか年を重ねると文字が見えないと、眼鏡をかけなくても、タブレットで拡大をすれば大きく見れる。また、きれいな絵であったり写真であったりというもの、非常に劣化しないで、タブレットできれいなまま見ることができると、こういう内容です。そして、オーディオブックを耳で聞いたりできる。音声で聞くこともできます。

そうすると、本の読みやすさがアップし、読書バリアフリーにつながる。昨日の一般質問でも、障害者の読書の件でもございましたが、読書バリアフリー法にも、これはかなっている、そういう内容になっています。

さて、そういう先進事例を今紹介しましたが、いろんな文科省のデータ等を見ますと、やはり導入している自治体が非常に少ないです。入れたいけども予算がないというのが大きな原因でして、その予算の見通しが立たないんで、しばらく導入の予定はないというのが、もうかなりの割合を占めているのが現実です。しかし、時代の動向を見ますと、やはりそういう電

子図書、これからますます需要があり求められてくる。近隣の自治体においても導入をしているところは多々ございます。

さて、その中で、電子図書館は、情報格差の是正、文化遺産の保存と継承、学術研究や産業活性化の支援など、高度情報社会における図書館の新たな役割を果たすものでございます。そこで、これからの町における電子図書館整備について質問をいたします。

現在の町における電子図書の整備状況について、これが1点目です。

2点目、各年度の図書購入数と、除籍された図書数の推移。

3点目、今後の図書購入費をより有効に活用するための計画について伺います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 電子図書館整備について、の質問にお答えします。

1点目の、現在の町における電子図書の整備状況についてであります。

現在、町では電子図書の整備はされておられません。

電子図書館の館内図書については、ライセンスが設定されており、同時アクセス数の制限や貸出回数の制限があるものが数多く、紙の図書と比較して単価が約2倍近くとなり、ライセンスの期限が経過すると再度購入しなければならないなど、費用の面でも紙の図書よりコストがかかるデメリットがあります。

しかし、電子図書は文字を拡大して読むことが容易であったり、返却作業がなく、所蔵スペースの必要もありません。郷土資料などもデジタル化して保存することができ、紙の図書に無いメリットもあります。

今後、こうしたメリットとデメリットを考慮し、電子図書館の導入を検討してまいりたいと考えております。

2点目の、各年度の図書購入数と除籍された図書数の推移についてであります。

令和元年度の図書購入数は6,027冊、除籍数は3,713冊、令和2年度の図書購入数は5,659冊、除籍数は7,581冊、令和3年度の図書購入数は5,425冊、除籍数は6,107冊、令和4年度の図書購入数は5,481冊、除籍数は2,302冊であります。

令和2年度及び令和3年度は、コロナの影響で休館をする日が多く、除籍作業に多くの時間を割くことができたため、除籍の冊数が増加しました。

3点目の、今後の図書購入費をより有効に活用するための計画についてであります。

多種多様なジャンルやテーマなどの書籍を購入し、町民の多様な生涯学習意欲に応じてまい

りたいと考えております。

また、児童図書について最新のものを数多く購入し、図書の充実を図ってまいります。

図書資料の除籍につきましても、厳選し慎重な吟味の上で、除籍をしていきながら、蔵書コレクションの整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、先ほど答弁がありました、導入するメリットは大いにあるが、デメリットとして費用がかかる。みんなこれ費用がかかって、各市町村は参入するのに戸惑っているって、そういう状況でございます。

そういう中で、電子図書館整備を推進すると幾らぐらいの予算を必要とするか、また職員の増員は必要となるか等々検討しなければならないけども、いつまでにどのように検討していくか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えさせていただきます。

まず、1,000タイトル、例えば先ほどの答弁でもありましたけれども、ライセンス料なんですけれども、無期限のもの、それと有効期限のあるものということで、500タイトルずつ購入した場合について、ちょっとお話しさせていただきます。

まず、システムの関係経費、初期導入していくことになると思うんですが800万円程度。それと、ライセンスを購入するために必要なものとして大体500万円。合わせて1,300万円程度ということです。2年目以降につきましては、継続するためのクラウド料ですとか、もろもろの経費として大体130万円くらい。それと、1,000タイトル同じように購入したとすると、やっぱり500万円から大体600万円ちょっとぐらいが経費として必要になってくるというようなこととなります。

増員につきましては、現時点でどれぐらい、どんな作業が増加されるかということが皆目見当つきませんので、ただ事務が増えるということは確かだと思いますので、その辺のところは、事務に応じた人員が必要になってくるかと思っております。

それと、3点目なんですけれども、いつまでにというお話です。今、川畑議員にもお入りになっていただきまして、子供の読書推進計画というものをつくってございます。その中では令和6年から令和10年度までの目標としての計画になってございます。この中で電子図書というのを取り上げてございますので、その辺をもくろんで、徐々に整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 確かに、整備をするのにお金はかかってくるかと思います。予算があれば、すぐにでも始められるんじゃないかと思いますが。

これ、群馬県の明和町。人口が1万1,000人の自治体の話というか取組なんですけど、取組概要、ここ電子図書を進めているんですね、1万1,000人で。通常だと、予算がない中でどうやって進めたのかと。ちょっと非常に面白いんです。

まず、電子図書館サービスの取組概要、町民からの寄付金を財源に企業誘致により本町への進出が決まった大手印刷会社との連携により民・産・官の協働事業として、町立図書館に電子書籍閲覧サービスを導入したというんですね。ですから、地域住民と民間のそういう企業と一緒に進めた。現在のコンテンツは、手塚治虫さんの漫画が400冊、青空文庫が200冊、郷土資料が6冊、広報紙が17冊と、サービス開始のときの数がこれで、今後拡充をしていきますという、このような取組もしております。

ですから、全てが全て税金で賄う必要があるかということ、やはり工夫の仕方では、様々な方のお力を借りて、それで進めるということも当然できます。

ですから、先日決算もやりましたが、あの財政状況を見て電子図書に毎年1,000万円、2,000万円出して整備しろということは、これはなかなか要望できることでもないし現実的でもないと思いますので、そういうことも踏まえながら1つは考えられるかと思います。ひとつ参考にいただければと思います。

さて、次に、再質問行きます。

文科省が、全自治体に21年度の図書購入費を尋ねたところ、約126億円にとどまり、地方交付税で措置した220億円の57%しか図書購入に使われなかったことが分かった。220億円のうち126億円だったと、使われたのは。

そこでお伺いします。阿見町においては、交付税措置された金額に対して幾らぐらい図書購入に充てられたのか、それを伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず、図書購入につきましては、図書館に対する図書購入、それと学校における図書購入であると思うんですけども、そちらのほうに関しまして、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、図書館で購入したものについてでございます。まず交付税の算定基準額におきましては、令和3年度が1,800万円程度。令和4年度につきましても1,800万円程度になってございま



す。一方、図書購入費につきましては、令和3年度が1,200万円、令和4年度に関しましては、やはり1,200万円ということになってございます。両方とも7割程度ということになってございます。

学校図書におきましては、まず交付税の算定におきましては、令和3年度が750万円、令和4年度は700万円程度ということになってございます。購入費につきましては、令和3年度について480万円、令和4年度につきましては、530万円ということになってございまして、令和3年度は大体65%、令和4年度に関しましては、75%ということになってございます。

ですので、大体、文科省の調査結果と同様のような感じになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 文科省の調査だと57%なんで、阿見町のほうがかなりポイントが高いかと思います。少し安心をいたしました。

それでは、次に、近隣の自治体においては既に電子図書館整備を進めているところもございします。しかし、町村においてはまだまだ進んでおりません。この実態に関して、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えさせていただきます。

まず、県内の状況を見渡してみますと、やはり導入しているところが市が全てというような状況になってございます。8月1日現在では15市になってございます。

先ほど川畑議員のお話の中にもありましたが、やはりなかなか財源が手当てできないというのが理由かと思っております。初期投入費が大きいというようなことが、やはり財政面の規模の小さい自治体になれば、その辺がなかなか負担できないのかなというふうなことが課題になっている理由になっているというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 非常に財政が豊かであれば違うと思うんですけども、これは物理的にしようがない現実だと思います。

さて、話は変わります。

令和元年から令和4年まで、図書の購入数は合計2万2,529冊、先ほどのデータで。除籍数が1万9,703冊、このような数字になります。そうしますと、9割近い数が除籍をされています。この資料であり、また町の図書館が持っている今、本の数を見ますと、大体16万冊強。だんだん増えてはきているんで、この数字というのは妥当な数字になるのかなと見ております。

ただこれ、住民の税金で購入したもの。補助金も当然ありますが、それも元はといえば税金

がかなり絡んでいるかと思えます。それを処分しなければいけない。これは非常に残念なことだと思えます。なぜこれが残念かって言いますと、自分も何度か図書館に行って本を借りようとしたところ、非常に資料として重要な本であったり、時がたっても非常に資料価値の高い本が何冊か除籍をされて、この前までありましたというのが、何度かあったんですね。非常に残念に思い、1年半前には、もっと残念だったのは、その本が非常にプレミアがついておりまして、アマゾンで見ると、その当時80万円くらいしていた本もあったんですね。それも、この前までありましたということがございます。

ですから、除籍をする資料価値の高い本をどう取り扱うかといったところも、実際に図書館の職員の皆さんがやっているだけでは、なかなかこれは、そこまでの制度は求めることができない。どうしてもスペースを空けなきゃいけないという問題も出てきます。

これは1つの大きな課題であると。この課題は何とかクリアしていかないと、毎年何千冊もの本を処分して、処分をすると言っても捨てるのではなくて、町民の皆さんに持って行っていただくというような、そういう事業を行っていますが、それだけではなくて、やはり図書館として充実をさせていくことも今後考えていかなきゃいけないかなと思えます。

それはそれとして、この処分が、これは非常に残念なんですけども、こういうことを考えてみますと、電子図書館整備というのは、改めて必要である。このように考えますが、その点、除籍をしなきゃいけないということと、図書館整備ということと、電子図書の整備ということ、どのように考えているかお伺いしたいと思えます。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず、電子図書のメリットとしては、収蔵スペース、先ほどから川畑議員のほうがおっしゃられますように、必要ないというようなことは、最大のメリットかというふうに考えてございます。

ただ、当町の蔵書スペースには既にもう満杯というような状況にある中で、やはり購入と同じぐらいの書籍を除籍しなければならないというのも事実でございます。それが残念というよりも、残念である以前に借りたい本がなくなっているというほうが重要なことかと思えます。

それを避けるためには収蔵スペースを増やす、または、電子図書を導入して蔵書を増やしていくというような方法になるかと思えます。そういったことも含めまして、電子図書の重要性というのはますます増えていくんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 教育委員会の部分としましても、図書館のほうとしましても、これ

はもう非常に必要であると、時代の要請から見ても当然であると、私も思います。

さて、今回この一般質問出してから、全国を取組状況、また先進的な取組等は調べたり、調査をされたりしたか、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

恥ずかしながら私、この質問をいただいてから、県内の状況なり調べさせていただいたんですけども、日本で一番貸出し、それから閲覧数が多いのは、京都のふくちやま電子図書館というようなことだと思います。

ただ、先ほど川畑議員のお話の中にもありましたとおり、長野県を取組というのは、一番優れているかなというふうに、いろいろ調べていて思いました。インターネットで検索しても自治体の電子図書館というと、一気に長野県の話が出てくるような状態ですので、効果的な取組であるというのは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 長野県を取組、非常に先進的で、はっとさせられるようなそんな取組で面白いと思いました。

また、いろんな自治体があっっているんな電子図書の使い方もしております。これは、岐阜県の関市ですね、どういうことやっているかということ、小中学校に英語リーディング機能付きの電子書籍の活用の事例を示したり、効果を広めたりすることによって、児童生徒がより英語に親しめる環境を構築するというところで、電子図書リーディング機能を使って、英語の学習もやっているというところも出てきております。

ほかにも様々な取組をやっているところは多々ありますけども、そういうことを踏まえまして、やはりこれから阿見町においても電子図書、何らか少しずつ進めていく準備も大事かと思いますが、先ほど海野議員が文化財調査研究会の桜の話もちよっとしてございました。書籍に、これから本にしようと思っているって話もお聞きしました。

そういうものも含めまして、デジタル化をして貸出しをしていくと、そういう地元の身近なところで、文化財の調査研究をやった、その成果がみんなの共有財産になって、みんなで閲覧できるようになるということも考えましても、非常にこれは効果的であると思います。

お金をかけて整備ができればいいんですけども、まだそこまでいってないので、そういうことも考慮に入れながら、一気に立ち上げて一気に立派なものをつくるというよりも、少しずつスタートして、積み上げていいものにしていくという必要があるかと思えます。

先ほど言った長野県の先進的な取組というのは、これは県がプラットフォームをつくったと

ということです。やはりこれから大事なものは、広域で特に県のそういうプラットフォームの作り方も大事になってくるかなと思います。そういう働きかけも、県のほうにも提案をしながら、住民の皆さんが電子書籍に触れ、また図書館に行って、様々な本を身近に感じて学ぶ機会が増えればよいなど、このように思っております。

そういう要望をいたしまして、私のこの電子図書館の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（平岡博君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時55分といたします。

午後 1時48分休憩

---

午後 1時55分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。

一般質問最終日、最後の質問をいたします。

今回私は、職員の働く環境は改善したかについて、お伺いいたします。

昨年、令和4年第4回阿見町議会定例会において、心の不調により休職する町職員は減少したかについて質問いたしました。その中で重要事項として取り組んでいる中、なぜ休職者が急増したのか。その原因や対策、取組状況について確認をいたしました。

新年度になり、新規採用者や定年延長職員により、職員数としては、増員が図られました。苦しむ職員の皆さんを救うための労働環境の整備は、確実に改善されたのでしょうか。市制施行に向け、新たな事務が発生することが予想される中、喫緊の課題である職員の働く環境改善を先送りすることは許されません。

そこで、町の現状や対策について、以下5点について質問をいたします。

1、心の不調による退職者や休職者について、令和4年度と4月以降現在までの状況は、どのようになっていますか。

2、6月の補正後、新体制での各部署の職員数の過不足はどのようになっていますか。

3、市制施行に向け取り組んでいる中、次年度以降の職員採用計画はどのようになっていますか。

4, 人員確保や業務量削減に向けた取組はどのように行っていますか。

5, ワークライフバランス等, 職員の働き方改革に関する意識や意向をどのように捉え, どのように改善しているのですか。

以上, よろしくをお願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに, 町長千葉繁君, 登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 栗原議員の, 職員の働く環境は改善したか, についての質問にお答えします。

1点目の, 心の不調による退職者や休職者について, 令和4年度と4月以降現在までの状況についてであります。

一般職の職員で, 令和4年度, 心の不調により療養休暇を取得した職員の実人数は19名で, 心の不調による療養の後, 退職した職員については3名であります。また, 令和5年4月以降, 心の不調により療養休暇を取得した職員の実人数は15名で, 令和5年9月時点での療養休暇等の取得者は10名です。療養の後, 退職した職員については1名です。

教員の心の不調による退職者や休職者については, 教育長より答弁いたします。

2点目の, 6月の補正後, 新体制での各部署の職員数の過不足についてであります。

新年度4月からの人員体制は, その前年度において, 各課ごとの職員の勤務状況や業務量, 次年度新たに発生する業務や廃止する業務の有無などを踏まえ, 全体調整を経て決定しております。

令和5年度は, 全体で364人体制でスタートする計画でしたが, 専門職が計画どおり採用できなかったことや, 急な退職等により, 360人体制でスタートしております。また, 今年度に入り, 年度途中での退職者や休職者の発生等により, 組織運営に支障を来している部署については, 会計年度任用職員の任用や派遣職員の活用などにより, 体制を整えています。さらに7月及び10月採用として中途採用試験を実施し, 新たに職員を補充, また補充予定としています。

来年度以降も決定された職員定数に基づき, 過不足がないよう再任用職員の任用, 新規採用職員の計画的採用を行うとともに, 柔軟に中途採用を行うことで, 実務経験豊富な即戦力も登用していく予定であります。

3点目の, 市制施行に向け取り組んでいる中での, 次年度以降の職員採用計画についてであります。

当町を取り巻く社会経済環境の変化に対応しながら, 安定的な行政運営を行うため, 中期的な人員需要の見通しと財政への影響を踏まえた職員定数計画を作成し, 毎年度見直しながら運

用しております。市制施行の影響につきましては、現在、権限が移譲となる事務等について調査を進めているところです。

大きなものとしては福祉事務所の設置があり、専門職も含めた職員体制の構築が必要となっております。一方で、移譲される事務の中には、例えば、振動規制法に基づく規制基準の設定など、現状、県においてもほとんど事務処理が発生していないものも多く含まれていることを確認しております。引き続き調査を進め、実際の業務量を見極めてまいります。

4点目の、人員確保や業務量削減に向けた取組についてであります。

人員確保につきましては、より多くの幅広い人材を確保するため、これまでの方法から、令和3年10月採用より、オンラインで受験が可能な試験方法に改め、大幅に受験者数を伸ばしている状況にあります。さらに、2点目でもお答えしましたが、年度内に複数回採用試験を実施するなど、募集案内の工夫と合わせて、複雑多様な行政需要に対応できる優秀な人材の確保に努めております。

業務量の削減に向けた取組につきましては、昨年度実施しました全庁業務量調査を基に、BPR手法を用いた業務改善を実施し、職員の改善意識の定着や働き方改革につなげていく取組を推進しております。この成果を、職員定数計画にも反映していくことで、職員配置の適正化と効率的な行政運営が図れるよう、検討を進めているところです。

5点目の、ワークライフバランス等、職員の働き方改革に関する意識や意向についてであります。

働き方改革は、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指し、推進する必要があると認識しております。

当町でも、個々の事情にあったワークライフバランスを実現するための取組として、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進に取り組んでおります。長時間労働の是正につきましては、ノー残業デーや時間外勤務命令の上限時間を設定しており、年次休暇の取得促進としては、計画的に5日以上確実に取得することができるよう、職員ごとの計画表を作成するなど、取得しやすい環境づくりに努めております。

さらに、共働き世帯や核家族が増加する中、男性職員の家庭生活への参画は、女性の活躍推進には不可欠であり、職員のワークライフバランスを保つためにも重要です。男性の育児休業取得を促進するために、男性職員が家事・育児に参画する時間を適切に確保できるよう、職場内での一層の理解促進に努めており、対象となる職員に対しても各種制度の理解を深めることができるよう、個別に説明を行うなどの取得促進の取組を行っております。

また、このような働き方改革の取組には労働力の確保が最も重要であります。今後も、市制

施行に向けて適正な組織・人員体制を構築することで、職員がその健康を保持し、意欲と能力を最大限発揮しながら効率的に働くことができる環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 1点目の、心の不調による退職者や休職者について、令和4年度と4月以降現在までの状況はどのようになっているかについてであります。

町内の小中学校には、約250名の教職員が勤務しておりますが、現在、心の不調で休職している教職員は昨年同様2名となっております。管理職による日常的な観察や面談、同僚性の構築により、メンタルヘルスに不調を来している教職員の早期発見、早期対応に努めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、各項目に沿って再質問のほうをさせていただきます。

今、御答弁の中で、町長部局のほうですけれども、令和4年度の部分ですね、昨年答弁いただいたのが、もう1回、確認してみますと、平成30年度が11名、令和元年度が17名、令和2年度が21名、令和3年度が18名、今回令和4年度が19名という形で、高止まりの中でのいるということが分かりました。教育委員会さんのほうについては、昨年と同様ということでございます。

まず、この増えた、令和4年度心の不調により療養休暇を取得した職員が増えているんですけれども、この原因は、昨年伺った内容、原因と違う原因が新たにあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和4年12月定例会でお答えをいたしましたけれども、療養休暇に至った主な原因でございますけれども、人間関係それから家庭環境、持病に伴うもの、職務内容、業務量の増加や業務の複雑化等によりまして職員の負担が増しているということが考えられます。昨年度答弁した内容からは変わってないということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続きまして、令和5年度はさらに悪化しているんですよね。15名、9月現在では10名という形になっています。令和5年度はさらに療養取得した職員が増えていますけれども、その原因は何でしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

答弁書のほうで御説明をさせていただいておりますが、現状では昨年度の取得者数を超えている状況ではございません。それと、その療養休暇の原因でございますけれども、昨年度と同様であると認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私の感覚でいくと、昨年度は19人いるわけですよ、1年間。そうですね。それが今年になって、この短い期間で15人いるということでしょう。9月になったら、9月現在では10人いるってわけですよ。それは私の認識違いなんですかね。これは、令和5年度の実態とすると、もっと増えるというふうに私は認識しているんですけども。

取りあえず、この原因については変わっていない、新たな原因がないと。ということは、余計難しいですよ。こういうことがあったから増えたんだというのが、令和5年度を見たときに、その要因があるなら、それを潰せばいいわけですよ。それはないと。去年12月の答弁した内容と変わらないんだと、新たな原因はないんですよという御答弁だったんですけども、それが非常に不思議だなと。事の重大性さが、より浮き彫りになったというふうに思います。

では、時間外勤務時間はどのようになっていますかね。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

時間外勤務時間総数でございますけれども、まだ令和5年度は前半でございますが、前半の状況で申し上げますと、令和4年度よりも削減されているということが分かってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、令和5年度の時間外伺いましたけども、令和4年度については、昨年度時間外の報告いただきましたけども、そこはあまり変わっていないという状況でよろしいですか。

○議長（平岡博君） 人事課長黒岩孝君。

○人事課長（黒岩孝君） お答えいたします。

令和5年度の4月から8月末までの時間外の状況で申し上げますと、5か月間の1人当たりの勤務時間外の平均が99.2時間となっております。令和4年度の同じ時期の4月から8月を平均いたしますと、114.2時間でございます。時間外のほうが縮減が図られつつあるというふうに考えてございます。

以上でございます。



○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

お伺いしているのは、令和4年度の実態はどうですかという形の中で、2問目に令和4年度は増加したんだよって。じゃあ令和5年度どうだったんだということで、伺ったのはそれで。時間外も、令和3年度と比べたときに令和4年度はどうなっているんですか。

つまり、令和5年度が下がるのは、コロナの対策とかいろいろありましたから、それがなくなっただけ減っていった。また、削減の取組が功を奏したという形になるんでしょうけれども、じゃあ令和4年度の各部署の時間外の……。各課ごとの、まあ部でもいいですけども、そこはどうなっているんですかということなんですよ。

○議長（平岡博君） 黒岩孝君。

○人事課長（黒岩孝君） お答えをいたします。

確かに令和4年度は、時間外がかなり増加しておりまして、部ごとの時間数、令和3年度と令和4年度を比較した数字をちょっと申し上げます。

1人当たりの平均的な時間外の数でございますけども、まず町長公室が令和4年度で367時間、令和3年度で262時間。それから総務部は令和4年度が241時間、令和3年度が228時間。町民生活部が令和4年度が321時間、令和3年度が246時間。保健福祉部が令和4年度が259時間、令和3年度が258時間。産業建設部は令和4年度は218時間、令和3年度が197時間。教育委員会が令和4年度が295時間、令和3年度が159時間ということで、全体的に増加してしまっていたというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それが令和5年度については、削減されていますよという形ですよ。昨年度に、令和3年度に最も多く時間外勤務をしている職員の時間数も伺ったんですけども、令和4年度の時間外が最も多い方の時間数は何時間ですかね。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和4年度に最も多く時間外を実施した職員でございますけれども、1,000時間を超える時間外勤務を実施した職員が発生しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 1,000時間というのはですね。去年の12月の段階だった、令和3年度

は確定しています、これね。873時間でも驚きましたけども、1,000時間を超えてしまったという形ですよ。大変憂慮しております。

続いて、ノー残業デーの設定や時間外勤務命令の上限時間の設定をされていますけれども、新たな時間外勤務削減の取組についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

新たな取組を考えているかということでございますけれども、令和4年12月に、総務省のほうで取りまとめられました、地方公共団体における時間外勤務縮減に向けた要因の整理・分析・検証等に関する事例集というものが出されておまして、そういった先進的な取組をされている自治体でございますけれども、例を挙げますと各部署の所属職員が一定の時間外勤務を超えた場合、要因の分析・報告、それから改善計画の提出、そういったことの提出を求めまして、ヒアリング指導を行うというような事例がございます。そういった取組を参考にしまして、今後取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、新たな取組を先進自治体参考に取り組まれているということですよ。その中で柔軟な勤務時間制度というのがあるんですけども、その導入については検討はされていますか。検討というか実施されているもの、新たに検討されたものがあったら教えてください。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

新たな取組につきましては、現在検討中でございますけれども、具体的には、現在テレワークを導入しておりますが、これをまた、より実効性を高めるというようなことで、制度の見直しに取り組んでおります。それと柔軟な勤務時間制度ということになりますと、時差出勤、それからフレックスタイムなどの導入が考えられるというふうに思います。現在その取組につきましても、検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、公室長言われました柔軟な時間外制度、ほかのところで行っているのが、今言われた時差出勤、フレックス等もあります。また高齢者部分休業制度というのもございますので、そちらのほうも検討いただければというふうに思っております。

あと、先ほどの1,000時間との関連もあるんですけども、過労死ライン、過労死の労災認

定基準に照らし合わせると、先ほど1,000時間ということでしたけども、お一人だけなのか、それとも、まだまだいらっしゃるのか、阿見町の状況についてどのように認識されているのか、教えてください。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和4年度の状況を踏まえまして、当町ではその基準を超える職員が発生しないように、現在対処しているというようなところがございます。具体的には、会計年度任用職員の任用、それから派遣職員の活用、それから今年度から、中途採用の実施などによりまして、状況の改善、組織力の強化に努めているというようなところがございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

厚労省の過労死ライン、労働認定基準として、心疾患や脳疾患が発症する前の1か月間に、約100時間以上。または2か月から6か月間に、毎月約80時間以上の残業があった場合を過労死ラインとして厚労省は認定基準としています。

当然、今いただいた1,000時間、これは表に出てこない残業もあるのかなのか、そこは分かりませんが、過労死ライン越えていますよね。とても取り返しのつかない事態にならないように、対策を本当にしっかり早急にお願ひし、労務管理をしていただきたいというふうに思っております。

続いて、年次有給休暇の取得状況について伺います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

年次有給休暇の取得の状況でございますが、年々増加傾向にあるというようなことでございます。新型コロナウイルスが発生しまして、関連業務が増加したというようなことで、有給休暇の取得率自体は低下をいたしましたけれども、現在新型コロナウイルス感染症拡大が終わりまして、5類移行というような状況になりましたので、取得率は上昇傾向にあるというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 取得状況が進んでいるということで、ゆっくり休んでいただける状況が、環境が少しずつ整っているということで安心しました。

あと休日出勤状況及び振替休日の取得状況について伺います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

休日出勤でございますけれども、これも新型コロナウイルス蔓延時期をピークに減少傾向にあるというようなことでございます。それから振替の休暇でございますが、これは規程がございまして、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づきまして、勤務日前4週間、勤務日後8週間以内に取得するというように、職員に周知徹底を図っているというようなところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） まず、昨年、取得できなかった時間数が多いかというのを伺ったときに、議会事務局が96時間、生活環境課さんが54時間、廃棄物対策課さんが53時間という答弁をいただきました。この辺については、今、公室長が言われたとおり、さらに振替等については進んでいるという状況でよろしいですか。

○議長（平岡博君） 黒岩孝君。

○人事課長（黒岩孝君） お答えをいたします。

ちょっと年度で追って説明いたしますと、一番多く振替をしていた課、令和3年度では、先ほど申しました96時間という数字があったかと思うんですけども、令和4年度につきましては、一番多い課でも76時間となりまして、さらに令和5年8月末現在でも、5か月間で28時間となっております。だんだんと下がっているというような状況でございます。

ちょっと付け加えます。同一週内に振替ができなかった時間数でお答えいたしました。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、2点目の6月補正後の新体制について、伺います。

まずは、定員管理については、どのような手法で行われているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

定年退職等によります職員減の見込みなど中期的な人事を、それから財政状況などの見通しを踏まえつつ、各部各課等の業務量の変化、あるいはその職員の勤務状況、次年度以降新たに発生する業務、廃止される業務、全課を対象としましたヒアリングを実施しているところでございます。毎年度状況の変化を確認しながら、翌年度の各課の定数について決定をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 阿見町の部署別最適職員数というのは、何人とお考えなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

各課等の最適な職員数でございますけれども、その年の業務量、それから職員の育児休業や療養休暇等の状況、あるいは職員の業務への習熟度などの要因もありますけれども、その様々な要因によりまして異なっております。

毎年度の課の状況は、そういうことで変わっているというようなことでございますので、現在は各課が必要とする職員数につきましては、先ほど御説明しましたとおり、毎年度の状況を確認する定数ヒアリングを実施しまして、全体の調整をして決定しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうすると、令和5年度は364名体制で臨みましたが、4名が採用できず360人体制で進んだと。それは当然、令和3年度、4年度の状況を考えながら考慮し、それが令和5年度において最適な職員数という形になっているという形ですよね。条例定数からすればもっと採用はできるんですけども、今の業務量、行政の部分では、それがいいだろうという形になっていきますよね。

では、今年度は昨年度よりも20人増員となっている、形上、増員になっているというふうに思います。部署別の増減は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君） 冒頭に、所属する課の増減で申し上げさせていただきます。

町長公室は、秘書広聴課がプラス1、政策企画課がプラス1、人事課がプラス1となります。総務部は総務課がプラス2となります。町民生活部は町民課がプラス2、生活環境課がプラス1となります。保健福祉部は、社会福祉課がプラス4、高齢福祉課がプラス1、子ども家庭課プラス1、保育所マイナス3、健康づくり課プラス2、ワクチン対策室マイナス3となります。産業建設部は都市計画課がプラス2、上下水道課プラス2となります。教育委員会は学校教育課がプラス2、生涯学習課がプラス3となります。

再任用短時間勤務職員3名を職員数に含めまして、全体数の比較としましては、17名の増となっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうですね。私もちょっと聞き違いしたのか、今までの会議録をちょっと起こしてみたんですけども、阿見町の給与・定員管理等についてということで、ホームページに載っている資料ですよね。町が出しているこれですね。そこ340名って書いてあったので、私も360名から340名で20名の増員というふうに思いましたけども、実質は17名という形になっているんですね。ありがとうございます。

それでは、3点目です。

市制施行に向けた取組についてお伺いいたします。まず、そのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

市制施行の手続に入るための条件でございますけれども、法的な要件、人口5万人ということで、令和7年度の国勢調査の結果で確認する必要があるということでございます。その結果、速報値の発表なんですけれども、令和8年2月頃ではないかということで想定されております。この速報値を確認して、国県への手続を開始するということになります。

市制施行の時期は、早くとも令和8年度以降であるというようなことで考えてございます。なお、先行事例等を参考にしますと、最短で令和8年度中の市制施行の可能性も考えられるということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今キャンペーンを打ってまして、あれもう終わったんですかね、5万人超える、まだやっているんですけど。本当に5万人を超えて、今、公室長のほうから令和8年中に、最短であるかもしれないというのを聞くと、いよいよ心躍る気がいたします。

その市制施行に向けて、県からの権限移譲に伴う部分が多くなってくると思うんですけども、新たな部署として設置しなければならないというふうに認識されている部署は、どのようなものがありますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 県からの権限移譲の業務につきましては、現在、調査研究中であるということでございます。現時点におきまして、権限移譲に伴い、新たに部署を設けなければならないものといったしましては、福祉事務所の設置が挙げられます。そのほか権限移譲につきましては、権限移譲に基づくその部署の設置が必要かどうかにつきましては、引き続き検

討・協議をし、確認をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 平成の大合併が17年度にありまして、全国、合併して新たな町村が市になったというところも多くありました。茨城県については、17年度の平成の大合併に伴って、市になったところについての権限移譲が当然行われています。県からのそのときの移譲については、35の権限移譲があったと言われていました。

今、公室長が言われたその部分もそうなんですけども、市で結構持っている、設置されている課が、建築指導課というのがありますよね。阿見町には当然これはないんですけども、近隣の市には、それがありません。つくばも土浦も、みんなあるわけですよね。この辺の権限移譲によって設置が必要だと考えられますので、その辺調査中ということなんですけども、建築指導課の新設というのは、やっぱり必須って考えられていますかね。

○議長（平岡博君） 糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

建築指導課につきましては、必ずその権限移譲がされるというものではなくて、やはり市になっても建築指導課を置いてない市もございます。やはりその体制が整った段階で県と協議して決定していくというものでございます。

また、建築指導課にも種類がございます。建築主事を置くような建築指導課と、開発許可、そういったものに対応する建築指導課、そういったものもございますので、この辺は職員のスキル、また、その体制、そういったものを整った段階で県と協議していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今課長が言われるように、係として、業務としては2つあるところ、1個1個のところもありますので、それは県との協議の中で、必要であれば両方の係を置かなきゃならない、また人員をその分しなきゃいけないということも。それは、御答弁にもあったように、まだ調査中だということなので、先ほど伺った令和8年度、最短であるという形になれば、あっという間に令和8年になってしまうので、十分に調査のほう進めていただきたいと思っております。

それに伴って市制施行の準備室、当然市になられたところについては準備室をされているわけなんですけども、当町において準備室などの新設の部署は考えていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和8年度以降の市制施行を視野に入れますと、令和6年度には市制施行に向けた啓発活動、それから関係機関との具体的な協議などの準備段階に入る必要があると考えております。こうしたことから、全庁的な動きをコントロールしていく部署としまして、議員おっしゃられるように市制施行準備室の設置につきまして、現在、検討しているというようなところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

4点目になります。

人員の確保・業務量削減に向けた取組についてです。まず、人員確保の中で、令和5年度採用試験をしたわけですけれども、採用辞退者はいましたか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和5年度の4月の採用試験におきまして、採用の辞退者はおりましたけれども、発生後、速やかに追加合格者等の対応を取ってございます。また、令和5年7月の採用試験を行いました。採用辞退者はおりませんでした。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） あと御答弁の中で、全庁業務量調査というのをしましたよって御答弁ありましたけれども、これどのような結果になったんですかね。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

議員御承知のとおり、業務量調査につきましては、DX推進計画の策定時において、BPR手法による業務改革を進める上で基礎データとなる各事務のプロセス、それから業務時間を定量的に把握することを目的として実施をした調査でございます。

その結果としましては、細かな説明まではこの場でできませんけれども、主な結果について申し上げますと、正規職員でなければできないコア業務と、正規職員でなくてもできるノンコア業務の視点で実施した調査がございます。そちらにおきましては、正規職員のうち56.1%がノンコア業務に従事しているというような結果が出てございます。これは同じように業務量調査を実施している自治体の平均と比較して、1.5ポイントほど高くなっているということでございます。



これを受けまして、今後はデジタル技術の活用などによる業務の省力化、それから業務担い手の見直し等に取り組み、正規職員が企画立案などのコア業務に注力できる環境を整備していくということが必要であるというような結果が出されております。

また、事務作業を処理媒体別に見た調査におきまして、全庁の業務作業時間のうち、80.5%が紙を利用した作業ということになっておりまして、電子化率が9.4%にとどまっているという結果が出てございます。こちらも実施自治体の平均で比較しますと、電子化率については、2.3ポイントほど阿見町は高くなっている状況でございます。ただ紙中心の業務フローとなっていることは間違いございませんで、業務効率化の観点からも、電子中心のフローに変えていく必要があるという結果が示されております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

業務量調査、コア・ノンコア、提携して様々な部分の分類があるわけですが、適正化に向かって、さらに業務量の削減を図っていただきたいと思います。

では、業務量、さっきありましたけども議会事務局の職員の皆さんが、とにかく今、業務が多いという形になっています。議会事務局職員の適正人数を何人と考えていらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

適正な職員数でございますけれども、業務量それから職員の休暇の状況や育児休業等の状況、業務の習熟度などによりまして、毎年度課の状況によって異なるというようなことで、先ほど御説明をさせていただきましたが、議会事務局につきましては、今年度の状況を踏まえまして、今後の業務量それから職員の状況、定数ヒアリング等において、再度確認をさせていただいて、来年度の定数を決定してまいりたいというふうに考えております。

条例のほうでは5名ということで設定しておりますけれども、これはあくまでも上限ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 議会事務局職員の皆さんの業務量については、一定の理解があったというふうに認識しております。

ただ、これ条例定数によって決められているものというのを、議員、私たちの感触と皆さんの感触が違っているんだなというのは、ヒアリングした中で思うんですけども。条例定数でいけば460人とか単純に改正をして増やしたわけです。それはその点マックスじゃないわけです

よね。議会事務局って5なわけですよ。これマックスと考えてないわけですよ。しかも今2名しかいないわけですよ。ちょっと前までは1名しかいなかったわけですよ。それをマックスだという話になってくると、じゃあ条例定数を変えればいいじゃないかってなりますよね。

町議会議員の補欠選挙の要件というのは、6分の1の欠員を超えたときとなっていますね。ですから、阿見町の場合は、4名。4名が欠員になったときは、補欠選挙になるわけです。議会をサポートする議会事務局が2名となっている状況で、条例違反ではない、マックスだという、この認識はちょっと改めていただきたいと思うんです。

もし、そう言うのであれば定数改正の条例を出してください。2名でいいというのであれば、3名でいいというのであれば。そういうことだと思うので、そこら辺の部分をヒアリングする、各部署ヒアリングされていると思うんですけども、そういった単に聞くということだけは、そぐわないのかなというふうに思っております。

続きまして、阿見町の給与及び定数管理の状況、公表されております。地域手当、特殊手当を支給する……。今実際されていませんが、人材確保の観点から、阿見町の給与や地域手当についてどのような認識を持たれていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

阿見町の給与の制度でございますけれども、国の制度に準じているということでございまして、人事院勧告を受けまして、国に準じて給与条例等の改正を行って、適正に運用しているというようなことでございます。

地域手当につきましては、国の級地の区分の設定を広域化するというような調整方法の見直しが検討されておりますので、そういった動きを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 対象地域等の部分が増加傾向にあるということです。10年に1回の見直しが2024年にありますので、プッシュできるものがあるんだったらプッシュしていただきたいなというふうに思っています。

それから先ほど御案内した阿見町の給与・定員管理等の中の（3）番ラスパイレス指数の状況というのがありまして、阿見町、類似団体、全国の部分も載っています。この指数、令和2年度を頂点として下がっています。この状況をどのように認識されていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

ラスパイレス指数が変動する要因でございますけれども、給料表の改定率が国と異なる場合、

それから昇給短縮，それから延伸が行われた場合，採用・退職の階層の変動などによりまして職員構成が変動した場合，ラスパイレス指数が変動するというようなこととございます。

阿見町におきましては，令和2年度を頂点としてラスパイレス指数が下がっているというような状況でございますが，これにつきましては，職員の変動があったというように理解しております。

参考までに，阿見町のラスパイレス指数，最新ですと令和4年4月でございますが，県の平均，これ県の市の平均が97.5，阿見町は97.7ということとございます。それから県内の市町村の平均が97.5，県内の町村の平均が97.7，阿見町が97.7ということとございます。県の自治体の中でも，ちょうど中間に位置している22位ということとございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ラスパイレス指数は国家公務員との比較ですけれども，固定された観念があるんじゃないかと私は思っているんですよ。つまり100を超えてはいけないというようなイメージがあるのであれば，その97.7，今言われたほぼ真ん中だよという形で。何でこの阿見町がこんなに窮しているのに，職員の皆さんが困っているのに100以上を目指さないのかと思うんですよ。

実際に，全国で231の自治体が100以上になっているわけですよ。105%までなっていますよね。県内でも茨城県自体が，100.3，全国14位ですよ。水戸は99.3で中核市としては34番目ですけれども，東海村さんについては101.3%，市町村では39位ですよ。100を超えてはいけないという観念があるのであれば，どんなことやったって職員さんの改善は，労働環境は変わらないですよ。そこを一生懸命やっていくんだということを見せていただかなければ，なかなか採用のほうにも響かないし，モチベーションも上がっていかないんじゃないかというふうに思います。

続きまして，5点目です。

働き方改革の意識調査，意向調査，どのような結果が得られたかをお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

職員に対しての意向調査は実施しておりませんが，職員組合等からの要求を集約した要求書のほうでは，時間外の縮減と，それから適正な人員配置を望む声が上がっているというところとございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 男性職員の育児休暇の取得状況はどのようになっていますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

男性職員の育児休暇の取得率でございますが、5年前までは0%でございましたが、令和3年度に28.6%、令和4年度には75%、令和5年度現時点で100%というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

目覚ましい改革、改善になりました。本当にこれはうれしい限りです。

私ごとですけれども、孫が2人目生まれまして、子供が日夜孫を見ているのが、やっぱり普通じゃないんですね。やっぱり奥さんとすると、旦那さんの力、家族の力をとにかく欲していますので、今100%男性職員が取れるようになったということは喜ばしいと思います。

あと、働き方改革の実効ある取組を推進するために、専門チームを設置する必要があるのではないかと私は考えておりますけれども、新チームの設立について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

現在、専門チームの設置はしておりませんが、関係部署等と横断的に協議を進めながら、職員のワークライフバランスの確立に努めているというような状況でございます。今後、市制施行に向けた取組を行うためにも、適正な事業の実施、事務の執行、経営資源の有効な活用などを図るために、組織機構それから職員定数、行政改革、事務処理適正化等の総括する部署の設置が必要ではないかというふうなことで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。質問は以上で終わります。

今回3回目、類似とすると3回目の質問になります。阿見町の職員さんの状況について3回伺いました。地方公務員の一般職については、三六協定が不要です。しかし、いくらでも好きに働かせてよいわけではありません。2019年4月1日から働き方改革関連法によって、時間外労働時間に上限が設けられたように、労働者の超過勤務が健康にもたらす悪影響は、社会問題となっているわけです。労働基準法の適用がないからといって、苛酷な超過労働をさせてはいけません。組織や地域の発展が閉ざされていくことになってしまいます。

今回の一般質問によって、心の不調により休職している職員が、さらに増加していることが分かりました。また、対策が十分に功を奏していないことも分かりました。原因の本質は何なのかを見極め、有効な改善策を一日も早く実行することが急務です。入庁された職員の皆様には、行政官としての夢があります。このようにしたいと思う人生のプランがあります。どうかもう職員の未来を奪わないでください。職員を守りながら、健全な行政運営を行うことは、さらなる住民福祉の向上につながります。

このことを切にお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 反問権は使えますか、反問権。

○議長（平岡博君） ここで、議員の考え方を確認するために……。

〔「どういうことだか聞いたほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 先ほど栗原議員おっしゃった結論で、職員の療養休暇の数が現在増えているというふうなことでおっしゃいましたが、答弁のほうでは、数は減っておりますというふうに答弁させていただいております。

これも御説明をさせていただいております。令和4年度19名だったところが、令和5年度当初には15名、それから現在は10名だということで御説明をさせていただいておりますので、ちょっと認識が違うのかなというふうに思います。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そういう反問されているわけですが、私は今回の質問通告書に、令和4年度についてはどのようになっていますかというふうに伺っているわけです。ですから、令和3年度と令和4年度については、1名増なわけですよ。しかも時間外については、870時間から1,000時間になっているわけですよ。令和5年度の今の状況、まだファイナルじゃないですよ、来年3月まであるわけですから。どういう状況か分からない状況の中で、今実際に19名が15名って言っているのはおかしいですよ。

そういうことがあるから、私は増加しているでしょうって。じゃあ1,000時間っていうのは違うんですか。先ほど答弁あったの、訂正するんですか。

○11番（海野隆君） それは違う話だよ。質問したことについて言わないと駄目でしょう。

○議長（平岡博君） はい。

○7番（栗原宜行君） 今言った、私の発言したことに対して、これはこういう趣旨でいいんですかというのは反問権でしょう。私の考えに対して、それを自分たちの考えと違うから反問するという、それが反問権なんですか。

○11番（海野隆君） 増加していることの根拠を言わないと駄目だよ。反問されているんだから。

○議長（平岡博君） そう。だから、栗原君の根拠。根拠は、要するに令和4年の、要するに人数が……。

〔「だってこれ、質問することの一部まで……」と呼ぶ者あり〕

○7番（栗原宜行君） 議長、不規則発言がありますので。

〔「そのとおりのこと言ってるんだから……」と呼ぶ者あり〕

○8番（飯野良治君） 議長、海野議員がちょっと不規則発言を……。

○議長（平岡博君） ちょっと、ちょっと待って。飯野議員、飯野議員もそうだからね。待ってなさい。

佐藤哲朗君、もう一度。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 栗原議員の御質問、令和5年度は、さらに心の不調に療養休暇を取得した職員が増えておりますがという再質問があったんですね。最後の部分につきまして、現在増えているというような状況のまま継続しているような形の御指摘でございましたので、現在は減っているということで私どもは説明をさせていただいているというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 先ほどの答弁のときに、再質問のときに私もお話ししましたけども、認識の違いがあるんですかと。令和3年度は18人ですよって、令和4年度は何人ですか、19人ですよって。そのときに、じゃあ令和5年度については、15人、9月現在では10人というふうな話が、答弁ありました。これは、令和3年度に1人だったら、令和5年度は1人なんですか。これは累計でいくのではなくて、そのときそのときの部分で行くんですか。

ですから、そこはまだ分からない。確定してないんでね。確定してないから分からないから、令和5年度については、先ほども言ったように下がったんですね。そういう解釈なんですね。だけど、令和3年度と令和4年度についての比較を伺ったら、1名増なんですね。その1名増は増じゃないんですか。だから増ですねということ言ってるわけですよ。

これが、例えば令和6年の3月に、もっと15とか10とか9とか8とかってなっていくんだしたら、来年になって私が令和5年度は下がりましたねってなりますよ。でも、伺ったのは令和3年度と令和4年度がどうでしたかって聞いてて、1名増と言うから、じゃあ増なんですねって。時間外はどうなったんですかって、一番多く取った人はどうなんですかって言ったら1,000時間って答えたわけでしょう。違うんですか、それ。

ですから、そういうまとめとしてお話をしただけなんです。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 1点目の御質問でございますけれども、心の不調による退職者や休職者について、令和4年度と、4月以降現在までの状況についてということで御質問されております。それについて私どもは、現在の状況をお答えして、減っておりますということでお答えをしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） この時間、これはカウントされないんですよね。反問、大丈夫ですよ。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 何度も言いますが、それは分かったって言っているじゃないですか。令和5年度については、令和5年度については……。

〔「最後の意見だけは直してくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○7番（栗原宜行君） いや、違いますよ。令和5年度に……。

〔「静かに、静かに」と呼ぶ者あり〕

○7番（栗原宜行君） 令和5年についてはそういうふうになんて下がったんですね、だってそれはコンプライトされてないわけでしょう。ですからコンプライトされているんですかって言ってるんですよ。15名って来た、9月1日までは10人で来た。これってそれで終わりなんですか。令和6年の3月の段階で、そうなるんですかってことなんですよ。

〔「質問が違うんじゃないんですか。現在までの状況で書いてある……」と呼ぶ者あり〕

○7番（栗原宜行君） いや、それはだからメインじゃないですよ。今の状況、この質問の趣旨は、令和3年度について令和4年度になったので、それが終わったから、それがどうなったんですかというのが主の質問ですから。

〔「みんな分かってくれてるから大丈夫だよ」「感覚が違うから駄目だよ」「かみ合っていないもん、話が」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 栗原議員も執行部の方もちょっとギャップがありますので、考え方がちょっと若干ずれて、違うと思いますので、この件は一応ここで終わりにします。

これで7番栗原宜行君の質問を終わります。

---

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月21日から9月25日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時58分散会



第 4 号

[ 9 月 26 日 ]

## 令和5年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月26日（第4日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	白石	幸也君
保	健	福	祉	部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上稔君
教育委員会教育部長	飯村弘一君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳

## 令和5年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第4号

令和5年9月26日 午前10時開議

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第1  | 議案第61号                                   | 阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について                    |
| 日程第2  | 議案第62号                                   | 公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止について      |
| 日程第3  | 議案第63号                                   | 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）                       |
|       | 議案第64号                                   | 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）                   |
|       | 議案第65号                                   | 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）                     |
|       | 議案第66号                                   | 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第4  | 議案第67号                                   | 令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について                    |
|       | 議案第68号                                   | 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について              |
|       | 議案第69号                                   | 令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                |
|       | 議案第70号                                   | 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について             |
|       | 議案第71号                                   | 令和4年度阿見町水道事業会計決算の認定について                     |
|       | 議案第72号                                   | 令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について             |
| 日程第5  | 議案第73号                                   | 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について               |
| 日程第6  | 議案第74号                                   | 町道路線の廃止について                                 |
|       | 議案第75号                                   | 町道路線の認定について                                 |
| 日程第7  | 請願第1号                                    | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 |
| 日程第8  | 意見書案第2号                                  | 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）             |
| 日程第9  | 議員提出議案第4号                                | 阿見町議会規則の読点の表記を改める規則の制定について                  |
| 日程第10 | 議員派遣の件                                   |   |
| 日程第11 | 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について |   |

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第61号 阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について

○議長（平岡博君） 初めに、日程第1、議案第61号を議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告を行いたいと思います。

命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年9月8日午前10時に開会し、10時18分まで慎重審議を行いました。出席委員は4名で、1名の欠席がありました。議案説明のため、執行部より町長公室長をはじめ18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず、議案第61号、阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について、質疑を許したところ質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第61号、阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第61号についての委員長報告は原案可決であります。

議案第61号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第62号 公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める  
条例の廃止について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、議案第62号を議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第62号、公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止について、質疑を許したところ、委員から、以前は縦書きが主流だったので、左横書きをわざわざ条例に定める必要があったけれど、現在は左横書きが主流になったので廃止するという理解でよいかという質疑があり、執行部から、従前は法律もそうだったが、町の例規類も縦書きとなっていた。それを横書きに改めるときにこの条例を施行したものです。現時点で全てこれによって横書きに改められており、この条例自体は廃止するという事ですのでという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第62号、公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第62号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第63号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第64号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第63号から議案第66号までの4件を一括議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、委員から、消防費の消防施設管理事業、工事請負費解体・仮設工事を補正で対応した背景について質疑があり、執行部から、追原地区内の県道拡幅工事に伴い、道路にかかる既存の20トン防火水槽2基を撤去するためのものです。当初は令和6年度で計上する予定でしたが、県の工事が早まり補正で対応したという答弁がありました。

また、委員から、地球温暖化対策事業で20万円が増額されている。年度前半で使い切ったということですかという質疑があり、執行部から、7月現在で全て予算を使い切ってしまったので補正で対応したということだという答弁がありました。

さらに委員から、年間でどの程度の予算を組んだのかという質疑があり、執行部からは、令

和5年度は、電気式が8基、コンポストが12基、補助金は、電気式は補助率3分の1、上限2万円、コンポストは補助率3分の2、上限が3,000円となっています。足りなくなったら再度補正を検討していきたいという答弁がありました。

また、委員から、歳入で財政調整基金が減額になっている。減額の理由は何かという質疑があり、執行部からは、普通交付税の増額、歳出の補正額、歳入の補正額、これらのトータルで差額分を減額しているという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち総務常任委員会所管事項については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年9月8日午後2時に開会し、午後3時1分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より立原教育長をはじめ19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、民生費の児童福祉費、児童福祉事務費の保育所設置・運営法人選考委員会委員報酬8万円の内容は、との質疑があり、執行部からは、新たに保育所の設置を検討しており、潜在的な待機児童が増えていること、今後の転入者の増加に対応するために新たな保育施設の誘致を検討しており、その選考委員会委員の報酬ですとの答弁がありました。

次に、同じく民生費の児童福祉費、児童福祉事務費の報酬と職員手当の内容は、との質疑があり、執行部からは、報酬は保育所の選考委員会委員の報酬で、そのほかに職員の退職や今後産休・育休に入る職員がいるため会計年度任用職員2名分の報酬と期末手当ですとの答弁がありました。

次に、保健衛生総務費、母子保健事業について、産後ケア事業委託料46万9,000円の増額の内容は、との質疑があり、執行部からは、昨年度は宿泊が2件、通所が6件ということで、当



初予算では多めに見込んでいたが、このところ利用者が伸びており、現時点で宿泊が11件、通所が9月末までに12件の予約の方が来ており、今回補正するとの答弁がありました。

次に、職員給与関係経費の時間外勤務手当の当初予算334万5,000円が補正で、同額程度の311万円の時間外手当を追加補正した理由についての質疑があり、保健師の不足による業務量の増加と、子育て支援アプリの導入等の新規事業による業務量の増加です。現職員での対応では業務が過剰になり、時間外が想定以上に増えたための増額補正ですとの答弁がありました。

次に、教育費の保健体育費、保健体育事務費について、地域クラブ支援業務委託料165万円の内容は、との質疑があり、執行部からは、中学校の部活動の地域移行ということで、中学校の部活動の土曜・日曜の活動を地域の指導者に移行していく手だてを考えていくための業務委託料ですとの答弁がありました。

次に、教育費の予科練平和記念館費、予科練平和記念館事業について、印刷製本費51万5000円の内容は、との質疑があり、執行部からは、当館で販売している「予科練物語」という書籍の在庫が切れたので、その印刷をするための経費ですとの答弁がありました。

次に、教育費の学校給食費、給食センター維持管理費、保守点検委託料の内容は、との質疑があり、執行部からは、給食センターが築10年目を迎え、設備の不具合等が増加している。現在、夏休みに1回のみ炊飯システムの点検作業を行っているが、冬休みと春休みにも行うため、保守点検の委託料を増額するものですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、認定調査等費の調査委託料43万9,000円の増額の内容は、との質疑があり、執行部からは、認定調査員5名いるうちの2名が急遽退職することになり、認定調査の数量を確保するのが難しくなった関係で、町内の介護支援事業所に業務委託をして、認定調査を行っていくための予算で、積算の内容は、1か月当たり調査151件、調査員3名で実施可能な調査が132件、差引き1か月当たり19件不足するというので、月19件掛ける7か月で133件、1件当たり税込み3,300円で、43万9,000円計上した、との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年9月11日午前10時に開会し、午前10時29分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は0名でした。

まず初めに、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、新商品開発事業支援補助金の件数と内容についての質疑があり、執行部からは、現在7件の相談が来ており、補助金交付見込額が総額で364万1,000円となることから、当初予算200万円との差額分を補正するもの。7件の内訳は、飲料類2件、被服類2件、菓子類1件、飲食類2件となるとの答弁がありました。

次に、平地林保全整備事業の中の償還金、利子及び割引料の内容についての質疑がありました。執行部からは、県の身近なみどり整備推進事業で整備した森林が、工業団地立地企業の敷地拡張に伴う地区計画の変更で森林でなくなるため、県に対する返還金と加算金であるとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修事業の調査委託料の内容についての質疑がありました。執行部からは、圏央道に架かる2つの町橋梁の法定定期点検の費用である。NEXCO東日本からの申出に基づき、これら2つの町橋梁をNEXCO東日本に移管することの協議を進めていたが、最終的には移管ができないという結論になったため、当初予算に含めていなかった2つの橋梁分の定期点検費用を計上するものと答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の土地購入費と補償金の内容、及び当該道路の開通時期についての質疑があり、執行部からは、土地購入費は、用地交渉で購入の見込みが立った面積約269平方メートルの土地の用地買収の費用で、補償金は、用地買収に伴う物件の補償物の費用となる。開通時期は令和6年度末を予定して用地交渉や工事を進めているとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第63号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第65号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、配水管布設替え工事の工事請負費の内容についての質疑がありました。執行部からは、老朽化した配水管の布設替え工事費用で、年度当初に予定していなかった地区

において漏水が発生し、今後も同様の漏水が発生するおそれがあるために補正するものとの答弁がありました。

次に、6月議会で補正した調査費との関係についての質疑があり、執行部からは、6月議会での補正に基づく更新計画の見直し業務は、現在も履行中である。実際に漏水が起きている地区が複数あるため、詳細を調査しながら前倒しで行う形で計画の見直しを進めている。今回の工事箇所は二区北地内になるが、そのほか青宿や住吉などでも古い管について漏水が発生しているため、見直しの対象となると思うとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第65号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第66号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、公営企業会計支援業務の委託料の内容についての質疑があり、執行部からは、現在、下水道事業の公営企業会計や消費税申告といった専門性の高い業務を会計士に委託しているが、職員が行っている同様の業務について追加で委託をするもの。今年度から筑見地区の下水道新規整備の業務が増加し、専門性の高い業務が全体の業務遂行に当たり支障を来すようになってきたことから、円滑かつ適切に行う方法として委託を行うとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第66号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第63号から議案第66号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第66号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第67号	令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号	令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号	令和4年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第72号	令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第67号から議案第72号までの6件を一括議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において、予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長高野好央君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長高野好央君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（高野好央君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年9月12日、13日、14日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第67号、令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第68号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第69号、令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第70号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第71号、令和4年度阿見町水道事業会計決算認定については、全委員が賛

成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第72号、令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会では昨年度から当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査しております。決算認定では、決算を次年度以降の予算に反映させるという目的で、令和4年度の重点事業を選定し、議会報告会で町民の御意見もいただきながら事務事業調査及び評価を行い、3日間の審議に臨みました。これらの結果に基づき提言書を取りまとめましたので、執行部に提出してまいります。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第67号から議案第72号までの6件についての委員長報告は、原案認定であります。

本案6件は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第72号までの6件は、原案どおり認定することに決しました。

---

#### 議案第73号 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第73号を議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに続きまして、議案第73号、

都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について、報告いたします。

質疑を許しましたところ、今回2つの工区について一括発注になった理由についての質疑があり、執行部からは、構造物の違いによる2つの区間であるが国の補助事業として実施しており、工事を円滑に進めるために一括発注を行ったとの答弁がありました。

次に、工事に伴う電柱の移設場所についての質疑があり、執行部からは、東京電力の電柱となるが建てる場所の強度の問題等があるため、東京電力のほうで設計を組み適切な場所に移設をするということで調整を図っているところであるとの答弁がありました。

次に、工事に関係する歩道の整備の完了時期についての質疑があり、執行部からは、排水路の工事は令和4年度・令和5年度の2か年で、歩道の工事はそれを追いかけるように令和5年度・令和6年度の2か年で工事を予定しているとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第73号、都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第73号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第74号 町道路線の廃止について

議案第75号 町道路線の認定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第74号及び議案第75号の2件を一括議題とします。

本案については、去る9月5日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員

長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは，続きまして，議案第74号，町道路線の廃止について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第74号，町道路線の廃止については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第75号，町道路線の認定について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第75号，町道路線の認定については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第74号及び議案第75号の2件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案2件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって，議案第74号及び議案第75号の2件は，原案どおり可決することに決しました。

---

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る  
意見書採択を求める請願

○議長（平岡博君） 次に，日程第7，請願第1号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については，去る9月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは，先ほどに引き続きまして，請願第1号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について，紹介議員より説明がありました。

質疑を許しましたところ，質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，請願第1号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第1号についての委員長報告は，採択であります。

本案は，委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって，請願第1号は，委員長報告どおり採択することに決しました。

---

意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書  
(案)

○議長（平岡博君） 次に，日程第8，意見書案第2号，教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

紙井和美君，登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） それでは，意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号，教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。



令和5年9月26日、提出者 阿見町議会議員紙井和美。

賛成者、同久保谷実、柴原成一、川畑秀慈、栗原宜行。

提案理由、別紙意見書案のとおり。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月26日、茨城県阿見町議会。

提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。  
以上でございます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第2号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。

よって，意見書案第2号については，原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除を願います。

---

#### 議員提出議案第4号 阿見町議会規則の読点の表記を改める規則の制定について

○議長（平岡博君） 次に，日程第9，議員提出議案第4号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番久保谷充君，登壇願います。

〔12番久保谷充君登壇〕

○12番（久保谷充君） 皆さん，おはようございます。

議員提出議案第4号，阿見町議会規則の読点の表記を改める規則の制定について，提案理由

を申し上げます。

本案は、阿見町条例の読点表記を改める条例の制定についてが今定例会に上程されたことを受け、条例とともに阿見町の例規を構成する議会規則についても同様の改正を行うため、当該規則を制定するものです。

提出者、阿見町議会議員久保谷充。

賛成者、阿見町議会議員高野好央、同じく吉田憲市、同じく紙井和美、同じく川畑秀慈、同じく海野隆。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員派遣の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

閉会の宣言

○議長（平岡博君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和5年度第3回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時54分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 飯 野 良 治

署 名 員 野 口 雅 弘

## 参 考 资 料

## 令和5年第3回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第61号 議案第62号 議案第63号	阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について 公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育 常任委員会	議案第63号 議案第64号 請願第1号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
産業建設 常任委員会	議案第63号 議案第65号 議案第66号 議案第73号 議案第74号 議案第75号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負契約について 町道路線の廃止について 町道路線の認定について
予算決算 特別委員会	議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号	令和4年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年度阿見町水道事業会計決算認定について

	議案第72号	令和4年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定 について
--	--------	------------------------------------



## 閉会中における委員会（協議会）の活動

令和5年6月～令和5年8月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	7月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回臨時会会期日程等について</li> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	8月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員提出議案について</li> <li>・ 第3回定例会会期日程等について</li> <li>・ 請願・陳情等について</li> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	9月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回定例会会期日程等について</li> <li>・ その他</li> </ul>
総務 常任委員会	6月29日	茨城県土浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家対策における県南地域の現状と 当町の課題等について</li> </ul>
	7月7日	茨城県那珂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 那珂核融合研究所の現状について</li> </ul>
	7月7日	茨城県東海村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海第二発電所の現状について</li> </ul>
	7月13日	茨城県ひたち なか市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難計画の取り組みについて</li> </ul>

総務 常任委員会	7月13日	茨城県水戸市	・茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画）について
民生教育 常任委員会	8月25日	茨城県神栖市	・はさきマリンプールの運営について
議会改革等調査 研究特別委員会	6月25日	全員協議会室	・議会基本条例について ・その他
	6月27日	宮城県大和町	・議会改革の取り組みについて
	6月28日	宮城県柴田町	・議会改革の取り組みについて
	7月8日	全員協議会室	・議会基本条例について ・その他
	8月26日	全員協議会室	・政治倫理条例について ・議会基本条例について ・今後の特別委員会の進め方について ・その他
予算決算 特別委員会	6月20日	全員協議会室	・事務事業調査について ・その他
	8月8日	全員協議会室	・調査結果について ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他
	8月29日	全員協議会室	・委員長の辞任について ・副委員長の辞任について

予 算 決 算 特 別 委 員 会	8月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長の互選について</li> <li>・ 副委員長の互選について</li> <li>・ 事業評価について</li> <li>・ 9月定例会での予算決算特別委員会の運営について</li> <li>・ その他</li> </ul>
広 聴 広 報 特 別 委 員 会	7月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより第177号の発行について</li> <li>・ 議会モニターからのご意見について</li> <li>・ 議会モニター会議リハーサル</li> <li>・ その他</li> </ul>
	7月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター会議</li> <li>・ 議会モニター会議講評</li> <li>・ その他</li> </ul>
	7月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより第177号の発行について</li> <li>・ 次回の議会モニター会議について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	8月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター会議について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	8月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニターからのご意見について</li> <li>・ その他</li> </ul>
全 員 協 議 会	6月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風2号大雨による町内被害状況報告について</li> <li>・ あて職について</li> <li>・ その他</li> </ul>

全 員 協 議 会	7月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曙地区街区公園整備工事の概要について</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7次総合計画策定の進捗状況について</li> <li>・市制施行に向けた検討状況について</li> <li>・中央八丁目地内排水路整備工事の概要について</li> <li>・その他</li> </ul>

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	6月29日	第2回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・専決処分の承認を求めることについて（令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）） ・専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて） ・令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について ・龍ヶ崎地方衛生組合議会規則の読点の表記を改める規則について	大野誠一郎  井原正光  原案可決  原案承認  原案承認  原案可決	吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町 斎場組合	7月3日	全員協議会 ・令和5年第1回斎場組合議会臨時議会の議案説明について		野口雅弘 高野好央 栗田敏昌

牛久市・阿見町 斎場組合	7月3日	<p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決事項の承認について（牛久市・阿見町斎場組合の個人情報保護に関する法律施行条例）</li> <li>・専決事項の承認について（牛久市・阿見町斎場組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例）</li> <li>・牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任について</li> </ul>	<p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>加藤政行</p>	野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
茨城県後期高齢者医療広域連合	7月25日	<p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長の選挙について</li> <li>・副議長の選挙について</li> <li>・議会運営委員の選任について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて</li> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連</li> </ul>	<p>大津亮一 植竹美智雄 油原信義, 菊池靖一, 飛田謙一, 矢口勝雄, 関口忠男, 稲葉里子, 中村博美, 坪和久男, 山本 実, 宮内 守, 川澄敬子, 今村和章</p> <p>原案同意</p> <p>原案同意</p>	平岡 博

茨城県後期高齢者医療広域連合	7月25日	合監査委員の選任の同意を求めることについて ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	原案承認	平岡 博
	7月25日	全員協議会 ・第2回定例会の日程・議案等について		平岡 博
稲敷地方広域市町村圏事務組合	8月28日	第2回臨時会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について ・令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）	原案可決  原案可決  原案可決	難波千香子 海野 隆
		8月28日	研修 ・組合施設の概要調査（龍ヶ崎消防署・牛久消防署・阿見消防署・いなほ消防署）	難波千香子 海野 隆

請 願 文 書 表

令和5年第3回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者名	氏名 紹介議員名	議決結果
1	令和5年8月4日	<p>1. 件名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を</p>	<p>茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館2階 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 他180名</p>	<p>高野好央</p>	



		推進すること。 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。			
--	--	--	--	--	--

令和5年9月26日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会  
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年9月8日（金）午前10時00分～午前10時18分
2. 審査委員 海野 隆  
難波千香子  
高野 好央  
石引 大介
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの  
議案第61号  
議案第62号  
議案第63号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年9月26日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会  
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年9月8日（金）午後2時00分～午後3時01分
2. 審査委員 紙井 和美  
久保谷 実  
柴原 成一  
川畑 秀慈  
平岡 博  
栗原 宜行
3. 審査結果
  - ・原案通り可決したもの  
議案第63号 内 民生教育常任委員会所管事項  
議案第64号
  - ・採択したもの  
請願第1号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年9月26日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会  
委員長 吉田 憲市

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

#### 記

1. 審査期日 令和5年9月11日（月）午前10時00分～午前10時29分
2. 審査委員 吉田 憲市  
栗田 敏昌  
久保谷 充  
野口 雅弘  
樋口 達哉
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの  
議案第63号 内 産業建設常任委員会所管事項  
議案第65号  
議案第66号  
議案第73号  
議案第74号  
議案第75号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年9月26日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会予算決算特別委員会  
委員長 高野 好央

予 算 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和5年9月12日（火）午前10時00分～午後 3時23分  
令和5年9月13日（水）午前10時00分～午後 0時23分  
令和5年9月14日（木）午前10時00分～午前11時27分

2. 審査委員 15名

3. 審査結果 ・原案通り可決したもの  
議案第67号  
議案第68号  
議案第69号  
議案第70号  
議案第71号  
議案第72号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り